

9月30日(木)

出席委員

委員長 渡部 茂 君
副委員長 小芝 新 君
同 新妻 さえ子 君
委員 おくの 晋 治 君
同 松本 としひろ 君
同 西村 直子 君
同 せお 麻里 君
同 くにば 雄大 君
同 田中 さやか 君
同 吉田 ゆみこ 君
同 湯澤 一貴 君
同 松澤 和昌 君
同 安藤 たい作 君
同 高橋 しんじ 君
同 須貝 行宏 君
同 つる 伸一郎 君
同 あくつ 広王 君

委員 塚本 よしひろ 君
同 芹澤 裕次郎 君
同 大倉 たかひろ 君
同 木村 けんご 君
同 高橋 伸明 君
同 鈴木 博 君
同 中塚 亮 君
同 鈴木 ひろ子 君
同 西本 たか子 君
同 藤原 正則 君
同 こんの 孝子 君
同 たけうち 忍 君
同 若林 ひろき 君
同 石田 秀男 君
同 渡辺 裕一 君
同 大沢 真一 君

欠席委員

委員 のだて 稔史 君
同 石田 ちひろ 君

その他の出席議員

本多 健信 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
和 氣 正 典 君

企 画 部 長
堀 越 明 君

計画推進担当部長
企画部財政課長事務取扱
黒 田 肇 暢 君

企画調整課長
佐 藤 憲 宜 君

情報推進課長
(情報戦略担当課長兼務)
宮 澤 俊 太 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

総 務 課 長
古 卷 祐 介 君

人 事 課 長
(人事育成担当課長兼務)
崎 村 剛 光 君

経 理 課 長
東 野 俊 幸 君

税 務 課 長
提 坂 義 文 君

地 域 振 興 部 長
久 保 田 善 行 君

地 域 活 動 課 長
川 島 淳 成 君

生活安全担当課長
森 田 武 人 君

戸 籍 住 民 課 長
木 村 浩 一 君

商業・ものづくり課長
遠 藤 孝 一 君

文化スポーツ振興部長
山 崎 修 二 君

文化観光課長
篠 田 英 夫 君

スポーツ推進課長
中 元 康 子 君

オリンピック・パラリンピック準備課長
辻 亜 紀 君

子ども未来部長
柏 原 敦 君

参 事
子ども未来部子ども育成課長事務取扱
廣 田 富 美 恵 君

子ども家庭支援センター長
山 下 隆 君

保 育 課 長
立 木 征 泰 君

保育教育運営担当課長
初 貝 誠 利 君

保 育 支 援 課 長
若 生 純 一 君

福 祉 部 長
伊 崎 み ゆ き 君

福祉計画課長
寺嶋 清 君

高齢者福祉課長
宮尾 裕介 君

高齢者地域支援課長
菅野 令子 君

生活福祉課長
櫻木 太郎 君

健康推進部長
(品川区保健所長兼務)
福内 恵子 君

保健整備担当部長
秋山 徹 君

参 事
品川区保健所保健予防課長事務取扱
鷹 箸 右子 君

新型コロナウイルス予防接種担当課長
豊嶋 俊介 君

都市環境部長
中村 敏明 君

都市整備推進担当部長
末元 清 君

住宅課長
竹田 昌弘 君

木密整備推進課長
森 一 生 君

建築課長
長尾 樹偉 君

環境課長
河内 崇 君

品川区清掃事務所長
品川 義輝 君

防災まちづくり部長
藤田 修一 君

災害対策担当部長
(危機管理担当部長兼務)
滝澤 博文 君

交通安全担当課長
川口 浩和 君

道路課長
(用地担当課長兼務)
溝口 雅之 君

公園課長
高梨 智之 君

防災課長
山本 浩一 君

防災体制整備担当課長
平原 康浩 君

会計管理者
中山 文子 君

教 育 長
中島 豊 君

教 育 次 長
米田 博 君

庶務課長
有馬 勝 君

選挙管理委員会事務局長
齋藤 信彦 君

区議会事務局長
工藤 俊一 君

○午前10時00分開会

○渡部委員長 ただいまより、決算特別委員会を開きます。

委員会の審査に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本委員会は、去る9月17日の本会議におきまして、35名の委員により設置されました。これまでと同様に、理事会を設置し、計画された審査日程等に基づき、令和2年度各会計決算の審査を行うものであります。

このたび、委員長の大役を、皆様方のご推挙により私が仰せつかり、重責を担うことと相なりました。幸いにして、各会派より優秀な副委員長、また理事の方々が選出されましたので、皆様と一致協力いたしまして、誠心誠意、全力を尽くしてまいり所存でございます。委員ならびに理事者の方々のご協力と真摯なるご討議を賜り、成果のある審査ができますよう、心からお願い申し上げます。

コロナ対策をしながらになります。マスクをしての発言になりますので、皆様に聞き取りやすいように、なるべく大きめの声で分かりやすく進めていただければと思います。予算特別委員会のときに感じたもので、一言申しつけさせていただきます。

簡単ではございますが、委員長の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから着席のまま発言をさせていただきます。

引き続きまして、区長より発言を求められておりますので、よろしくお願いいたします。

○濱野区長 本日からの決算特別委員会、どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和2年度各会計歳入歳出決算につきましては、去る9月17日の本会議でご提案申し上げ、ご説明申し上げたところでございます。令和2年度一般会計決算は、実質収支で35億548万円余の黒字、経常収支比率につきましても77.8%ということで、引き続き健全財政を維持しているところでございます。

しかしながら、日本経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の影響などもございます。先行きが見通せない状況であります。また、企業の景況は、業種によって差はあるものの、なべて厳しい状況が続いており、今後は特別区民税や都区財政調整交付金、歳入への少なからぬ影響も見込まれております。このような状況を踏まえまして、これからは例年にも増して歳入確保のために創意工夫を図りますとともに、感染症の終息を見据え、区民生活の向上、そして区内経済の活性化に向けた政策の推進に努めてまいります。

ただいま、令和4年度を初年度とする総合実施計画の策定を進めているところでありますけれども、その中では、少子高齢化の進展による人口構造の変化への対応、包摂的な社会への取組、環境負荷の軽減や災害への対応力強化など、顕在化している課題の解決に向け、政策転換に取り組んでまいります。

本決算特別委員会におきましては、ご審議いただく中で、様々なご意見またはご要望を承ることになろうかと思っております。それぞれ真摯に受け止めて、今後の区政運営にしっかりと活かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

簡単ですが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○渡部委員長 それでは、当委員会の運営につきまして、あらかじめ理事会で種々協議をいたしました結果、お手元に配付の資料「決算特別委員会の運営について」を作成いたしました。

これより、小芝副委員長がご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○小芝副委員長 それでは、決算特別委員会の運営につきまして、お手元の資料によりご説明いたし

ます。

まず、第1項、理事および理事会の設置につきましては、本委員会を円滑に運営するため、設置されたものであります。組織および協議事項は、資料のとおりでございます。

次に、第2項、審査日程につきましては、審査日数を7日間とし、その日に予定した審査は、終了予定時間を超えても完結することとし、審査日程の変更はいたしません。具体的な審査日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりでございます。

次に、第3項、開会、閉会および休憩につきましては資料のとおりでございますが、特に開会時間は、審査促進のため、定刻開会に一層のご協力をお願いいたします。

次に、第4項、款別審査の質疑等についてでございます。各会派におかれましては、あらかじめ定めた質問時間の枠の範囲内で質問者をお決めいただき、前日までに、副委員長または理事を通じて、委員長に通告をお願いいたします。無所属の委員が質問する場合も同様となります。

なお、質問時間は、会派におかれましては、1人当たりの質問時間は、答弁時間も含めて、10分、15分、20分のいずれかとし、無所属の委員は、答弁時間も含めて、1日につき10分となります。

質疑の際は、必ず最初に記載ページおよび質問項目をお示しください。また、資料を提示される場合は、パネル等の取扱い基準に則り、事前に委員長にお申出の上、あらかじめ許可を得ている旨を一言添えてください。

終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らしますので、質問の途中でありましても、直ちに切りやめていただきます。

関連質疑に関しましては、委員長の許可により5分以内で行うことが可能とし、終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らします。

また、1日に複数の項目を審査する場合は、一括説明、一括質疑の運営形態といたします。

次に、第5項、総括質疑につきましては、例年と同様に、特に政策的な質疑をお願いいたします。

なお、質疑は、別に用意いたします質問者席で行い、質疑の順序は大会派順といたします。また、理事者におかれましては、総括質疑という性質上、原則として部長級以上および財政課長が答弁されますよう、お願いいたします。最終日は、総括質疑の終了後、各会派の意見表明、表決という手順を進めることとなります。

次に、第6項、委員会傍聴の取扱いにつきましては、5階の理事者控室に当委員会の音声を放送いたします。

次に、第7項、資料要求につきましては、理事会で協議の上、必要な資料を要求し、既にお手元に配付しております。

最後に、資料には記載がございませんが、新型コロナウイルスへの対応として、理事者におかれましては第一委員会室および第二委員会室への入室者を限定しているとのことですので、各委員におかれましては、ご質疑に際しては、その日の審査内容、款を外れないよう、款別審査の徹底に改めてご留意いただきますようお願いいたします。

以上で、委員会の運営につきましての説明を終わります。ご協力のほど、重ねてよろしくお願いいたします。

○渡部委員長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長　ご質疑等がないようでございますので、以上の説明について、全てご了承を得たものと決定し、これに沿って運営させていただきます。

それでは、審査に先立ち、令和2年度決算の概要および財務4表について説明をお願いいたします。

○中山会計管理者　おはようございます。本日からの決算特別委員会、どうぞよろしくお願いいたします。

私から、最初に一般会計決算の概要からご説明申し上げます。恐れ入りますが、「主要施策の成果報告書」の53ページをお願いいたします。

初めに上段の表でございますが、区分1、歳入総額は2,399億7,867万1,702円で、対前年度30.3%、金額では558億2,161万509円の増であります。歳出総額は2,363億1,669万7,152円で、対前年度32.0%、572億7,235万2,149円の増であります。このため、その下の歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は36億6,197万4,550円で、これから翌年度へ繰り越すべき財源、1億5,649万円を除いた実質収支は、35億5,484万4,550円の黒字決算となりました。これから前年度の実質収支を差し引きました単年度収支は、15億6,960万4,340円のマイナスとなるものであります。

次に、下段の表でございますが、性質別に見た決算の内容につきましては、人件費は255億6,160万9,000円で、対前年度2.9%、7億1,912万1,000円の増、構成比は10.8%で、3.1ポイントの減であります。投資的経費は338億3,484万4,000円で、対前年度21.7%、93億5,971万3,000円の減、構成比は14.3%で、9.8ポイントの減であります。消費的経費は1,769億5,160万4,000円で、対前年度59.4%、659億1,294万4,000円の増、構成比は74.9%で、12.9ポイントの増であります。

以上で概要の説明を終わります。

続きまして、地方公会計制度に基づきます財務4表についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、「品川区各会計歳入歳出決算書」の503ページをご覧ください。

財務諸表につきましては、一般会計と各会計合算のものを表にしておりますが、説明は一般会計の数値でさせていただきます。

まず503ページ、貸借対照表になります。

貸借対照表は、現時点の資産を獲得するために、どの世代がどれだけ負担しているのかを表している表になります。表の左下、資産の部合計は、右側、負債の部合計と正味財産の部合計の合計と合致します。負債の部は、将来の区民の負担であり、正味財産の部は、過去および現在世代の負担になります。品川区の現在の資産は、約2兆3,008億円で、令和2年度の正味財産比率、これは正味財産を資産の合計で除したものになりますが、98.9%であり、将来世代への負担が低いことが分かります。昨年度と比較しまして、13億2,800万円ほど資産が減少しています。流動資産の現金および基金が減少しておりますが、一方で固定資産の行政財産が増えており、学校改築など必要な投資が行われていることが分かります。

次に、504ページをご覧ください。行政コスト計算書になります。

行政コスト計算書は、一会計期間の行政運営に伴う費用と、その財源としての収入を表した表で、区の収支を明らかにするものです。表の一番下、当期収支差額はマイナス2億1,683万円余であり、令和2年度の行政サービスの提供にかかった費用が税収等の収入を上回っており、マイナスの当期収支

差額となっています。行政費用の増加の主な要因といたしましては、特別定額給付金や、しながわ活力応援給付金などの補助費や、私立保育園運営費助成等の扶助費、また学校ICT活用経費や予防接種事業等の物件費の増加によるものです。

次に、505ページに参りまして、キャッシュ・フロー計算書になります。

キャッシュ・フロー計算書は、一会計期間における3つの活動分野、行政サービス、社会資本整備、財務活動ごとの現金収支を表した表で、どのような要因で現金が増減したのかを明らかにするものです。表の右下、形式収支が36億6,197万円余となっており、期首時点よりも現金が約14億5,074万円、約28%減少しています。表の左下、行政サービス活動収支差額が、40億1,928万円余となっており、この黒字分が、社会資本整備や区債の返済の一部に回せていることが分かります。

最後に506ページ、正味財産変動計算書になります。

正味財産変動計算書は、貸借対照表の正味財産の部の一会計期間の増減を要因ごとに表示した表です。当期末残高の合計が、貸借対照表の正味財産の部の合計と一致するものであります。

また、507ページには、財務諸表に関わる注記を載せさせていただいております。

○渡部委員長 以上で、令和2年度決算の概要および財務4表についての説明を終わります。

次に、決算統計上の数値および財政健全化法に基づく各指標について発言を求められておりますので、説明をお願いします。

○黒田財政課長 それでは私からは、決算状況につきまして、決算統計上の数値および財政健全化法に基づく各指標について、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、「令和2年度主要施策の成果報告書」58ページ、決算状況一覧表をご覧ください。

この一覧表は、全国の自治体を同じ基準で比較できるように、地方財政状況調査、いわゆる決算統計として、計算方法や様式も全国統一のものでございます。表記されている数字でございますが、普通会計となっており、先ほど会計管理者から説明がありました数値と若干違う項目もございます。

初めに決算状況の概略でございますが、令和2年度においても、主要な財政指標の数値は良好で、引き続き財政の健全性を維持している決算状況となっております。

58ページ左上、「国調人口」から4行下をご覧ください。令和2年度の歳入総額Aは2,395億6,526万5,000円で、対前年度比30.4%の増、その下、歳出総額Bは、2,359億329万円で、32.0%の増となっております。その下、歳入歳出差引額Cは、36億6,197万5,000円で、この金額が普通会計の形式収支でございます。その下、翌年度に繰り越すべき財源Dは1億5,649万円で、実質収支Eは35億548万5,000円でございます。その下、単年度収支Fにつきましては、マイナス15億6,960万4,000円でございます。

右側、59ページをご覧ください。左上の「歳入」でございます。初めに一般財源ですが、1行目、特別区税は529億9,614万7,000円で、納税義務者の増加等により3.4%の増であります。

その5行下、地方消費税交付金は、103億232万4,000円で、19.0%の増であります。

5行下になりますが、財政調整交付金は396億7,477万8,000円で、法人住民税の国税化等の影響により、9.6%の減でございます。

4行下をご覧ください。一般財源計は、1,055億5,475万3,000円と、1.4%の減でございます。表の一番下から1行上になりますが、特定財源計は1,340億1,051万2,000円で、国や都の支出金の増などにより、74.7%の増となっております。

次に、表の右側、性質別歳出をご覧ください。一番上の人件費は構成比10.6%、増減率2.7%の

増でございます。3行下の扶助費は、私立保育園経費等により5.6%の増。以上によりまして、4行下の義務的経費計は、4.3%の増でございます。続きまして、表一番下から、空欄を除きまして1行上、投資的経費の計は、22.2%の減となっております。次に、左下の目的別歳出でございます。構成比が高い順に、民生費が36.6%、総務費が32.6%、以下、教育費、土木費という順になっております。総務費が前年度に比べまして314.2%となっておりますのは、特別定額給付金、しながわ活力応援給付金について、決算統計では総務費に計上していることによるものでございます。

恐れ入ります。58ページにお戻りください。ページ上段の表の下から5行目、実質収支比率は、3.4%で1.5ポイントの減、1行下、経常収支比率は77.8%で、2.1ポイントの増であります。1行下、地方債現在高は106億3,438万6,000円と、3億円余の減となっております。

ページ下段の表、右側、積立金の状況でございます。一番下の行、令和2年度末現在高は821億6,330万3,000円と、149億円余の減となっております。

以上で、決算状況一覧表の説明を終わります。

続きまして、財政健全化判断比率についてご説明させていただきます。こちらは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、4つの指標を公表し、それぞれ設定された基準を上回った場合には、健全化計画、財政再生計画を策定する義務が、各自治体に課せられているものでございます。

別紙の報告第17号のとおりでございますが、まず1ページでございます。上段の表、健全化判断比率でございます。初めに、実質赤字比率でございます。標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の比率を表しております。算出しました数字は、一般会計が黒字であるため、横棒の表示となっており、実際の数値は、その下の欄に括弧書きで表記しておりますマイナス3.43%でございます。その下の早期健全化基準11.25%および財政再生基準20.00%が基準値となっており、品川区の数値は基準よりかなり離れ、良好な財政状況であることを示すものでございます。

次に、連結実質赤字比率でございますが、標準財政規模に対する、一般会計と特別会計を合わせた全会計の赤字額比率でございます。全会計とも黒字でございますので、横棒の表示となっており、実際の数値はマイナス4.85%でございます。早期健全化基準16.25%、財政再生基準30.00%で、全会計を合わせても良好な財政状況であることを示しているものでございます。次に、実質公債費比率でございます。これは、標準財政規模等に対する借入金の返済額等の過去3年間の平均比率でございます。この項目はマイナスでも表記することが定められておりますため、公式比率の欄は、マイナス4.5%となっております。早期健全化基準は25.0%、財政再生基準は35.0%で、良好な数値となっております。

最後に将来負担比率でございますが、これは、標準財政規模等に対する、一般会計が将来負担すべき実質的な負債を、基金等から差し引いた額の比率で、数値はマイナス105.3%となっております。早期健全化基準は350.0%でありまして、基準からかなり離れた数値であり、良好な状況となっているものでございます。

決算状況および健全化判断比率につきまして、私からの説明は以上でございます。

○渡部委員長 以上で、決算統計上の数値および財政健全化法に基づく各指標についての説明が終わりました。

それでは、令和2年度品川区一般会計歳入歳出決算を議題に供します。

本日の審査項目は、歳入全般、そして、歳出のうち第1款議会費、第8款公債費および第9款予備費といたしますので、ご了承願います。

それでは、これより、本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○中山会計管理者　それでは、一般会計の歳入についてご説明申し上げます。恐縮でございますが、決算書52ページをお願いいたします。

第1款特別区税は、予算現額、左から2列目の「計」に並んで、521億7,970万円であります。4列右に参りまして、収入済額は529億9,614万7,004円で、収入率は101.6%、対前年度17億2,324万362円、3.4%の増であります。

各項目の収入済額につきましては、1項特別区民税は、497億9,949万7,289円で、対前年度20億2,161万5,530円、4.2%の増であります。

2項軽自動車税は、1億3,905万8,049円で、対前年度706万978円、5.3%の増であります。

次の54ページに参りまして、3項特別区たばこ税は、30億5,759万1,666円で、対前年度マイナス3億543万6,146円、9.1%の減であります。

第2款地方譲与税は、予算現額5億5,230万円、収入済額は5億5,576万円、収入率は100.6%、対前年度1,056万2,946円、1.9%の増であります。

次の56ページに参りまして、第3款利子割交付金は、予算現額1億2,000万円、収入済額は1億4,067万6,000円で、収入率は117.2%、対前年度マイナス489万1,000円、3.4%の減であります。

第4款配当割交付金は、予算現額6億3,000万円、収入済額は6億8,202万6,000円で、収入率は108.3%、対前年度マイナス4,368万6,000円、6.0%の減であります。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、予算現額5億2,000万円、収入済額は7億9,779万1,000円で、収入率は153.4%、対前年度3億4,805万4,000円、77.4%の増であります。

次の58ページに参りまして、第6款地方消費税交付金は、予算現額113億8,000万円、収入済額は103億232万4,000円で、収入率は90.5%、対前年度16億4,311万2,000円、19.0%の増であります。

第7款環境性能割交付金は、予算現額1億500万円、収入済額は9,683万6,446円で、収入率は92.2%、対前年度マイナス1億1,932万4,479円、55.2%の減であります。

第8款地方特例交付金は、予算現額2億2,000万円、収入済額は2億7,493万3,000円で、収入率は125.0%、対前年度マイナス8億3,152万7,000円、75.2%の減であります。

次の60ページに参りまして、第9款特別区交付金は、予算現額401億1,000万円、収入済額は396億7,477万8,000円で、収入率は98.9%、対前年度マイナス42億3,649万2,000円、9.6%の減であります。2つ下でございます、1目普通交付金の収入済額は381億1,328万6,000円で、対前年度マイナス36億8,091万2,000円、8.8%の減であります。2目特別交付金は15億6,149万2,000円で、対前年度マイナス5億5,558万円、26.2%の減であります。

第10款交通安全対策特別交付金は、予算現額3,000万円、収入済額は3,348万1,000円で、収入率は111.6%、対前年度418万7,000円、14.3%の増であります。

第11款分担金及び負担金は、予算現額21億3,723万5,000円、収入済額は20億8,777万6,059円で、収入率は97.7%、対前年度マイナス8億4,529万2,849

円、28.8%の減であります。減の主なものは、保育園保育料であります。

2枚おめくりいただきまして、64ページに参ります。中段にございます、第12款使用料及び手数料は、予算現額42億179万7,000円、収入済額は39億8,629万125円で、収入率は94.9%、対前年度マイナス2億1,821万6,599円、5.2%の減であります。

1項使用料の収入済額は33億702万2,742円で、対前年度マイナス2億3,304万7,055円、6.6%の減であります。減の主なものは、自動車駐車場使用料であります。

続きまして、78ページに参ります。一番下でございます、2項手数料の収入済額は6億7,926万7,383円で、対前年度1,483万456円、2.2%の増であります。増の主なものは、廃棄物処理手数料であります。

続きまして、86ページに参ります。中段にございます第13款国庫支出金は、予算現額683億8,589万9,000円、収入済額は669億8,859万2,971円で、収入率は98.0%、対前年度404億2,251万6,992円、152.2%の増であります。

1項国庫負担金の収入済額は210億1,274万8,373円で、対前年度17億7,696万5,094円、9.2%の増であります。増の主なものは、児童保育費であります。

3枚おめくりいただきまして92ページ、2項国庫補助金の収入済額は459億7,048万3,557円で、対前年度386億4,689万3,287円、527.7%の増であります。増の主なものは、特別定額給付金補助金であります。

続きまして、104ページに参ります。下段にございます、3項国庫委託金の収入済額は536万1,041円で、対前年度マイナス134万1,389円、20.0%の減であります。

次の106ページに参りまして、第14款都支出金は、予算現額181億2,837万7,000円、収入済額は181億6,761万4,390円で、収入率は100.2%、対前年度31億5,679万334円、21.0%の増であります。

1項都負担金の収入済額は58億6,719万2,374円で、対前年度6億3,514万9,116円、12.1%の増であります。増の主なものは、児童保育費であります。

2枚おめくりいただきまして、110ページでございます。2項都補助金の収入済額は108億5,151万4,354円で、対前年度23億1,067万327円、27.1%の増であります。増の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

続きまして、134ページに参ります。中段にございます、3項都委託金の収入済額は14億4,890万7,662円で、対前年度2億1,097万891円、17.0%の増であります。増の主なものは、統計費委託金であります。

2枚おめくりいただきまして、138ページです。中段にございます第15款財産収入は、予算現額14億3,413万6,000円、収入済額は15億917万7,005円で、対予算収入率は105.2%、対前年度5億1,322万5,239円、51.5%の増であります。増の主なものは、不動産売却収入であります。

次の140ページに参りまして、第16款寄附金は、予算現額3,642万5,000円、収入済額は4,789万4,892円で、収入率は131.5%、対前年度マイナス966万2,733円、16.8%の減であります。

2枚おめくりいただきまして、144ページに参ります。第17款繰入金は、予算現額370億8,517万9,000円、収入済額は299億7,992万6,000円で、対予算収入率

は80.8%、対前年度150億8,614万4,701円、101.3%の増であります。増の主なものは、財政調整基金からの繰入金であります。

次の146ページに参りまして、中段にございます第18款繰越金は、予算現額51億1,271万5,300円、収入済額は51億1,271万6,190円で、収入率は100.0%、対前年度マイナス7,527万2,142円、1.5%の減であります。

第19款諸収入は、予算現額56億8,861万2,000円、収入済額は57億5,393万1,620円で、収入率は101.1%、対前年度マイナス14億9,185万8,263円、20.6%の減であります。

1項延滞金、加算金及び過料の収入済額は、3,298万2,909円で、対前年度マイナス394万6,613円、10.7%の減であります。

次の148ページに参りまして、2項特別区預金利子の収入済額は、20万2,408円で、対前年度マイナス33万4,796円、62.3%の減であります。

3項貸付金元利収入の収入済額は、5億1,309万8,922円で、対前年度マイナス5,061万5,651円、9%の減であります。

2枚おめくりいただきまして、152ページ、中段にございます、4項受託事業収入の収入済額は、30億8,451万2,845円で、対前年度9億8,303万1,002円、46.8%の増であります。増の主なものは、排水施設建設費収入であります。

次の154ページに参りまして、中段にございます、5項収益事業収入の収入済額は、5億105万6円で、対前年度2,893万770円、6.1%の増であります。

6項雑入の収入済額は、16億2,208万4,530円で、対前年度マイナス24億4,892万2,975円、60.2%の減であります。減の主なものは、都市基盤整備費収入の皆減であります。歳入は以上でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。初めに議会費ですが、164ページをお願いいたします。第1款議会費は、予算現額、左から2列目の「計」に並びまして、8億5,141万円、その3列右になります。支出済額は8億1,165万8,873円で、執行率は95.3%、対前年度マイナス116万1,570円、0.1%の減であります。

次に、公債費をご説明いたします。恐れ入りますが、386ページをお願いいたします。第8款公債費は、予算現額12億5,806万5,000円、支出済額は12億5,200万2,102円で、執行率は99.5%、対前年度マイナス8,400万1,388円、6.3%の減であります。

次の388ページに参りまして、第9款予備費には支出済額はございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡部委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

本日は29名の方の通告をいただいております。それぞれの持ち時間の中で、活発なる質疑をお願いいたします。なお、質疑に際しましては、必ず最初に記載ページおよび質問項目をお示しいただくとともに、答弁に要する時間をご考慮の上ご質問されますよう、改めてお願いいたします。

また本日は、既にご案内のとおり、品川区保健所、健康課の所管事項を含む委員の質問を先行して行い、それが終わり次第、品川区保健所および健康課の関係理事者はご退席いただくこととなりますので、ご了承願います。

これより質疑に入ります。ご発言願います。石田秀男委員。

○石田（秀）委員 おはようございます。今日からよろしくお願いたします。

私は、まず初めに決算全体について伺っていきたくて思っております。成果報告書で言えば7ページに概要が書いてあるもの、あるいは決算書で言えば基金繰入金または基金残高、それは146ページまたは530ページぐらいになると思いますが、まず今回の決算、コロナに始まり、コロナ禍の中で非常に大変な1年だったのかと思っております。我々も初めて経験するような、例えば決算書を見ても、え。と思うようなものがあるのかと思っておりますけれども、その中でも、皆さんしっかり、こういう形で対応されてきたのかと思っております。

そこで、まず伺いたいの、結果として普通会計の実質収支は約35億円の黒字になりましたということで、健全財政が維持されているということでもあります。その中で、特別区民税は約20億円プラスで、消費税の交付金等もあるけれども、マイナスについては、財政調整交付金の法人事業税の一部国税化ということがあって、都市部からお金が吸い上げられていると、いつも思っておりますけれども、その中でも今回は法人住民税のフレームが大きく減少したということも大きかったのかと思っております。これが約42億円マイナスだということでもあります。

ここからがあれでありますけれども、施設の利用が大きく減ったりして、使用料・手数料がマイナスになった。金額的にはマイナスが2億円余だけども、もっと言うと、ここは減免団体も結構あって、回数が大きく減っているということが非常に問題かと思っております。そう考えていくと、この評価もどういうふうに考えているのか。それから、それにあわせて不用額、イベント等も様々中止になったということもあって、これも大きかったのかと考えています。

それから、これは歳出になってしまうから、全体の考え方でいいのですけれども、見ていくと、例えば健康センターや水族館など、結構な流用をしている。これは契約の問題もあって、致し方ないのかと思っているけれども、こういうことも、こういう形の中で、あまり今まで見たことがなかった。こういうものも、全体の決算でこういうことも起きてくるのだというのを初めて私も思ったのですが、きゅりあんなども同じような形になっているけれども、こういうところの対応も、今お考えになって、決算を迎えて、これは致し方なかったと我々も思っているけれども、では今後どうしようかなどと思っているとか、全体のフレーム的な契約の在り方みたいなものも、どう思っているのかと思っております。

それから、基金残高全体としては、1,027億円余から848億円余ぐらいになっているということがあるけれども、公共施設整備基金と義務教育施設整備基金で約135億円ぐらい減っているので、大分これも、先ほど言った不用額だ何だと、いろいろ積み足すと、本当にこれは、品川区議会自民党、自民・無所属・子ども未来、品川区議会公明党の3会派が要望して、区長にもご英断を頂いて、成果報告書にも書いてあるように、しながわ活力応援給付金を実行してもらいました。大変、区民の方からは好評価でもありましたし、これは来年やる・やらないは別としても、こういう形の、区民に何か見える形のお金の使い方、こういうこともぜひやっていただきたいという声は今でもある。

こういうことを考えていくと、今言ってきたようなことの決算全体を、先ほど区長が最初に答弁されたけれども、財政側というか、会計管理者、財政課か、どういう形で今回対応してきたのか。補正は7回ぐらい組んでいるけれども、この1年間の苦労をどのように考えて、どういうふうに対応してきたのかというのをお聞きしたい。

○黒田財政課長 それでは、まず1点目の、使用料等の減になっているというところでございますが、特に使用料・手数料では全体では約2億円ほどの減となっておりますが、特に施設の関係ですと、総務使用料ですと、いろいろな施設の貸出しの使用料がありますが、ここは前年度比マイナス32%の減と

というような状況でございまして、コロナの影響で、なかなか貸出しできなかったというところはありませんが、一方で維持費はかかりますので、そういった意味では、そこに本来、使用料が充てられるべき部分については、一般財源で、区としてやりくりしたという状況がございまして。

2点目の不用額でございまして、執行率につきましては、決算総額は過去最大になっておりますが、大体95%の執行率ということでございまして、そういった意味では例年並みの執行というような状況でございまして、先ほど指摘がありました、そういった不用額につきましては基金等にも積立てを行っているというところでございまして。

しながわ活力応援給付金の財源につきましては、財政調整基金などを活用しまして、これまで培った財政力を活かして事業を行ったということでございまして、全体では、先ほどご説明しましたが、基金全体で約149億円ほど減っておりますが、これは、これまで着実に積み上げてきた財政基盤というところを活用して、区民に見える形というような予算執行となったと思っております。

決算全体ということでございまして、約35億円ほどの黒字というところは、繰り返しになりますが、これまで培った財政力を活かしてしながわ活力応援給付金のような大きな事業も行ったという意味では、これからも着実な財政運営が必要であるという意味では、令和2年度につきましては、何とか大きな金額もやりくりできたのではないかと考えているところでございまして。

○石田（秀）委員 ぜひご苦労いただいて、今年もご苦労いただいていると思っておりますけれども、その中でこれから、例えば我々が、町会、高齢者クラブ、商店街、団体の方々とお話をすると、やはり皆さん、大変ご苦労されている。特に町会や高齢者クラブなどと話をすると、コミュニティーというか、地域の絆みたいなものが、もう何もないので崩れている部分もあつたりしている。それで、もうやらなくていいのではないかとか、やらないほうが楽というような声があつたり、我々が統制している町会長や高齢者クラブの方々というのは、これは1年会わないと、やけに年を取ったと感じたりもする。こういうものは、こういうときこそ行政側が何かしっかり手を打っていかないと、これはなかなかコロナ前まで復活できるとは思いません。そういうことを考えると、先ほども言った財政力も、しっかり基盤ができているのであれば、もちろん実施計画はあるけれども、来年度予算に向かって、やはり区長も先ほど少しお話で触れたけれども、強い思いで、その辺の積極的な予算編成を組んでいくことが非常に重要になってくる年になるのだらうと思っております。ですから、その辺の部分の意気込みと、こういうときだからこそ、そういうこともやっていく。それからしながわ活力応援給付金も、先ほど評価を頂いているという部分もあつたので、ぜひこの辺の思い。そういうことを、来年度予算に向けて、地域をもう一回活性化していくのだ。こういう思いを、ぜひ、できれば区長に答えていただければありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

○濱野区長 最初から重たい質問を頂きました。ご答弁させていただきます。

区政というのは、区民の幸せと地域の発展のために仕事をさせていただいております。そういう意味で言えば、区民の皆さんの活動が非常に重要でございまして。それで、区民の皆さんが活動しやすいような環境をつくること、そして区民の皆様が、目に見える形で成果となって現れること。これが、区としてなさねばならないことだらうと思っております。

そういう観点から申し上げますと、いわゆる町会の力、町会が力を発揮しやすいような、仕事をしやすいような環境をつくっていくこと。そして、町会の活動がこういう結果を招来したということが、区民の皆さんにはっきり分かること。これが大切なことだと思っております。そして、その地域の力と区議会の力が相まって、品川区の発展、そして品川区民の幸せが築かれると思っております。そのように、ま

た区も努力していきたいと思えます。

○渡部委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 私からは、保健所関連で2つ、お伺いします。

まず90ページ、感染症予防費に関連しまして、HPVワクチンについてというところで、まずお聞きします。

この件に関しては鈴木博委員が専門家でいらっしやって、議会において、微に入り細に入り、かなりご質問もされて、質疑が尽くされてはいますが、積極的勧奨が差し控えられて、今年の6月で8年が過ぎました。一方で我が国では、年間で約1万1,000人の女性の方が子宮頸がんと診断されて、約3,000の方が死亡されている状況がある。少し状況が変わってきて、昨年は品川区独自で高校1年生を対象に、国が発行したパンフレットを配布された。本年3月には、厚生委員会でも報告があったように、厚生労働省から依頼があって、小学校6年生から高校1年生の女の子と保護者の方へパンフレットの概要版を配布された。まずお聞きしたいのが、品川区では、令和2年度のHPVワクチンの定期接種の対象者が何人いて、そのうち何人が接種したのか。その接種率は何%だったのか。そして、その接種率は増えたのか、減ったのか。積極的勧奨ではないものの、接種について周知しているパンフレットの効果がどのようにあったとお考えになっているのかお聞きしたいということが、まず1つ目です。

2つ目、あわせて質問します。112ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中で、医療連携推進費に関連しまして、コロナ病床のことについてお伺いしたい。医療機関におけるコロナ病床です。第5波がようやく減少している。終息したとまではまだ言えないですけれども、減少しているという中で、これから空気が乾燥していった換気が難しい時期に入っていくって、一般的には非常に感染症が広がりやすい時期を迎えていくという中で、第6波であったり、また新しい変異株のことに対応しなければいけない状況にあります。抗体カクテル療法なども報道で出て、これも往診でできるようになったなど、いろいろありますけれども、やはり最後は、重篤化、中等症以上になれば、それは病院に入院しなければいけない。品川区の場合には、東京都の病院経営本部の調整本部に一括して入院調整を依頼して、優先度の高い患者から、たとえ遠方の病院であっても、受入れ可能な医療機関へ入院していただいたと。私の身の回りにもたくさんいますけれども、そういうことをされたということです。

この場合には、第5波においては、即日または翌日入院というわけにはいかなかったということもやはりあったということは理解しているのですけれども、フルに稼働した結果だと。その一方で8月には、専決処分をした補正予算の中で、区医師会に往診を依頼して、委託したということと、それとセットで、重症化した患者の受入れを、入院先として、区内にある東京品川病院に1床確保したということが、先月ありました。

やはり、第6波、第7波、また変異株に備えて、東京都との連携はもちろん大事で、これは確保しなければいけないのですけれども、やはり二段構えとして、品川区は、やはり主に区民の命を守るための準備を進めていく必要があると考えます。病床なのですけれども、病院の病床、ベッドは、品川区・大田区が入っている、東京都の区南部医療圏で配分が調整されている。議事録も読ませていただきました。福内健康推進部長がいろいろお話しされているのも拝見させていただきましたけれども、やはりコロナ患者を受け入れるためのベッドというものを増床するように、品川区独自で、これは品川区内の病院で、強い要請をするべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○鷹箸保健予防課長 初めに、HPVワクチン、子宮頸がんワクチンについて、お答えいたします。

子宮頸がんワクチンにつきましては、委員のご質問にありましており、昨年、高校1年生に、夏休みに入る前、7月末までに、1,181名にご案内のパンフレットを送らせていただきましたところ、昨年につきましては、697名の方が接種されております。接種率の換算でございますが、子宮頸がんワクチンは3回接種で完了ということで、接種率の換算は非常に難しいのですが、これを対象のお子さんの年齢に当てはめて3で割りますと、おおむね令和2年は3.9%の接種率と考えてございます。平成30年からの推移を見ますと、同じような計算で、平成30年0.52%、令和元年1.04%、令和2年が3.9%、今年、令和3年でございますが、8月末までの接種した人数を今年度に合わせてみますと、今年は新中学1年生、それから高校1年生までのお子さん全てにパンフレットを配布させていただいたところ、8.5%、1,603名の方が接種する見込みとなっておりますので、パンフレットを送らせていただいた効果はかなりあるものと考えているところです。

次に、新型コロナ陽性者の方への病床確保についてでございます。こちらは本会議でも部長よりご答弁させていただいたところでございますが、区独自の病床確保については、様々、自治体の考え方があるところがございますが、先般、専決処分にて東京品川病院に1床確保していただいている病床については、自宅療養者で、往診に行かれた先生方がその場で、この患者は入院が今すぐ必要と考えた場合の、いわゆるバックベッドとして1床確保していただいたものでございまして、恒常的に区独自の病床を確保するということに関しましては、医療従事者や施設の確保、また何床準備すべきかといったところも含めまして、なかなか難しいものがあるのではないかと考えております。

○あくつ委員 まず後段の部分ですけれども、恒常的に1床確保しているというのは、先ほど比喻というか例で挙げたのですが、それより増床です。常に受け入れられるベッドを増やしていただきたいということを要請していただきたいという、私の質問でございました。それは強く要望したいと思っております。

それで、前段の部分ですけれども、子宮頸がんワクチンについては、私の娘がちょうど対象年齢で、高校1年生、最後の年齢だったので、これは3回打たなくては行かなくて、半年の間に3回ですので、少なくとも今年の9月までに打たなければいけない。私は家族会議を何度もやって、リスク等も本人にも知らせて、私は打つべきだと。妻は慎重にすべきだと。最後は子どもの意見で、「私は打ちたい」ということで、接種を鈴木博委員のところでもらっていただきました。全く痛くなかったと。1つ、後押しになったのは、新型コロナウイルスのワクチンを2回打ったのですけれども、同じ筋肉注射で、それが全く痛くなかったのです。だから、筋肉注射というのは怖いというイメージがあったのですが、それが後押しになって、全く痛くなかったということです。あと、症状も出なかったと。その後の、いわゆる副反応的なものも出なかったということであるのですが、1つお伺いしたいのは、9月ということで、ぎりぎりだったわけです。現在、そのことについて、コロナで怖くて外に出たくないという方について、今はいろいろなワクチン接種についても、期限については柔軟に対応していると伺っているのですが、それについて、HPVワクチンはどうなのかというところ。それで、少なくとも、では9月が終わってしまった、10月になってしまったから、受けられないと思っていらっしゃる方もいるかもしれない。そうすると、やはり接種機会を失うということになるのです。打つ・打たないは自由なのですが、そういうことについて周知。私が見た限りでは、ホームページ等には載っていなかったというところもあって、少なくとも最後の年齢である高校1年生に関しては、少なくとも最初はホームページ、もしくは郵送なり何なりで、まだ間に合うのだというようなことを周知すべきだと思うのですが、いかがでしょう。

○鷹箸保健予防課長 新型コロナウイルスを理由とした受診控えによる、定期接種の接種の遅れに関

しましては、昨年、厚生労働省から通知がありまして、委員ご指摘のとおり、接種控え、受診控えによるものについては、その旨の申出があれば、定期接種の期間を過ぎても定期接種として扱うという通知が出ております。ですので、その件については、これまでのところ、お申出があった方について個別の医療機関で対応していただく旨、医師会にお願いしているところですが、個別の通知や積極的な広報に努めているという部分は確かにございませんので、そのことについては、ホームページの周知について早速対応していきたいと考えております。ご指摘ありがとうございます。

○あくつ委員 ありがとうございます。もう一つ言うと、昨年高校1年生だった子、去年の今頃打たなかった子は、打つ機会も失っているのです。この対象についてはどのようにお考えなのか教えてください。

○鷹箸保健予防課長 対象になるということも含めて、周知を考えていきたいと思えます。

○渡部委員長 次に、鈴木博委員。

○鈴木（博）委員 よろしくお願ひいたします。

本日は、決算書ページ96、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金に関連して、品川区の新型コロナウイルスワクチンの接種体制についてお尋ねしてまいります。

新型コロナウイルスワクチンの接種が順調に進み、我が国のワクチン接種率が急速に増加し、アメリカに追いついたということは非常に素晴らしいことでありまして、関係者の並々ならぬご努力に敬意を表したいと思えます。そして、新型コロナワクチン接種を迅速に進めるために、様々な接種方法が採用されてきました。現在に至る新型コロナワクチン接種体制とその進行状況、今後の見通しについて簡単にご説明をお願いいたします。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 新型コロナワクチン接種についてでございます。区による集団接種、それから医療機関の個別接種、その他、職域接種、国や都による大規模接種などがございます。現在、区では、集団接種会場と、診療所などの個別接種会場を開設しておりまして、ワクチンの期限も踏まえ、過不足ないよう計画を立てて、接種を進めております。今後は接種終了に向けて、集団接種会場を閉鎖・縮小してまいりまして、一部の医療機関で引き続き接種ができるような体制を取る予定でございます。

○鈴木（博）委員 ありがとうございます。接種体制については、大きく分けると、集団接種・個別接種になると思えます。このうち、個別接種についてお尋ねしてまいります。まず、個別会場でのワクチン接種のメリットとデメリットについて、ご説明をお願いいたします。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 メリットについてでございますが、個別接種について、通常お通いの方であれば、診療履歴を見ながら予診または接種ができるといったように、個々の状況を見て、きめ細かい対応ができること、また接種後も相談に応じていただけると期待しております。デメリットに関してですが、それぞれの医療機関の接種日が決まっていることや、集団接種に比べて、どうしても接種数が限られてくる点が挙げられます。

○鈴木（博）委員 ご回答ありがとうございます。ご指摘のように、個別接種は、きめ細かい配慮ができることと、その後のフォローを受けやすいことが最大のメリットになると思われれます。特に小児においては様々な配慮が必要で、日本小児科学会も、健康な子どもへのワクチン接種は意義があるが、基本的に個別接種が望ましいという見解を公表しています。したがって、小児に関しては、現在の個別接種優先というのが適当であると考えます。また、デルタ株の流行下で、現在、小児の新型コロナウイルス感染症への感染も大幅に増加しました。2歳未満の乳幼児の新型コロナウイルス感染症の状況につ

いて、品川区における感染者数、その感染経路、感染した乳幼児の経過・予後についてご報告をお願いいたします。

○鷹箸保健予防課長 2歳未満のお子さんでございますが、9月24日までの時点で、全患者数1万2,883人のうち、2歳未満のおさんは、0.9%、120人となっております。その方々の感染経路ですが、約7割がご家族から、残り3割が保育園での、同じ園児からの感染と考えているところでございます。また、療養の経過でございますが、1日だけで済んだお子さんから、最長22日までの方がいらっしゃいますが、平均大体8日ぐらいの療養経過となっております。症状の経過でございますけれども、入院された方は、保護者の方、面倒を見る方がいなくなったので、両親あるいは、どちらかと一緒に入院したということでありまして、症状が重いので入院が必要になったという方は、これまでのところ、幸い一人もいません。

○鈴木（博）委員 それでは、重ねてご質問させていただきたいと思うのですが、実際、6か月未満の早期の乳児および新生児に関してはいかがでしょうか。

○鷹箸保健予防課長 6か月未満の陽性者は、48名中、19名で、そのうち、重症化されたおさんは幸いいませんでした。

○鈴木（博）委員 追加も含めてご説明ありがとうございます。

軽症で経過するとはいえ、生後一か月、二か月の赤ちゃんが新型コロナウイルスに感染したら、ご家族の方のご心配はいかほどなのかとは思いますが。実際、私の診療所でも、月齢の赤ちゃんが新型コロナウイルスに感染しましたので、こちらでも大変心配しました。

小児は一般的に軽症で経過すると言われておりますが、小さな赤ちゃんは、新型コロナウイルス感染症のハイリスクの集団に含めるという考え方もあります。小児は70%が、今、課長からご説明がありましたように、家庭内の感染と言われておりますが、小さな赤ちゃんはほとんどが家庭内の感染で、しかも保護者が感染したとしても隔離することはできません。家庭内の感染のリスクは保育所の比ではありません。保育所の保育者は、現在、集団接種の優先接種の対象に含まれています。しかし、乳児の家族は含まれておりません。赤ちゃん自身に、新型コロナウイルスに感染する予防のためのワクチンをするということはできません。以上の点を踏まえると、小さな赤ちゃんがいるご家庭では、12から18歳の小児と並んで、主要な個別接種の対象になるのではないかと考えます。実際、先ほど申しましたように、2009年の新型インフルエンザウイルス感染症のときの新型インフルエンザワクチンでは、このような家庭は優先接種の対象と挙げられていました。新型コロナワクチンでは、デルタ株流行前に、いろいろワクチンの計画が策定されたせいか、乳児の保護者は集団接種の優先対象とはされておりました。ただ、現在は状況が全く違います。現在では当然、このような家庭は、集団接種の優先に考慮されるべきであると考えます。

しかしながら、子育て中のご家族が赤ちゃんを連れて集団接種の会場に来場する手間と時間、接種前後のきめ細かい対応を考えますと、集団接種の優先よりも、むしろ、かかりつけ医で行う個別接種の対象に加えるべきではないかと考えます。私も集団接種を何回も指導しておりますが、実際、バギーを連れた若い女性というのはほとんど姿を見ません。

以上のような見解から、現在、個別接種の対象に乳児の親というのが含まれておりませんが、この点に関して、区のお考え、ご見解はいかがでしょう。伺いたいと思います。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 現在の個別接種の対象でございますが、ワクチンの供給不足等々のため、12歳から16歳の、保護者の同伴が必要な年齢の方たち、また障害のある方たち

と指定しておりました。妊婦については、集団接種会場にて優先枠を設置いたしまして対応してまいりました。しかしながら、赤ちゃんのご両親への接種については、委員ご指摘の内容を踏まえまして、今後、区として検討してまいりたいと考えております。

○鈴木（博）委員 集団接種が、ワクチンの個数の関係で、だんだん縮小、それから廃止の方向に向かっていくということをお伺いしました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行というのは再燃し、今後も継続して続いていく可能性も強いと思いますので、ぜひ集団接種もさらに継続する方向でご検討していただきたいと思います。しかしながら、小児や障害がある方、さらに、今、指摘したような乳幼児のご家族など、集団接種より個別接種が適当だと考える集団の方々もおられます。したがって、集団接種と個別接種の両輪で、ワクチンの接種を今後もしっかりと進めていただきたいということを要望しまして、私の質問を終わります。

○渡部委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 90ページ、感染症予防費、それから96ページ、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、あと112ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関わって質問をさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症は、本日で緊急事態宣言が全面解除となるわけですがけれども、第5波では感染爆発と医療崩壊という状態を起こし、在宅死が8月だけで250人にも及ぶなど、多くの犠牲を出しました。これから第6波を起こさないための対策、同時に第6波が起きた場合の備えを行うことが必要だと思います。そのためにも、感染が減少してきた今のこの時期に、これまでの対応を検証して、改善すべきところを明らかにして対応することが必要ではないかと思います。区としてこれまでの対応についてどう検証されているのかについて、まず伺いたいと思います。

それから、具体的ところでPCR検査についてなのですが、区立保育園で新型コロナウイルス感染症への感染が起こり、8月に1人の子どもが3回も濃厚接触者となり、通算1か月以上休まざるを得ない状況が起こりました。職場を1か月以上休まざるを得ないということは、親にとっては本当に大変なことです。こうした状況を再び起こさないために、改善すべき対策について、区としてどう考えているのか、伺いたいと思います。

また、濃厚接触者と判定されても、症状がなければPCR検査をやらなくてよいと。2回目の濃厚接触者となったときに、そういう方針が出されました。厚生委員会では、国や東京都も同じ方針なのか、通知があったのかと聞いたところ、東京都の重傷者を優先するよとの通知に基づいて行ったという答弁でしたけれども、これは区としての解釈なのか、他の自治体でも濃厚接触者へのPCR検査を行わないという対応を取ったところはあるのか、伺いたいと思います。

○鷹箸保健予防課長 まず、これまでの品川区としての新型コロナ対策に関しての検証でございますが、新型コロナウイルス感染症への対応方針につきましては、国・都から、度重なる変更も含めて、これまで頻繁に方針が出されまして、それに従って確実に対応してきたところでございます。

次に、PCR検査でございます。PCR検査につきましては、第5波の感染者が非常に増えましたときに、迅速な対応が感染者の方に対して難しくなったところから、やむなく9月1日から9月19日の間に限りまして、それまで保育園・学校等に保健所が外向いて実施していた集団検査を一時期見合わせたことがございますが、それ以外は、小学生以上のお子さんでしたら既に唾液だけで検査が可能ですが、それ以外のお子さんにつきましては、実際、保育園あるいは幼稚園等に出向いて検査を実施してきたところでございます。

お1人のお子さんが3回濃厚接触者になったという事案でございますけれども、その具体的な例につきましては、様々な園で似たようなケースが起きていることは十分承知してございますが、検査の回数を増やせば、その事態を防げたということには、必ずしもつながらないと思います。感染拡大が各園で起こらないように、入念に、保育課あるいは学務課等とも日々連携を取りながら、園への感染拡大防止対策の指導をしているところでございますが、残念ながらそういった事象が生じてしまったものと認識してございます。

次に、濃厚接触者への対応でございます。濃厚接触者につきましては、先ほどお話をした9月1日から9月19日の間に限りましては、重症化しやすい高齢者あるいは基礎疾患をお持ちの方に対しての対応を優先するため、検査ができない時期ということでございまして、決して検査をしなくていいというような通知は保健所から出したものではございません。ただ、この間、同じような理由におきまして、近隣区では、9月1日よりも相当前、8月の初め頃から既に、保育園に対しての検査はしていないという区が複数あったことは承知しているところでございます。検査をしなくていいという通知と、それから連絡等は一切してございまして、症状が出ましたら速やかに検査をしていただくこと、また、保護者の方の中には、不安が高じて、検査の最適時期である、陽性者と接触した5日後に検査という、それよりも早く検査をされている保護者の方もいらっしゃいましたので、検査をするならば適切な時期に検査をしていただくようにというようなことを、濃厚接触者となった園あるいは学校から、保護者の方に確実にお伝えしていただいたところでございます。

○鈴木（ひ）委員 新型コロナウイルス感染症の特徴というのは本当に、無症状の感染者がいるということだと思っております。その無症状の感染者を、濃厚接触者ということで判定されながらも検査がされなかったということは、感染者の把握ができないわけです。本来であれば、検査をもっと拡大してやるべきところ、濃厚接触者でさえ検査を行わないということは、感染者の把握ができないこと、それから陽性と陰性では対応が全く変わってくると私は思うのです。そういう点では、家族感染を広げる可能性など、私は問題ではないかと思うのですけれども、やはり濃厚接触者は、改めて、20日からはそういうふうにするように戻したということなのですけれども、これからもしも第6波が来たときも、体制がないからということで、濃厚接触者への検査を行わないということはないように、ぜひしていただきたい。それから、濃厚接触者に対してPCR検査を行わなかったというのは、新型コロナウイルス感染症の感染者の把握や家族感染などということを見ると、問題とは捉えないのか、このことについて伺いたしたいと思います。

○鷹箸保健予防課長 濃厚接触者となった方に対して検査をしなくてもよいとお話ししたわけではなくということについては繰り返させていただきますが、この方々に一定期間、検査ができなかったのは、これも繰り返しになりますが、やむなくできなかったのでありまして、やらなくてもよかったと考えているわけでは決してございません。今後、第6波等を迎えて、さらに検査が必要になったときに関しましては、今、検討している部分では、言い方はいいかどうか分かりませんが、医師が検査をしなくてもよいような方法、具体的には、鼻ではなくて喉を綿棒で拭いていただく、親御さんでも自分のお子さんの歯を磨くときには口の中をのぞくと思いますので、そういった方法でできないかということ、実は現在、検討しております。その方法を親御さんが自分のお子さんに対して実施していただければ検査の実施は可能ですので、そういった方法も踏まえて、必要な対象には、今後は確実に検査をしていきたいと考えております。

○鈴木（ひ）委員 保育園からは、症状がなければ検査をやらなくていいと。そして、やる場合は自

分で検査場所を探してやってくださいと言われたということなので、保健所から言わなかったということなのですけれども、保育園からはそのように言われて、実際、探すのも大変だったというのが実態となっています。やはり私は、今も課長が言われたように、これから第6波も懸念されているところですが、ぜひ検査は、濃厚接触者だけでなく、さらに拡大して行うようにしていただきたいと思えますし、濃厚接触者ということであれば確実に言うということ、ぜひ求めておきたいと思えます。

それから、子どもたちへの感染をどう防ぐかということがすごく大事な問題になってくると思えます。本会議の西本委員への答弁で、学校での子どもたちの感染が351人、保育園の園児が181人、職員が178人と、高齢者施設の感染よりも、学校でも保育園でも感染者が多いということに私も驚きました。ワクチンの対象も12歳以上ということなので、保育園や小学生はワクチンの対象にもならない中、子どもたちを感染からどう守るのか、この対策が必要になってくると思えます。そこで、学校や保育園、幼稚園などを通して抗原検査キットを配布して、体調の変化を感じたらすぐに自主的に検査を行い、陽性であれば、医療機関などで、無料でPCR検査ができるようにすることを提案したいと思えますが、いかがでしょうか。

それから、あと厚生労働省が医療用抗原検査キットを、薬局での市販も解禁したと報道されていますけれども、市販だと、買える人と買えない人が出てきます。お金のある・なしで差がつくことは問題だと思います。誰もがチェックできるようにすることが必要ではないかと思えますので、ぜひそういう対策を取っていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。それから、保育園職員の感染が最も多い状況となりました。教職員が40人、高齢者施設の職員が143人、保育園職員が178人でした。ワクチンは希望者全員が打っているのか。公立、私立、認証、小規模、全ての保育園職員の実態を把握して、優先接種をすべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。さらに、高齢者施設のように定期的なPCR検査を求めたいと思えますが、いかがでしょうか。

○鷹箸保健予防課長 お子さんに対しての抗原検査の実施でございますが、現在、保育園、学校も含めまして、品川区内におきましては、少しでも症状がありましたら、すぐに休むように、また休んで医療機関を受診するように、学校には、例えば呼吸器症状等、新型コロナウイルス感染症を疑う症状でなくても、喉が痛い、少し息苦しい、お熱があるといったようなことですぐお休みするようにということがしっかり通知されておりまして、そこで検査をするのが抗原検査ですと、実際に陽性と判定するまでに時間がかかるということもございますので、現在のところは、区内の医療機関には、症状を訴えて受診された場合には、なるべく早くPCR検査を実施するように既にお願ひしてありますので、基本的にはPCR検査の実施を優先していきたいと思っております。抗原検査は、あくまでも予備的な検査で、そこで陽性が出て、発生届は出ません。保健所の対応も遅れますので、まずはPCR検査を確実に実施していただくことを品川区内では考えていきたいと、現時点では思っているところです。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 保育園の保育従事者の方への接種でございます。区では、集団接種会場の余り分のワクチンを使いまして、リストを作って、集団接種会場開設時から接種を行ってまいりました。保育園についての接種については、ほぼ完了したと聞いております。ただ、私立については、現在、所管課を通じて調整を行っているというところでございます。

○鷹箸保健予防課長 答弁漏れがありまして申し訳ございません。保育園、学校等の教師あるいは保育士等への定期的な検査でございますが、現在のところ、その対象の方々に対して、高齢者施設の従事者のような定期的な検査の予定はございません。今後の検討課題とさせていただければと考えております。

○鈴木（ひ）委員　高齢者施設についても、特別養護老人ホームなど、東京都の補助を使ってやっているところ、それから区がやっている部分というのはかなり件数としては少ないわけなのですけれども、そういうところでも実際に何件検査をやって、どれぐらいの感染者が発見されたのか、そしてまた、それがどのように高齢者の施設の中での感染を抑える役割を果たしているのか、その辺の検証というのはされているのか、伺いたいと思います。

○鷹箸保健予防課長　高齢者施設については、高齢者部門の所管課が、検査の実施数等については把握しているものと考えておりますが、そこで1例でも陽性が出ましたら、その日のうちに保健所に連絡が入りまして、周りの濃厚接触者について対応しております。その辺りは所管を分けている部分でございますが、高齢者部門で把握しているものと認識しております。

○鈴木（ひ）委員　高齢者施設のところもしっかりと保健所のほうでも検証していただいて、これを参考にして、今度は子どもの感染というのがかなり問題になってくるわけですから、ここでもぜひPCR検査を行っていただきたいと私は思います。

○渡部委員長　次に、吉田委員。

○吉田委員　私からは、93ページの生活保護適正化事業、95ページ、児童センター運営費、97ページ、予防接種費、123ページ、こころの健康づくり事業について、順不同で伺います。

最初に、123ページの、こころの健康づくり事業を伺います。昨年の第4回定例会の生活者ネットワークの一般質問で、新型コロナウイルス感染症の影響もあって自死が増加していることに対する対策を求めて質問をいたしました。ご答弁で、相談事業の強化、リーフレット配布やポスターの掲示など、いろいろお答えいただきました。ざっくりした質問なのですけれども、第4回定例会でのご答弁後の事業もあるかと思えます。それらを含めた昨年度の自死予防対策事業の成果と課題、それから今後の施策について伺いたいと思います。

それから、予防接種です。新型コロナワクチンの通知のことなのですが、最近の新聞で、DV被害者で、住民票を移していない人たちが、全体なのですけれども、ワクチンの知らせが来ないということで、新型コロナワクチンについても、きっと通知が届きにくいのだろうと思います。その案内について、どのように品川区ではされているのか伺いたいと思います。

○鷹箸保健予防課長　まず、自殺対策についてのお尋ねでございます。品川区では、品川区自殺対策計画に基づきまして、昨年からは積極的に自殺対策に取り組んでおります。その中で、特に新型コロナウイルスの影響を受けまして、子ども、若者あるいは女性の方の自殺率が、特に11年ぶりに昨年は上がったということで、大きな話題となってきたところでございます。

前回ご質問いただきました普及啓発の部分でございますが、昨年度と今年度を比較しまして、昨年度、例えばオンラインでの会議が多くて、今年もオンラインでの会議が多くなっているところでございますが、連携を深めるための会議は5回から8回に、またゲートキーパー研修については、見た目の回数は7回から6回に減っておりますが、オンラインゲートキーパー研修というものを今年度から取り入れまして、区のホームページからどなたでもご覧いただけるような体制に変更しております。

また、昨年度初めて実施した、街頭の自殺予防イベントは、3月30日に戸越銀座商店街と連携してやらせていただきました。本年度はつい先週、9月17日、大井町駅頭で実施させていただきましたが、当時と比べますと、大体、ティッシュも1,000個から2,000個ということで、2倍の数を、大井町、非常に人通りが多いところで配布しましたところ、かなりの方に足を止めていただきまして、1時間しないですべて配り終わることができました。その上では、かなり区民の方のご興味もあるところなの

かと思っております。

子ども・若者向けの自殺対策については、品川区としては重点施策として取り入れておりますが、昨年度、年間の冊子の形で配布した、こころの健康づくりカレンダーに加えまして、今年は4月から始まる初めての試みとして、年度型のカレンダー、これまで高校生には直接的な対応をしてこなかったのですが、私立・公立を含めまして2,400枚、小・中学生には1万2,000枚配布しまして、現在のところ、個別の問合せ等は頂いておりませんが、とにかくSOSカードの配布先の充実も含めまして、広く普及啓発を継続して実施することが非常に重要だと考えております。

今後の課題でございますけれども、本当に新型コロナウイルスの影響で生活に困られている方と、我々がなかなか情報を届けにくい方々にどのように情報を届けるかということが非常に大きな課題だと認識しております。例えばネットカフェにいらっしゃる方や、漫画喫茶で寝泊まりされている方々などに、地元の商店街等と連携して、どのように情報を届けることができるかということ、連携会議などを通して、方法などを入念に検討して、対策あるいは対応を広げていきたいと考えております。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 DVの方へのお問合せについてでございます。お問合せの広報についてですが、広く、新型コロナワクチン接種に関するお問合せはまずはコールセンターへということで、まずは様々なお問合せをコールセンターでお受けする、そういったスキームとさせていただいております。ご指摘のようなケースがあった場合は、コールセンターからエスカレーションが上がってまいりまして、区の職員が対応するという流れになっております。例えば相談を受けた方からコールセンターに電話があった場合は、区の職員に連絡が入りまして、区の職員との方が直接連絡を取り合って、個別に対応して接種券が発行できるような、もしくは接種ができるようなご案内をさせていただいているところでございます。

○吉田委員 ありがとうございます。自死の対策、いろいろ進められているということで、ぜひ今後も力を入れていっていただきたいと思っております。

それで、両方の質問に共通なのですけれども、やはり、先ほどご答弁にもありましたけれども、当事者にどうやってそれを届けるかというところが、もう、一番の肝かと思っております。それで、なかなか区に相談に行こうという気持ちにならないようなのです。先ほど予防接種のほうで、商店街との連携などもありましたけれども、とにかくどこに連絡してもいいから、困ったことがあったら、この電話に連絡してほしいというのを、ピンポイントで知らせていただきたいと思っております。それから、地域でいろいろな支援をやっている団体があります。そこには、区よりも先に相談が届きます。ですので、そういうところにも、DVの方への支援とか、それから本当に命を絶つなどという選択をする前に、ぜひここに相談してという情報を届けていただきたいと思っております。何か見解がありましたら伺いたいと思っております。

次に行きます。生活保護適正化事業についてです。主要施策の成果報告書によると、扶助費の中で支出割合が高いのが医療扶助費とあり、成果等を踏まえた今後の課題の欄に、健康管理支援事業を通じて医療扶助の適正化に努めるとあります。昨年の決算特別委員会の質問でもお伺いしたのですけれども、2019年度はモデル事業ということでした。2020年度本格実施ということと思っておりますが、その成果を教えてください。それから、2020年度は、保護世帯数は前年度から減少しているけれど、一方で新型コロナウイルスの感染拡大の影響を重視すると記載しています。今年度に入ってから現在までの保護世帯の数の推移を教えてください。

○櫻木生活福祉課長 生活保護における健康管理支援事業でございます。こちらは、被保護者の健診受診や適切な医療機関の受診や、服薬管理、生活習慣病の改善等を支援することで、被保護者の健康な

生活を支援するとともに、医療費の適正化を狙っていくという事業でございます。

成果につきましては、2020年度につきましては、最終支援まで行った方が皆さん、食事について非常に生活習慣が改善したという状況の報告が上がってきております。また、モデル実施から継続して支援を受けられている方につきましては、今まで未治療だった方が、特定保健の指導対象者として継続して受診が確認できている方や、あとは、複数の病院に通院していた方が薬局を1か所にまとめることで医療費の削減につながった方など、個々の状態や受診状況では改善しているということが確認できております。今後も、健診の受診率向上等で支援をしてまいりたいと思っております。

生活保護の申請件数の推移ですが、令和3年度におきましては、トータルで、8月までは184件となっております。4月から順に、33件、36件、29件、44件、42件という推移でございます。

○吉田委員 医療費については、使わなくて済むものであれば、やはり健康で過ごすのが一番ですので、そちらの事業を進めていただきたいと思っております。それから、そうではあるけれども、やはりどうしても医療が必要な方には適正に保護をしていただきたいと思っております。これについては、答弁はいいです。

それから、生活保護の相談に来られた方にお渡しするしおりについて意見を言いたいのですけれども、だから相談に来られた方へのしおりなのですから、一読して文言が不適切かと思っております。よく読むと分かるのですけれども。「福祉事務所では専任の相談員が相談に応じます。相談の内容を他の人に話すことは、法律で禁じられています」なので、きちんと読めば、相談員が相談内容を話すことを禁じられているのだと。だから、「事実をありのままにお話ください」なのですから、2行目の最初に「相談員は」というのをつけていただくと、より分かりやすいかと思っております。どうしようかと思いがら相談に行っている方が、いきなり、「相談の内容を他の人に話すことは、法律で禁じられています」となると、自分が話してはいけないのかと誤解される場合もあります。冷静に読めば分かることなのですから、その辺も文言への配慮をお願いしたいと思っております。そのほかにも、いろいろリーフレット、内容をもう少し寄り添った内容にしていきたいという表現が多々見られます。やはり相談に来られる方が増えていると思っておりますので、その辺について、ぜひ改訂をお願いしたいのですけれども、見解を伺います。

○櫻木生活福祉課長 今ご指摘いただきましたところにつきましては、相談員の守秘義務について記載しているところですが、「相談員は」という主語が省略されているため、相談者の方が相談内容をほかの人に話してはいけないと誤解されないように、次回の改訂時に修正していくとともに、口頭等でもフォローさせていただければと思っております。そのほかの部分につきましても、ご指摘等を踏まえまして、適宜見直しは図ってまいりたいと思っております。

○吉田委員 ぜひ、次回の改訂というのを早めにしていただければいいと思っております。今、相談が増えていると思っておりますので、少しでも多くの方に、まず、権利なのだからどうぞ相談してくださいというほうを前に持ってきていただきたいと思っております。どうしても、これを読むと、抑制するほうが先に読めてしまうので、ぜひご検討ください。

それで、暮らし・しごと応援センターの対応に関連して質問なのですが、具体的な事例です。3人のお子さんの子育て家庭で、今年の3月頃、ご両親のご病気が相次いで判明しました。お二人とも、がんです。お母様は再発で、お父様のほうが、かなり重篤な段階で分かったと。それで、主たる稼ぎ手が重篤な状況で、治療のためにも仕事に行けなくなって休職をして、しかも不運なことに、転職したばかりの時期に病気が判明したということもあって、生活に困窮してしまったわけです。それで、社会福祉協議会の制度は使いました。それで、今後の生活のため、家賃の安い住まいに移ることも含めて支援

制度を求めて、暮らし・しごと応援センターに相談に行きました。そのときはまだ休業だったので、休業手当が8月に出る可能性があった。3月に相談に行っているのです。8月に手当が出る可能性があった。それを、相談の中できちんと申告したわけです。そうしたら、8月に休業手当が出る可能性があるのだったら、出るか出ないか、それまで待ちましょうと。それで、結局そのときは生活保護の相談にも行かず、暮らし・しごと応援センターのアドバイスにそのまま従ったわけです。ほかにも、いろいろ情報はあると思うのですが、例えばフードパントリーのことも、子ども食堂のことも、何も知らされなくて、この2つのことは全然別の場面で、こういうのがあるから行ったら。ということで、利用するようになりました。もう、ざっくりした質問ですけれども、結局、相談に行っても何も得られなかったのです。生活保護の相談にも行かず、フードパントリーの情報も得られなかった。この対応について適切なのか、見解を伺いたいと思います。

○櫻木生活福祉課長 まず、今お話しいただいた件については、具体的な状況を私のほうでは把握しておりませんが、もしおっしゃるとおり不適切なお案内等があったら、おわび申し上げます。基本的には、お話しいただいた状況を基に、例えば収入状況であったり資産状況であったりを含めて、いろいろとお話を伺った中で適切な対策をご案内しているところでございます。フードパントリーに関しても、食料に関して特に困窮しているというお話があれば、ご案内するようなことがあったかと思いますが、状況によって、そのようなお話が漏れてしまった可能性もあるかと思っております。いずれにせよ、適切に案内するように、こちらは今後も職員にも指導してまいります。

○吉田委員 今後はぜひ、そのように努めていただきたいと思います。まずは生活保護の相談ぐらい勧めてもいいのではないかと。それで、取るべき手段はあったのではないだろうかと思えます。この方はたまたまいろいろところで仲間もいて、フードパントリーのことを知り、子ども食堂を知り、私たちのほうにもご相談が来て、結局、別の所管で何か使える施策はないだろうかということで、使えるかどうかは別として、取りあえずこういう制度に申請してみたらどうですかというアドバイスをほかの所管で得ることができました。なのでよかったのですけれども、こういう方がほかにもいらっしゃるのではないかと、その時点で大変不安に思いました。何のための暮らし・しごと応援センターなのかと思えます。ぜひ、事例を改めて洗い出して、このようなことがないように努めていただきたいと思います。

それから最後、児童センター運営費のことについて伺いたいと思います。新型コロナウイルス感染症拡大の下で、去年の緊急事態宣言の下での児童センターの運営の考え方について伺いたいと思います。昨年の最初の緊急事態宣言の後、児童センターやプレイパークなど、一旦全て休止になりましたが、その後、感染予防対策を講じることを前提に、時間制限を行いながら少しずつ活動を開始して、今は活動が、制限がありながらも続いております。しかし、その中で、中・高生の児童センター利用だけが、今年6月20日までなかったのです。制限されていました。これは、どういう方針によるものであったのか、見解を伺いたいと思います。

○廣田子ども育成課長 4月から6月までの対応なのですけれども、その当時、学校が休校に入っておりまして、児童センターに来てしまうと、各クラス、各学年も、各学校も混ざってしまうということがありましたので、学校休校期間に家庭で接触を避けるというような状況に、児童センターを開いてしまうと、学校に行かない時間にたくさんの子が来てしまうということで、感染拡大につながるのではないかと、4月から6月の間は一旦閉めさせていただいて、その他電話やオンラインの対応をするという決断したものでございます。

○吉田委員　今年の6月までずっと利用できなかったと認識して。ホームページの最初のところを見る限りでは、児童センターの中でも、乳幼児、親子連れと、それから小学生については時間限定だけでも利用できていたのに、中・高生の利用ができないような状況のままでした。それについて、6月20日以降は再開していて、短い時間ですけれども、当事者のお子さんたちは大変喜んでいるというご意見は聞いていますけれども、なぜ中・高生だけが、今年の6月20日ぐらいまでは一切駄目だったのか、見解を伺ったのですけれども、いかがでしょう。

○廣田子ども育成課長　中・高生につきましては、児童センターの中に関しては、ソーシャルディスタンスや飲食の禁止など、その中では感染予防対策を取れるのですが、中・高生はそのまま帰りに、コンビニなどに寄り道をするのではないかとというところで、学校生活を大事にするということで、そのリスクを考えて見合わせたものでございます。

○渡部委員長　次に、こんの委員。

○こんの委員　私からは、80ページ、戸籍証明手数料、96ページ、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、157ページ、生活保護費弁償金の3点について、ページ順不同でお聞きしてまいりたいと思います。

まず、96ページの新型コロナワクチン接種についてですけれども、現在のワクチンの接種の現状について、お聞きしたいと思います。今現在は、全ての希望する区民の方、全対象として実施されている状況だと思います。まず、接種の予約についてですけれども、これまで月曜日を中心に、予約受付開始となっておりましたけれども、我が会派が緊急要望した受付開催曜日の変更について、先日、ファイザー製ワクチン接種の受付開始が9月19日日曜日に設定されたことは大変評価いたします。今、区は3種類のワクチンを採用して接種を進めておりますけれども、ファイザー製は9月19日の予約をもって一旦終了ということで理解しております。接種するならばファイザー製を希望する方が多い状況と捉えていたので、当然ながら、再開した9月19日当日で予約いっぱいになるのではないかと予測していたのですけれども、いっぱいになるどころか、その後、三、四日、予約枠に余裕があった状況で、この状況としては、区はどういうふうに捉えていらっしゃるのか。まず、その点を伺いたいと思います。また、現在、モデルナ製やアストラゼネカ製について、随時、予約枠を追加して、予約受付を発信しておりますけれども、こちらは、見ているところ、予約開始当初から受付数は微妙に、接種促進というところでは伸び悩んでいるのではないかと見受けられるのですが、その点についても現状をお聞かせください。あともう一つ、12歳から16歳の接種状況についても併せてお聞きしたいと思います。品川区だけではなくて、東京都の集団接種会場もやっているところで、こうしたことも利用されているのではないかと思います。そうした現状も含めた進捗状況をお知らせください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長　まず、現在の予約状況についてでございます。確かに19日の日曜日に、ファイザー製のワクチンの予約枠を、最後の予約枠ということで、5,700枠ほど、こちらで開放いたしました。ただ、その5,700枠が当日埋まることはなく、三日、四日、委員ご指摘のとおり、予約枠が少しずつ減っていくというような状態で、ただ、4日後には枠は確かになりました。それを見まして、ほかのワクチン、モデルナ等々を、会場、それから医療従事者、調整し次第、枠が取れない状態の期間をできる限り短くするために、枠の調整ができた状態で、すぐに開放するという現在の状況を取っておりますので、数としては、まとまった数でまとめてという形にはできてはおりませんが、とにかく枠が準備ができた状態ですぐにお出しして、少しでも早く予約が取れるようにということで、現在、動いているところでございます。

現状の品川区内の接種率でございますが、昨日の最新の数字を申し上げます。1回目の接種率が合計で70.8%、2回目は61.5%まで参りました。ちなみに、高齢者1回目、90.4%、2回目は88.6%まで来ております。12歳から16歳の接種率でございますが、こちらは昨日の数字で、現在、1回目が38.3%、2回目は20.2%ということで推移しております。

○この委員 現状をありがとうございます。そうすると、予約が、枠をつくって、すぐに空白がないようにお知らせしてくださっているというところで、ご準備してくださっていることはよく分かりました。接種を希望する方。区としては対象者の約8割を見込んでいらっしゃると思いますけれども、今、頂きました数字の現在の接種率から逆算すると、いわゆる未接種者の数字が出てくるわけですけれども、こうした方々が、ワクチンに最後、ファイザーの19日の予約の埋まり方を見てみると、一旦もう、接種したい人は、おおむね予約が完了しているというふうに見えるのか、それとも、まだまだ、その辺のところ、接種したいけれども、ためらっているのか。その辺の予約の埋まり方について、希望する区民の方の接種の進み具合。その辺はどんなふうに捉えていますでしょうか。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 区としましては、大体予約が取れてきている状態と認識しております。現状の接種した人数と、それから既に予約が埋まっている数等々を積み上げていきますと、8割に近い数字、もう70%後半の数字まで、今、来ております。ただ、とはいえ予約枠を開けると埋まっている状態を分析しますと、もちろん12歳を迎えた方は接種できますので、そういった方がこれから予約を取ることも考えられますし、今までためらっていた方が、これからやはり気持ちが変わって接種していくということも考えられます。なので、引き続き、区としましては、会場はもちろん縮小はしてまいりますけれども、皆様が打てる会場を確保しながら、これからも会場を、少しずつ数は減りますが、設置して、打てる状態をつくっていくというところで、現在進めているところでございます。

○この委員 ありがとうございます。ご準備をしていただきながら、ためらっている方や、まだ未接種の方への対応が確認されました。

12歳から16歳の方の接種なのですけれども、こちらは保護者同伴ということで、お仕事をしている保護者の方は、自分のご都合に合わせてお子さんの接種の予約を取るということで、非常に予約を取りにくいというような声も聞かれております。お子さんがしたい・したくないなどということもそうなのですが、保護者同伴ということで、非常に予約が取りにくい状況も聞かれておりますので、ほかの自治体では、そこを集団接種という形で、学校でやる接種というのも考えてきた。そうした自治体もあったようですけれども、今後国で追加接種みたいな話も出ているので、その点、現時点ではどんなふう、12歳から16歳の接種、保護者同伴、これを接種促進というところはどんなふう考えていらっしゃるのか。

もう一つは、未接種者への対応として、今、会場は縮小になるけれども用意しておくということですが、あえて、ためらっている人、あるいはしたくてもできない人への対応といったことは、どのように取り組まれていますでしょうか。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 まず、12歳から16歳、保護者同伴の方の接種の促進ということではございますが、確かに同伴を必要としておりますので、お仕事をされているとなかなか、平日のお昼の時間帯というのは難しいということも、こちらでは認識しております。そこで、日曜日であったり、あと医療機関にお願いしまして、夕方の時間、夜間の時間に接種できるように、今、調整を行っております。近日中に予約が開放できる状態で進めておりますので、その辺りで予約をお取り

いただければと考えております。

また、未接種者への周知についてですが、引き続き、こちらも広報やホームページを通じまして、「会場は確保しておりますので、タイミングが来たらぜひご予約ください」ということでご案内をし続けてまいりたいと考えております。

○こんの委員 ありがとうございます。今ご答弁いただいた取組を、引き続きよろしく願いいたします。

次に参ります。157ページの生活保護費弁償金を伺いたいと思います。この弁償金というのは、多分、生活保護法令の第63条に基づく収入申告漏れの返還金のことと理解しているわけですが、区における第63条の適用された返還、主な理由、件数を、まず昨年の状況を教えていただきたいと思います。

○櫻木生活福祉課長 生活保護法における第63条、いわゆる不正受給ではない返還金に当たるものですが、大きな要因としましては、各種年金の遡及受給、または扶助費の算定誤り等という要因でございいます。

○こんの委員 あわせて件数も伺ったのですが、次に聞くことと一緒に件数をお願いします。

主な理由、要因として、各種年金の遡及受給というところがありました。またほかにもいろいろな、いわゆる申告が漏れてしまうという、受給者が保護費の別に入ってきたお金に対してきちんと申告しましょうというルールが漏れてしまったがために起きてしまう返還金。これは特に、私も何人か、このご相談を実は受けてきたわけなのですが、特に高齢者の方です。どうしても、これは報告しなければいけない。特に、各種年金、あるいは手当といったものが、申告が漏れるケースがあります。それで、実例でというか、ご相談の中で受けたのは、3年そのままになっていた年金が発覚して、その3年分を返してくださいというようなことがあったり、また数か月後にそのことが発覚して、返してください。この点については、いわゆる公的な収入なので、何か行政として照会して、受給者が申告が漏れないように、ケースワーカーでもそうしたことが照会できる。こうしたことで、こういう返還金の発生が解消できるのではないかと考えられますけれども、いかがでしょうか。

○櫻木生活福祉課長 大変失礼しました。昨年度について第63条の件数になります。全件で235件になりまして、各種年金の遡及受給が46件、扶助費の算定誤りが21件、その他ということでございいます。

ご質問いただきましたところですが、生活保護制度は、受給されている方で、保護費以外の収入があった場合はご本人が申請していただいて、適切な保護費を算定しているところになります。区が受給者の方の全ての収入を把握するというのはなかなか難しいところがあるのですが、受給者の方の状況や属性などから、年金など収入の可能性があると思われる場合は、個別に確認させていただいているというところがございます。年金や手当につきましては、ご本人から申告がない場合は、課税等の調査等から発覚する場合もございまして、その場合は一、二年後に判明するというのもございます。とはいえ、事後的に返還を求めるのは様々なトラブルになる場合もありますことから、区としましては、改めて収入申告の義務について受給者の方にご理解を頂くよう説明を徹底するとともに、トラブル等を踏まえまして、保護開始時に、可能性があるような収入についてはチェックリストを整理しましたので、そちらを活用するような形で適正な実施に努めてまいりたいと思っております。

○こんの委員 ありがとうございます。様々、今ご答弁を頂きましたけれども、いわゆる生活保護を受給しているということは、生活が困窮しているという。その上で、なぜか返還金という、いわゆる借金を抱えるようなもので、これはいかがなものなのかという、本末転倒ではないかと思われま

の理由はともかくとしても、年金や手当に関しては、行政ですから、各機関との照会などができると理解するのですが、その辺のところは、先ほどのご答弁でいくと、一、二年かかることもあると。ぜひその期間をできるだけ短く、手当が出ている人、年齢的にも、これまで働いてきた中での申告を、受給されたときの話から見て、そうした受給者の負担を、あえてこういうところで起こさせない努力をさせていただきたいと、要望で終わります。

○渡部委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時58分休憩

○午後1時00分再開

○渡部委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。渡部委員。

○渡部委員 決算書のページで112ページ、都支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中で、充当項目は数多くあるのですが、まず健康または保健の観点で1点、最初に伺って、その後、高齢者の関係、中小企業支援、商店街、あと地域スポーツと、この辺で伺えればと思っています。

では、まず初めに、保健所で健康の観点から、令和2年度を検証すれば、もう本当にコロナで始まり、コロナが続き、苦しみと対応の続いている年度であったと。ここに項目でも出ているのはほんの一部であり、決算の額もあり、項目もほんの一部なのですが、そこからの検証を伺えればと思います。まず、感染症に対応する疾患の併発や、過去の病に対する対応、そしてワクチン接種の対応等があります。一方で、世の中全体ですが、多方面にわたる制限、自粛、またはいろいろな経済損失や日常の行事などの気持ちの喪失感も強いと思います。午前中、石田秀男委員からもありましたが、人と会えない中でいろいろな苦しみなど、失うものが想定されます。心のダメージという点で、こちらでも感染症対応もしている中で、体なり心のダメージ、健康または保健の観点で、どんな見解を持たれているか。危機管理上、これからやはり区民サービス、地元の区民の皆さんのこの辺の心配事も含めて、どういう見解があるのか、まずお知らせください。

○鷹箸保健予防課長 新型コロナウイルスが区民に及ぼす様々な影響の中で、危機管理という部分で、私がお答えする部分ではございませんけれども、新型コロナウイルス感染症に罹患された方、既に区が対応させていただいた方が1万3,000人近くになっている中で、体の問題、また後遺症の問題などもあります。今、委員がわざわざ指摘になった、心に対する影響は、多分にあると考えております。そこに関しましては、罹患された方はもちろん、また罹患された方のご家族も含めて、非常に大きな影響が起きていることは十分認識しておりますので、その方々に対しても、保健所といたしましては、様々な情報提供などを通して、またコロナが理由で経済的困窮に陥られた方については、区が実施しております様々な支援策などもご紹介しながら、今後も対応してまいりたいと考えてございます。

○渡部委員 保健所の見解でまさに間違いないと思っています。やはり専門家あるいはドクターの視点も踏まえて、心のダメージといえますか、配慮がこれからますます必要になってくるという。これを前提に各充当事業を伺えればと思いますので、今、必要性を伺いました。

そうしたら、主な事業の内訳、充当事業という高齢者福祉施設支援事業のところ、そして中小企業支援の中の販路拡大支援事業、それともう一点、地域スポーツ施設開放、ここはそれぞれ金額もありますが、主なもので構いませんので、事業内訳を教えてください。

○宮尾高齢者福祉課長 高齢者福祉の部分でございますが、こちらは、こちらの交付金を活用させていただいて、昨年度、5月の補正予算を組ませていただきまして、介護従事者に対する業務継続支援金、お1人当たり2万5,000円を、コロナ禍にあってもサービス提供を続けていただいている従業員の皆様に、感謝の気持ちを込めてということで、お支払いをさせていただいたところでございます。

○中元スポーツ推進課長 地域スポーツ施設開放のところでございますが、こちらは、顔認証付体温測定器、サーマルカメラというものを、学校温水プール4か所に導入させていただくものに充当させていただいたところでございます。

○遠藤商業・ものづくり課長 私からは、区の拡大支援事業についてお答えいたします。2回に分けて、昨年、補正予算を頂戴いたしまして、両方で800件、1億6,000万円余の予算を頂戴したところでございますが、結果といたしましては、両方で1,409件、2億1,710万7,000円を、各中小企業に助成させていただいたところでございます。

○渡辺委員 それぞれありがとうございました。まず高齢者のところで伺います。これは本当に話題になったのと、ソーシャルワーカーで注目されるのが、ドクターなど医療現場のほうに、どうしてもマスコミ報道が行きがちでした。その中でも、補正予算の審議でも、やはり介護現場への配慮が非常に、議会でも評価があったと思います。国の事業も、その後にあつて、まずこれは区独自の補正予算の対応ということで、かなりの評価がありました。金額はもちろんなのですが、私が聞く限りは、やはりそのほかの配慮が様々、コロナ禍では、もちろん要望もあるけれども、いろいろな区の対応に感謝の声を聞いています。どうしても金額的なものに行きがちなのですが、そのほかの効果、あるいは施策の事例などを伺えればと思います。現場の要望はどのようなものだったのか、あるいは対応をどうしたのか、主な点で構わないので教えてください。

それと、地域スポーツのところ。これは今、サーモカメラというところで、導入当時、今とはまた違った緊張感があったと思います。その中で伺いたいのが、やはり感染予防。これは行政だけではなくて、利用者の協力がなくては、なさないものだと思います。私が知る限り、学校施設や地域の文化施設、スポーツ施設、今日は代表してスポーツ施設の点で伺いますが、マナーと申しますか、非常に協力的だった。そして、今も続いているように思います。この辺の検証をどのように捉えているか教えてください。

それと、販路拡大のところ。こちら今、数字で、最初の補正で800件、次で1,409件と、特に飲食店など、議会もそうですが、アクリル板の設置がかなり進んだと。これは本当に、地元の声で言うと、こういった費用、経費に困っているときに、自己負担だと非常に苦しいのだと。ところが、これが、5分の4ですか、行政のかなり高い助成率で、ここはまさに公の公共サービスの役割の真骨頂だと思います。この辺で今、販路拡大のところでの中身のところ、用途のところ、主な点を確認させてください。

○宮尾高齢者福祉課長 私からは、まず介護に関するご質問でございます。昨年度は、やはり新型コロナウイルスの対策がかなり、私どもの業務でウエートを占めました。その中で、先ほどの業務継続支援金は、経済的にサポートさせていただくということから始まりまして、やはり声として大きかったのは、最初の頃は、感染予防の物資がやはり不足しがちだということで、これに対するご要望をたくさん頂きました。私どもも庁内から調達をしたり、あるいは国、東京都から支給のあったものを迅速に事業者のもとにお届けさせていただきました。これは今も続いているところでございます。

それから、金銭面でのサポートというところで申しますと、昨年、厚労省、国も、いろいろな例外、

特例措置を講じていく中で、1つ、特例措置を適用するに当たって本人の負担が増えてしまうという制度がありました。これについても何とかしていただけないかというお声を頂いたということもありまして、こちらも補正予算を組ませていただいて、補助事業を実現させていただいたところでございます。

それから最後に、やはり昨年は、国、東京都の制度が、1年間の中で本当に目まぐるしく、日々状況が変わる中で、そういった正しい情報をお伝えするといったことも、我々に課せられた大きな使命でありましたので、こちらも、今現在もそうですが、継続してやっているところでございます。

○中元スポーツ推進課長 利用者の方、区民の皆様には、本当に大変協力していただいて、ありがたかったところでございます。特に、健康管理チェックシートというものを、皆さん利用のたびに毎回書いて出していただくというところでご協力を頂けました。また、発熱している方は利用しないというお約束も守っていただいております。まず、当初に少年少女スポーツの団体の方々や、プールであったら水泳連盟など、団体貸切りをされる方に、いろいろご協力をお願いし、その方々から子どもたちや保護者の方にお話を下ろしていただきまして、本当に末端まで協力をしていただくことができたと思っております。おかげさまで、体育館におきましてもプールにおきましても、クラスター等は発生せずに終わっているところでございます。

○遠藤商業・ものづくり課長 販路拡大支援に係る使用用途でございます。やはり一番多かったのが、換気や空気清浄機、それからアクリル板の設置などの関係で、600件強という形になっております。そのほか、やはりコロナ禍ということでウェブの製作費、それから新たに販路を拡大しなくてはというところで、広告、チラシ等にお使いいただいたという順番になっているところでございます。

○渡辺委員 それぞれありがとうございます。

まず高齢者のところで、本当にコロナの状況が続くという中で、もともと人材のことでは、各人材確保や流出を防ぐという点は、言われていた分野であり、介護のところで、先ほどの支援金もいろいろな制度が続いているという中で、政策要望の中でも、やはり様々な手当、処遇改善の中での、給与などに直結しないまでも、周辺環境、特に住居といったことにも配慮が必要だと要望させていただいております。この辺は、コロナだからもあるし、だからこそという、今こそやはり、コロナ禍だからこそ支えるべきという視点から、どのようになっているか教えてください。

もう一点、スポーツのところは、本当にいい関係というのですか、行政と利用団体のコミュニケーション力がすごく上がったように捉えています。この信頼関係だからこそ、施設が利用できているというありがたみも感じていますし、これは質問ではないですが、今後も続けていただきたい。コミュニケーション力だと思います。

それと、販路拡大のところ。これはぜひ、これからもいろいろな知恵が出てくると思います。いろいろな商売のやりくりの中での柔軟な対応はお願いしたいということで区切ります。

関連して、商品券。10億円余ですか、30%で、この款、この項目にもあります。コロナ禍でいつもと違う点が何か見受けられたのかどうか。あと、私たちもニュース等で、他の自治体がこぞって商品券をやったときに、行列ができる、あるいは買いたいのだけど買えないなど、混乱が非常に報道されました。品川区は、私が聞く限りではそんなに混乱等はなかったと思うのですが、どのような状況だったか、検証という点からお願いします。

○宮尾高齢者福祉課長 私からは、介護職員の住居支援に関するお尋ねについてお答えをさせていただきます。

やはり介護は、何といても最終的には、人が頼りになるところでございます。しっかりと、これか

らも確保策、それから定着策を進めていきたいと思っています。

それで、住居支援というところでございますけれども、今年度、区民住宅ファミリーユウ西品川を活用させていただいて、外国人の職員にこちらに住んでもらいたい。家賃助成をして、確保・定着策を図ってまいりたいと考えているところでございます。

それからもう一点、今年度から、少し条件はつくのですが、民間の事業所で、福祉避難所として区と協定を結んでいただいて、実際に職員を災害対策で事業所の近くに住ませるという方に対して、住宅の手当を一部補助するという制度も、今年度から進めているところでございます。今後もしっかりと推進してまいります。

○遠藤商業・ものづくり課長 共通商品券普及促進事業についてお答えいたします。

去年は30%で10億4,000万円という形で、通常ですと大体6万冊ぐらいの発行なのですが、昨年この時期に関しましては16万冊と、通常より10万冊多い形になっているところです。結局、全て完売という形になりましたので、要は今まで商品券を購入されていなかった方に新たに購入していただいたのかと思っていますところでございます。

また、こちらの商品券ですけれども、状況につきましては、混乱につきましては、ふだんから商店街連合会が既に慣れているというか、ある程度ノウハウを持っている部分がありますので、今までもそうですが、今回についても全くクレームはないというような状況で承っております。

○渡辺委員 最後、今の高齢者のところ。外国人の方への家賃助成など、スタートだと思います。一遍には無理かと思いますが、段階的に、今携わっている方々への拡充も含めて、これは要望にしたいのと、商品券のところ。これは分かっている聞いた部分もありますが、本当にうまく回っている。それで、本当に抽選の方式、中身のところの調整方式は誇れるものだと思いますので、名称という意味では品川方式。こんな表現の一つで誇れる事業だと思いますので、ぜひそんご活用も頂ければと思います。要望で終わります。以上です。

○渡部委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、122ページ、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金というところで、一般質問でも、我が会派からも質問を取り上げさせていただきました、自宅療養者らに対する医療提供というところについて、それから96ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金ということで、ワクチン予約システムとマイナンバーの活用ということについて、あわせて92ページの個人番号カード交付事業費補助金などにも少しかかる質問になるかもしれませんので、よろしくお願いたします。

今、第5波というところで、まず新型コロナウイルス感染症での入院ということについて少し質問させてもらいたいのですが、私のざっくりとした認識で申し上げますと、今、中等症以上が入院の対象になると。中等症以上は必ず入院するという認識でございます。

少し前の話になりますけれども、今年の4月15日に政府の分科会で、感染状況のステージというものを判断する指標として、見直しがあって、入院率というものが、ステージの判断材料に入ってきた。それで、全療養者中、何人が入院できているのですかというものを見る。それで、今後また新規陽性者をどうするか等、感染のステージをどう判断するかという指標については、いろいろ検討・変更等が行われる可能性もあるかと思いますが、取りあえず、今、ワクチンの接種がかなり進んできたという中で、重症化のリスクというのは小さくなっていると認識しております。

社会生活というものをきちっと回していく、維持していくということのためには、医療逼迫というの

はやはり避けなくてはならないという認識の下で質問させていただきたいのですけれども、まず区として陽性者が発生した場合に、まず入院すべきか、宿泊療養か、また自宅療養なのかといった判断というのは、どのようになっているのかということ、確認の意味でお聞きいたします。感染状況のステージ、まだまだそんなに広がっていないとか、この前の第5波のように感染爆発だといった、ステージによっても変わるものであるのであれば、そういったことも含めてお答えいただきたいと思います。

○鷹箸保健予防課長 患者の発生届が保健所に提出されますと、まずは保健所の保健師あるいは看護師が患者様にお電話をいたします。その時点で、症状がどのような状態であるのか、中には、濃厚接触者として検査をして全く無症状の方もいらっしゃいますので、まず症状がどういう状況であるのかということが一番初めに伺います。その症状に応じて、あとは持病があるかどうか、重症化リスクがあるかどうかなど、可能な範囲で、ご本人の状態をお聞きして、今、委員のご質問の中にありました、既に症状があって治療が必要な場合、そこまで行っていないか、いわゆる中等症以上と思われる場合については、入院を大前提として調整を始めます。それ以外の患者で、ご家族がいらっしゃる。本来は、それ以外の方全員が宿泊療養になるところでございますが、今回、第5波のように、宿泊先も入院先もなかなか確保できないといった特例の場合には、自宅での療養もやむを得ないという、本来がその形でしたが、今後、第6波を迎えるに当たっては、本来は、これまでどおり、入院か宿泊かどちらかが基本は原則でございます。ですが、たくさん患者が、いわゆる爆発という状態になって、宿泊療養施設にも入れない状況になりますと、やむなく自宅での療養という道も今後もある可能性もあります。

ですが、区民の方の中には、自分の希望で入院と宿泊、自宅を選べるかのように、かなり勘違いされている方もいらっしゃいますので、その辺りは、今はもう、すぐ入院もできますし、宿泊療養も行っていただくことができます。ただ、家族で、例えば小さいお子さんがいて、介護であったり、またはお子さんのお世話であったりということで、すぐには宿泊療養所に行けないという、様々なご事情がありますけれども、それらも含めて、基本は入院あるいは宿泊療養、感染症法に基づく隔離の対象であるということをご理解いただきながら、今後に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○塚本委員 ありがとうございます。そういった状況の中で、今回、自宅療養を余儀なくという事態があって、その方々への医療提供が、なかなか届かないということで、様々な問題が起こったと思います。ここにしっかりと、重症化予防のための治療をしっかりと提供していくということで、そこがポイントになってくると思っておりますけれども、1つ、抗体カクテル療法というのが、今、非常に取りざたされている。この抗体カクテル療法の対象者というのはどういうもので、どういった場面で処方されるのか。それで、今、品川区に限らずですけれども、外来に搬送して、あるいは往診でも、これを処方することができるというふうになっておりますけれども、自宅療養等を余儀なくされる方々が今後出てきた場合に、必要な方には漏れなく、こういった重症化予防の治療ができるような体制が敷かれているということが大事だと考えておりますけれども、そのことについての区の取組についてお聞かせください。

○鷹箸保健予防課長 重症化予防に非常に効果的とされている抗体カクテル療法についてのお尋ねでございます。抗体カクテル療法は、一番重要なことは、発症から7日以内という期間が区切られていることが非常に問題でございますので、まずは発生届があった時点で、陽性者の方の症状がいつから始まったのか、あるいは症状がまるでないのかというところから、一番効果的なのが発症後4日目ぐらいと聞いておりますので、例えば土曜日に発生届が出てきますと、病院あるいは診療所で治療ができるのが月曜日という、もうそこで2日空いてしまいますので、検査を受けたのが3日目ですと、もうぎりぎりという状況もあります。今私どもは少し余裕ができましたので、今後ホームページを分かりやすい

ものに変えていく予定にしている中では、先ほどの委員のご質問にはご答弁したのですが、少しでも症状がありましたら、区民の方には早めに検査を受けていただいて、陽性であれば、早めに重症化予防の治療を受けていただくようなルートに乗っていただきたいというのが、まず一番でございます。

対象でございますが、誰でもいいというわけではございませんで、重症化リスクがある方ということで、幾つかある中で1つ以上当てはまる方、まず50歳以上である、それからBMIの数値が25以上の方、あるいは糖尿病がある方等、持病がある方ということで、重症化リスクがある方というのが前提となっておりますので、残念ながら、無症状でお若くて、こういったリスクもないという方ですと、そういった方で実際に希望される方はかなりいらっしゃるのですが、現状ではやはり治療ですので、必ず裏腹に副作用もあります。実際、アナフィラキシーショック的な、点滴の治療ですが、30分間点滴をする中で、点滴を始めて、3分目ぐらいにアレルギーではないかというような症状も出て、急遽、治療を中止したという事例もございますので、やはりリスクがある方という、対象には、きっちり合う方を、すぐに医療機関にご紹介したいと考えております。実際、区内でも幾つかの病院で、この治療の取組が始まっておりますが、現在のところ、往診での治療については開始しておりません。

○塚本委員 ありがとうございます。往診について、国でこれはやってもいいと。往診の体制がしっかり取れたらと、経過観察など条件付ではありますがありますけれども、この点については、やはり必要なときにはできるような体制というのは用意しておいたほうがいいと思っているのですが、もう一度、そこについての今後の取組、実施の是非について、実施するということに関してどうお考えか、往診の抗体カクテル療法です。

○鷹箸保健予防課長 往診による抗体カクテル療法でございますが、点滴をしている間、また点滴終了後、医療従事者が近くで、何かあったら患者に対応できるということが前提になりますので、往診の場合は、点滴が30分、その後30分、1時間、患者のお宅に、医師あるいは医療従事者、看護師などがいる必要がありますので、現実的にはどうなのかというのが、先生方とお話しした中でも、お話が出ています。例えば1時間、そこに先生がいてくださったとして、何か起きたときに、往診の先生1人で本当に対応できるのかという問題がありますし、今お話しした、実際のアレルギー的な反応が起きたときには、たまたま病院内で治療されておりましたので、すぐに治療を中止して、救命が必要というほどではありませんで、すぐ別の対応が取れましたけれども、でも、いい面ばかりが言われているように感じるというのが、実際、治療に携わった先生方の実感ですので、両者、必要なところを見極めて、安全であることがまず一番大切ですので、往診が今可能になったことは十分認識しておりますけれども、いたずらに、往診ありきということではなくて、患者のために一番いい治療法を推進していくということが、今進めている、実際に経験があるお医者様たちと我々が日々話し合っている中での見解でございます。

なお、肥満度のほうですが、BMIの値については30以上だったかもしれず、その辺はまた後ほど、詳しく確認してお答えしたいと思います。

○塚本委員 ありがとうございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン予約システムのことについてなのですが、接種する方が誰なのだというデータのデータとしては、これは接種券番号で管理されているということだと思いますけれども、今後、3回目の接種が実施されるようなことも言われている中で、接種券番号というのは、今までもらった人というのは、1回目、2回目受けた人は同じ番号をまた継続するのか。それとも、また3回目というのが新しく、接種券番号みたいものが採番されるのか。もっと言うと、いわゆるワクチン予

約システムなどの記録システム、通称、VRSといわれている、こちらのほうでは、マイナンバーカードもデータとして持っていて、マイナンバーでの管理みたいなこともVRSの中ではやっていると思うのですが、このマイナンバーカードを使用したワクチン予約システムというものは、検討できないのかというところで、お伺いしたいと思います。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 まず、3回目の接種券番号についてのお答えでございます。1回目、2回目は、当然同じ番号を使っておりました。3回目の番号も、恐らく同じ番号が引き継がれるのではないかと考えております。その辺り、まだ詳しいものがこちらに下りてきておりませんので、その辺りの確認を取りまして、分かり次第、また通知が来ましたらお答えさせていただきたいと考えております。

また、確かにVRS、ワクチン接種記録システムはマイナンバーを持っております。これは、特に我々がマイナンバーを使うときは、全自治体から転入された方がどういう接種履歴を持っていたかということ、ご本人の同意の下に使っているということのみで、今現在マイナンバーを使っておきまして、区民の方に関しましては、宛名番号といまして、区民に付されている番号を使って、現在、接種の管理をしておりますので、マイナンバーカードを使って接種の予約を今後取るということは、現時点では我々の検討の中にはまだ上がっておりませんが、今後、国からの通知等々を見まして研究してまいりたいと考えております。

○塚本委員 マイナンバーをもし活用したとすると、今回の予約の中でいろいろ問題が起こった、国の大規模接種会場と自治体での二重予約といったことが解消されたり、引っ越しをしたとしてもマイナンバーはついて回りますので、他自治体でもワクチン接種等を受ける際に接種券番号等は要らないといったメリットというのは、今般いろいろ言われていることかと思えます。そういった意味で、マイナンバーというものを活用したシステムというのは、こういった全国一律のワクチン接種等には非常に有効なインフラみたいなものだと思いますので、ぜひその辺の検討をお願いしたいのと、あと、こういったものを普及していくには、マイナンバーカードの普及というのがまず大事な視点かと思えますけれども、この普及ということについて、最後に、時間がないのですけれども、一言ご見解をお願いします。

○宮澤情報推進課長 マイナンバーは、デジタル社会を実現していくために、基盤として大切なものがございます。区民の皆様が、1人でも多く入手できるように、普及を進めていくところがございます。

○渡部委員長 以上で、品川区保健所・健康課の所管事項に係る内容を含む質疑が終了しました。

保健整備担当部長はご退席いただいて結構でございます。また、第二委員会室の品川区保健所および健康課の関係理事者の方々も、ご退席ください。ありがとうございました。

それでは進めます。次に、藤原委員。

○藤原委員 60ページの交通安全対策特別交付金の中には、交通違反の、まず反則金等が入っているのでしょうか。次が、77ページ、創業支援の西大井創業支援センターなのですけれども、今日は西大井創業支援センターを伺いますが、まず、創業支援を品川区がする理由と、それと今度、西大井創業支援センターの中のブース等が変わっていくと思うのですけれども、その理由を教えてください。次に、78ページ、区民住宅についてお伺いしますが、区民住宅は前回の予算特別委員会でも伺いましたが、区民住宅が全部、入居していたならば、今の現状を踏まえてどのぐらいの金額がマイナスになっているか、教えてください。次が129ページなのですけれども、木造密集についてお伺いしますが、改めて木造密集地域が増えたと思えますけれども、今後の目標を教えてください。最後に136ページは、都知事選挙費に絡んで選挙についてお伺いしますが、選挙に関しては公費助成がありますが、

なぜ公費助成するのか、お伺いいたします。

○黒田財政課長 まず交通安全対策特別交付金につきまして、こちらの交付金の中身でございますが、交通反則金等の収入から、通告書等の経費等の差額について、地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人との割合で交付されるというような交付金でございます。

○遠藤商業・ものづくり課長 創業支援施設につきまして、お答えさせていただきます。まず、創業を区が支援する部分の意味でございますけれども、創業というのは、経済の新陳代謝とか、新規企業が高い成長力を持つという部分がございます。新たな、いわゆるイノベーション、新しい社会サービスが提供される部分と、それから高い成長力ということで、雇用を呼び込むという部分が大きな点かと思っております。

それから今回、西大井創造支援センター、回答させていただくところになりますけれども、こちらにつきましては平成15年につくりまして、ある程度、老朽化が進んでいる部分と、それから現在の建築物については、少し世の中の流れに合わない部分が出てきている。そういった対策も併せてということで、今回、改装させていただくところでございます。

○竹田住宅課長 区民住宅に関するご質問でございます。こちらは業務の性格上、なかなか満室ということは難しい状態ですが、今現在、62棟空きがございまして、それを家賃に直しますと、月額820万円余、年間ですと9,800万円余となります。

○森木密整備推進課長 私からは、木造住宅地域の目標値についてというお話にご答弁させていただきます。令和2年度までに不燃化10年プロジェクトが終了いたしまして、今年度から5年間、新たに不燃化特区支援制度としてスタートしております。引き続き、不燃領域率70%を目指して進めていきたいと考えております。

○齋藤選挙管理委員会事務局長 選挙における公費負担の理由でございますが、金のかからない選挙、候補者間の均衡を確保するというのと、有意な人材を政治の舞台に送り出したいということでございます。

○藤原委員 まず選挙からいきますけれども、答弁どおりですね。お金がなくても志を持っている方が選挙に出られる。そういう意味において、公費助成というのがあると思うのですけれども、例えば国会議員は国のことをする。都議会議員は東京都のことをする。区議会議員は品川区のことをする。そういう中において、私は同じ立場だと思っております。でも、公費助成を見ると、国会議員は選挙車の看板までお金が出るのです。そして演説会の看板のお金も出る。それは国会議員。そして、都議会議員と区議会議員なのですけれども、同じ選挙区ですから、347か所の掲示板、同じなのです。でも、区議会議員の場合は347枚しか経費で認められない。区長もそうですけれども。都議会議員は347掛ける2の公費が認められているのです。これはおかしいですね。おかしいと思います。ただ、お金の出どころなど、いろいろあると思うので、「私に言われても」という気持ちもあると思うのですけれども、やはり、こういうところは、区議会もきちんとした志を持ってやっているわけですから、公費助成というのはなるべく差がないようにしていただきたいと思うのですが、いかがですかということです。

それと、西大井。変わっていくことは、もう時代の流れで、私はいいと思います。ただ、1回総括するという意味で、私は西大井の創業支援センターの細かいブースが本当に好きだったのです。好き嫌いというよりも、「これはいいな」と思っていました。だけど、これが終了してしまうわけです。でも、あれをやったから、何か成果、効果というのがあったと思うので、それを紹介してください。

次に木密なのですけれども、改めてここもお伺いするのですけれども、パンフレットには令和7年度までとなっています。そうすると、令和7年ということは、令和8年3月31日まで適用となるのですけれども、例えばこの公費助成は、極論で言って、令和8年3月31日に申請しても出てくるのですか。それが質問です。

それと、住宅に関しては、区民住宅は限りなく100%入るのが理想ですよね。ただ、やはり空いている部屋というのは出ます。この件については私も伺っていたのですけれども、課長ではない課長が、「空いているところは震災等に使っていく」。3・11のときも使用先に使っていましたよね。それで、この間、我が会派の須貝委員が本会議で伺っていました。火事のと、火災のと。それで、火災のときには、私は思わず控室で言ってしまいました。区民住宅に入れるんじゃないと。だけど、いろいろ調べると、家具がないとか、食器がないとか、いろいろあると思うのですけれども、こういうときこそ、区民住宅の空いている部屋を貸してあげるべきだと私は思うのですけれども、その辺についてはいかがですか。

交通安全に対してなののですけれども、課長、本当にありがとうございました。私は何回も質問させていただきましたから、秋の交通安全運動で、ポスターのキャッチフレーズが、「車が止まる！ STOP！ 横断歩道」となりました。多分、課長が警視庁に言ってくれたのだと思うのです。ありがとうございます。そして警視庁のホームページを見ると、こういうふうに出ています。「世界一の交通安全都市TOKYOを目指して」。5項目の1項目めぐらいに出ています。「子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保」と出ています。これも課長が警視庁本部に言ってくださったのだと思うのですけれども、だけど、課長。まだ、めがね橋を降りた横断歩道。私も前回、予算特別委員会で聞いたときに、「いや、よく見えないんだよ」と、周りの方から言われました。ですから、この頃、横断歩道のところで、あえて顔を出して、運転手と目と目が合って、それでも行ってしまう。止まってくれる人はタクシーの方。あと、大崎と大井町の会社のバスみたいなものがありますよね。あの方も止まってくれる。あとは清掃車。だけど、ほとんど止まってくれない。これは守っていかないといけないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○齋藤選挙管理委員会事務局長 ポスター掲示場に貼るポスターの公費助成のことですが、347か所ございまして、区長・区議会議員選挙の場合は49万3,000円を上限に助成しております。国政・都政の場合はその2倍となっております。この理由ですが、旧自治省からは、参議院選挙であれば17日間、選挙運動期間があつて、ポスターを少し上質なものを、あるいは貼り替えるからではないかという説明がございまして。ただ、選挙運動の必要性、公費助成の在り方については、引き続き選挙管理委員会の委員の皆さんとも認識を共通にして議論していきたいと思っております。

○遠藤商業・ものづくり課長 西大井創業支援センターの総括という部分でございます。西大井創業支援センターは、これまで個別ブースが10個と、オフィススペースが5室あるところでございまして、これまで74社に西大井創業支援センターが対処したという形になります。通常の調査などですと、ベンチャー企業は5年間で大体2割ぐらいが生き残るといふようなことを言われているところですが、西大井創業支援センターは50%程度が残っているということで、こちらの相談員などが配置されているということで、通常よりもかなり高い評価をしているのかと思っております。また、出身企業のところでは、中には東証マザーズにその後、上場いたしまして、大きくなっているような会社もあるところでございまして、引き続き、この形をまた続けていくという形で考えております。

○**森木密整備推進課長** 不燃化特区支援制度の令和7年度時点での扱いということでございますけれども、令和2年度に一旦、不燃化10年プロジェクトが終了した際には、ご案内といたしましては、まず助成が出るかどうかの対象確認を12月までにさせていただいて、その後、除却の実際の工事をしていただいて、3月末時点で、区から、交付できますという通知をした方に対しては、させていただいたという形になりますので、令和7年度、まだ4年半ありますけれども、今のところはそのような運用になるのかと考えているところです。

○**竹田住宅課長** 区民住宅を火災等の被災者にとのお話でございますが、区民住宅条例の第6条第1項には、公募の例外として、「災害による住宅の滅失」の場合というのが規定されております。本会議の同旨のご質問がありましたが、その際の答弁に沿って適宜適切に対応していきたいと考えております。

○**川口交通安全担当課長** 私からは、横断歩行者の安全確保に関する問題でございます。こちらにつきましては、委員ご指摘のとおり、現在、警視庁でも、横断歩道上における、特に信号機のない横断歩道における歩行者の優先意識の醸成というところに力を入れているところでございまして、あわせて、品川区におきましても、今回、第11次の交通安全計画の原案を現在、審議中でございますけれども、そちらの中に、横断歩行者の安全確保に関する教育について、特出しで盛り込みをさせていただいたところでございます。委員ご指摘のとおり、まだ一部の横断歩道等で、歩行者の優先意識がしっかりと守られていないという部分がございますので、区としまして、いろいろ情報発信等の機会を通じまして、また警察と連携して、キャンペーン等をつけてまいりたいと考えております。

○**藤原委員** 西大井創業支援センターなのですけれども、本当に西大井というまちはいいところなのです。まず、駅前。そして、相鉄線が通ったことによって、新宿、渋谷にとても行きやすくなりました。それだけではない。横須賀線等に乘れば、品川、新橋、東京と。物すごくいい場所なのです。今、創業支援というと、北品川SHIPがすごく輝いておりますが、私は、これから西大井はまたすごく、まちも含めてよくなっていくと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

あと、木密なのですけれども、木密も、目標というのは、一軒一軒「どうですか」と、私はもっとやっていただきたいと思っております。なぜかというと、民間のハウスメーカーのほうが、区のパンフレットより、よほど入っています。民間のは、きちんと、幾ら幾ら出ますと丁寧に。それで説明もしてくれて。区も、やっていないとは言いません。最初、木密の地域が増えたときは、パンフレットを1回ぐらい入れてくれたけれども、それ以外やっていないと私は思うのですけれども、その辺について、もっと積極的に、あと5年を切ってしまったのです。それしかないわけですから、せっかくこんなすばらしい施策があるのだから、木密に指定されている地域の方にはどんどん利用していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○**森木密整備推進課長** 委員ご指摘のように、しっかりと広報することが大事だと考えております。本年度も、新たに特区に追加いたしました3地区について戸別訪問を予定しておりまして、来年度以降も分かりやすい説明を踏まえて、しっかりと周知していきたいと考えております。

○**藤原委員** 木密整備推進課長、前の職が住宅課長ではないですか。やはり、林を見て、森を見て、木を見ていかないといけないと思います。

○**渡部委員長** 次に、木村委員。

○**木村委員** 最初に、52ページの特別区税、521億7,970万円からの質問をいたします。

特別区税には、特別区民税、それから軽自動車税、特別区たばこ税の3種類があります。特別区たば

こ税は、自販機や現金渡しのために未納はありませんけれども、特別区民税と軽自動車税、今、未納が生じています。その額は、区側も徴収を諦めた金額と置いていいのかどうか、お答えください。

○提坂税務課長 特別区民税と軽自動車税の未納のお尋ねかと思えますけれども、不納欠損ということでもよろしいですか。こちらとしては、お支払いいただけない税金につきましては、職員が一生懸命、納税に向けての交渉をさせていただいております。その中で、どうしてもお支払いいただけない方については、財産調査等を行いまして、財産が見つかり次第、差押えをして強制徴収をする場合もございますが、中にはご本人が、財産が見当たらないとか、ご病気になって生活困窮など、様々なケースがございます。そのケースに沿った形で、執行停止、3年後に資力が回復しなければ不納欠損ということで落としているケースもございます。

○木村委員 ありがとうございます。区民との関係は、難しい関係もありますけれども、お金を徴収する対処法ですけれども、どのように処理されているのか。なかなか区民から、ないものを取り立てるといっても大変でしょうし、納めるといっても大変だと思いますが、その点、納めている人たちとの不要論になってまいりますし、ほかの区民とのバランスなどもあろうかと思えますけれども、その点をお答えください。

○提坂税務課長 区民の納税義務者の方につきましては、ほぼ8割ぐらいの方が、納期限内に納付いただいております。残りの2割の方については、いろいろご事情があつて、お支払いいただけない方、あと、中にはお支払いいただく意識のない方など、いろいろいらっしゃいますけれども、まず、納期を過ぎた後で督促状をお送りして、それで大部分の方にお支払いいただいておりますが、それでもお支払いいただけない方については、催告書をお送りしたり、電話をしてご事情を伺う。それから、直接区役所に来ていただいて、お話を伺った上で、一括納付が難しければ分割納付のご相談にも応じますし、あとご本人の生活状況をよく聞きまして、先ほど申し上げた執行停止などという手段も考えてございます。

○木村委員 ありがとうございます。いろいろと事情もあろうかと思えますけれども、臨機応変にお願いしたいと思えます。

次に、特別区たばこ税なのですけれども、約960万円弱、増えています。予想を超える売上げとなっておりますけれども、この原因は人口増が関係しているのでしょうか、それとも、あとは、少し考え過ぎかもしれませんが、コロナ禍で自宅待機者が増えたことなども大きく影響しているのかどうか、お聞かせください。

○提坂税務課長 特別区たばこ税につきましては、令和2年度と令和元年度を比較しますと、今、増収というお話がございましたけれども、税率の引上げ、コロナ禍の影響など様々な要因によりまして、収入としては約30億円の減になってございます。

コロナ禍が続いている中で、やはり喫煙所が減っているとか、あとテレワークの影響が、喫煙率を伸ばすものなのか、禁煙率を伸ばすものなのか、分析がなかなか難しいところではございますけれども、実は明日からまた税率が引上げになります。その辺の状況も見極めながら、たばこ税の確保も頑張っていきたいと思えます。

○木村委員 どうもありがとうございました。こちらの間違いでありました。

次に、60ページの中ほどにありますけれども、交通安全対策特別交付金ですが、当初予算ですと3,000万円組まれておりましたが、調定額では348万円余が増えています。このプラスになったところ、348万円余はどのようなところで増えたのか、教えていただきたいと思えます。

○提坂税務課長 先ほど、特別区たばこ税の減収を30億円と申し上げてしまったのですが、3億円

の誤りでございました。失礼いたしました。

○黒田財政課長 交通安全対策特別交付金でございますが、交通違反の取締りの状況から言いますと、違反ケースがやや増えているというところで、少し増えているような状況でございます。

○川口交通安全担当課長 具体的に区内における令和2年中の交通違反の取締り件数についてご報告させていただきます。品川区内、いわゆる反則金の納付を伴わない、行政処分の基礎点数のみがかかる交通違反は除きまして、その件数につきましては2万5,712件、昨年比でプラス765件となっております。また、東京都内におきましても、これが75万1,450件で、プラス2万8,733件という状況でございます。

○木村委員 ありがとうございます。次の質問に移ります。

次は、74ページ一番上でございます。高齢者等住宅使用料なのですがすけれども、収入未済額が約363万円余とありますけれども、個々の事情もあろうかと思いますが、大きな原因はどこにあるかと思いでしょか。そして、高齢者ということなのですが、コロナ禍の時期のことも関係していると思いが、ご本人からでは難しいと思いが、ご親戚等からの徴収は難しいのでしょうか。その点をお答えください。

○菅野高齢者地域支援課長 私からは、高齢者住宅使用料についてお答えいたしたいと思いが。

こちら、約360万円の収入未済額については、約20人の方の未納の合計額となっております。委員ご質問の、この未納の原因ということなのですが、分割納付により支払ってもらっているケースもありますが、やはり死亡による退去者の割合が多く、遺産相続人の特定が困難なケースなどが大きく影響していると考えているところです。

○木村委員 ありがとうございます。その下に今度ありますけれども、幼稚園保育料からですが、金額は1,000円となっておりますが、これについてご説明ください。そして、調定額が52万6,200円、収入済額が1万6,400円、収入未済額は50万9,800円でありますけれども、ご説明をお願いいたします。

○立木保育課長 幼稚園保育料の予算現額のところの1,000円でございますが、こちらは幼児教育の無償化の関係で費用がかからなくなりました。ただし、過年度分の収入未済額がある関係で、還付措置のための1,000円でございます。それから、滞納の分でございますけれども、50万9,800円。こちらは56件ほど残っております、そういった金額になってございます。

○渡部委員長 次に、松本委員。

○松本委員 私からは、80ページ、総務手数料について、136ページ、都知事選挙費について伺います。

まず、都支出金の都知事選挙費について伺いたいのですが、今回の決算では2020年ですけれども、前回、2016年の都知事選挙の選挙費の都支出金の額、また、今回の支出金の内訳について、ご説明をお願いいたします。

○齋藤選挙管理委員会事務局長 都知事選挙につきましては、ほぼ、これまでは100%、都からの交付金で賄われておりましたが、今回は93.5%ということで、充当率が低くなっております。委託金の内訳でございますが、投票所の運営、開票所の運営経費、そしてポスター掲示場の整備費、コロナ関連経費というものがございまして、それぞれ内訳で大きいものは、投票所の経費が3,800万円、開票所が600万円、ポスター掲示場が1,300万円余となっております。

○松本委員 ありがとうございます。これまではずっと、都からのお金で全部賄っていたということ

なのですけれども、今回というか、昨年の都知事選挙については、ある意味、区との関係では赤字になっているという状況かと思います。今、内訳の中で、コロナ対策の部分が入っていましたけれども、コロナ対策の部分は幾らだったのか、もう一度お願いいたします。

○齋藤選挙管理委員会事務局長 コロナ対策経費でございますが、各投票所に1名、派遣の職員を増員したり、スプレーその他、消毒液ということで、457万円余でございます。

○松本委員 ありがとうございます。実際のところ、先ほどご説明もあったように、実際にかかったお金と入ってきたお金の間には差があって、それが、歳入と歳出を両方見ると、1,000万円ぐらいだということではないかと思います。これは全部、都の支出金でやっていただくのが本来ではないかと思うのですけれども、ここで1,000万円の乖離があるということかと思います。ここの部分がなぜこういうことになったのかということのご説明をお願いいたします。

○齋藤選挙管理委員会事務局長 今回、都が予定していた予算より、各23区、多摩の市区町村から要求があった金額が超過してしまいました。理由の大きいものは2つございまして、投票所や開票所で使う事務機器、バロットや自動読み取り機が更新期になって、かなり大きい金額での要求があったということと、もう一つは、我が区はまだ大丈夫なのですけれども、ポスター掲示場を作ってくれる業者の確保に苦勞している区があって、かなりその部分で高額になってしまった。その結果、予算を超えた部分については、各市区町村の執行状況に応じて、ポスター掲示場については3割から5割を査定され、カットされてしまったということでございます。

○松本委員 ありがとうございます。ぱっと見たときは、コロナ対策のお金が結構、がっとかかったのかと思っていたのですけれども、そうではなくて、機器の更新や他区との調整、他自治体との調整でということでお伺いできました。これは昨年の都知事選挙なのですけれども、そういった状況の中で今年には都議会議員選挙があって、これから衆議院選挙があるという状況だと思います。やはり、これも本来は都からの支出金ということなので、都できちんと、しっかりと調整というか算定していただいた上で、区の持ち出しがないようにしていただくことが大事かと思っているのですけれども、この辺り、今回の都議会議員選挙およびこれからの衆議院選挙に関して、都との調整で、きちんと支出金、当区にもきちんと100%になるようにということで、どういったご要望をされたのか、お願いいたします。

○齋藤選挙管理委員会事務局長 まず、都議会議員選挙につきましては、今、実績の報告を出しておりますので、年度の末ぐらいに交付額が決まりますので、今のところ、100%頂けるかどうか、見通しがありません。

衆議院選挙がございまして、衆議院選挙は、平成29年が、交付額に対する充当率が98.1%で、平成25年の衆議院選挙は99.4%ということで、ほぼ100%ということでございまして、オール日本全国で比べますと、ポスター掲示場に係る基準額が若干、都市部では低めになっております。その部分で、持ち出しがどうしても出てしまう部分があります。

都への要望でございますが、23区選挙管理委員会の事務局長と、都選挙管理委員会では、月に1回、会合を持つ機会がございますので、細かい部分でも要望させていただきますし、選挙管理委員も、東京都特別区選挙管理委員会連合会、全国市区選挙管理委員会連合会ということで、組織がございますので、毎年度、予算要望はしているところでございます。

○松本委員 ありがとうございます。これから、またコロナの関係などもあって、感染対策などもいろいろ必要になってくる可能性が出てくるということですので、そこはしっかりと要望というか、調整をしていただければと思います。都知事選挙の都支出金については以上とさせていただきます。

次に、総務手数料なのですけれども、今年の1月から戸籍証明書のコンビニ交付が可能となりました。これは、やはり各種の証明書をコンビニで交付していただけるということで、区民からもかなり好評です。私も実際に、ぱっと思っるのは、やはり住民票や戸籍が浮かんでいたのですけれども、課税証明書がどうしてもその日のうちに必要になって、区役所に来ていると間に合わないというときに、そう言われてみればコンビニで交付できるということで、これはすごく助かったという経験があります。

ただ、これは実は調べてみると、コンビニの交付導入状況は、住民票はすごく導入率が高くなってきているのですけれども、一方で、戸籍や課税証明書を23区全部で導入しているかというところ、そうではないのです。調べてみると、住民票の写し、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、印鑑証明書、全部それぞれ対応しているのは、特別区でも、千代田区、港区、墨田区、江東区、品川区、中野区、杉並区、板橋区の8区だけということで、これは、導入していただいている品川区の皆様には本当に感謝申し上げたいと思います。

それで、戸籍証明についてお伺いしたいのですけれども、1月から3月まで、12月も少し含まれているのですけれども、短期間で1,004通がコンビニ交付されています。今年度を含めて隔月の推移を伺えますでしょうか。また、これは新しく今年の1月から始まった制度ですので、この周知がどのようになされたのか、お願いいたします。

○木村戸籍住民課長 戸籍証明書のコンビニ交付の件数のお問合せでございます。4月から8月末まででございますけれども、2,482件という形でございます。周知につきましては、ホームページでのご案内でございますとか、マイナンバーカードを交付する際に、こういうこととお使いいただけますというようなご案内を進めているところでございます。

○松本委員 1月から3月までの3か月と、今年度というところで、かなり数が増えているというふうに伺いました。周知もやっただけというところかと思うのですが、一方で交付時間が住民票の写しなどと異なっているというところがあると思います。ほかの証明書、住民票の写しなどというのは、朝6時半から午後11時、土日も含まれている一方で、戸籍のほうは平日の午前8時30分から午後5時までというふうに限定されているかと思います。これは、理由については、どうしても戸籍の場合は、変更の届出があった場合に、それを受けてしまうと、その段階で戸籍の発行を止めないといけない、証明書の発行を止めないといけないということで、こういうふうになっているのだと伺っています。ただ、他自治体においては、土曜日なども、そうはいつでも職員の方を配置してというふうな対応もされているようなところもあると聞いておりますが、この辺り、今後変えていく見込みがあるのか、むしろ変えていただきたいなというところで、ご要望を含めてお願いいたします。

○木村戸籍住民課長 今のご要望につきましては、以前の区民委員会でも同様のご要望を頂いております。コンビニが開いている時間イコールという形で交付ができるような形は、今、研究を重ねておまして、ぜひ実現に向けて進めていきたいとは考えておりますが、需要その他、動向を見据えながら、検討を続けてまいりたいと思います。

○松本委員 ありがとうございます。やはり人件費との関係などいろいろあると伺っているので、何とかお願いできればと思いましたが、ほかにもまだお伺いしたいことがあったのですが、それぞれまた別のところで伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○渡部委員長 次に、おくの委員。

○おくの委員 私は、89ページ、生活困窮者自立支援事業ほか2事業に関わって、フードパントリーについて伺います。

一般質問の答弁で、フードパントリーについて周知方法を工夫すると答弁されました。そうであるなら、チラシを作成して、誰もが手の届く、目につく場所に置いて周知していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○櫻木生活福祉課長 フードパントリーの周知方法についてでございます。ホームページのほか、SNS等、工夫してまいりたいと思っております。チラシについても検討してまいりたいと思っております。

○おくの委員 ありがとうございます。ぜひそうしていただきたいと思います。これは本当に、生活の厳しい区民から求められている支援です。昨年度7月に始まったフードパントリー事業ですけれども、昨年度7月から3月までの9か月の利用実績が、15人の方が31回というものでしたけれども、今年度に入ってから6月までの3か月で、11人、41回だということでした。大幅に増えていると。区民にほとんど知られていない中でもこれだけ増えているというので、それだけ、こういう支援を必要としている実態が区民の中にあるということで、だからこそ、知らせていく必要が非常にあったと思います。

それで、チラシを作って置いてくださる以上、このチラシも、活用ということで、ホームページにもこのチラシをPDFなどでアップして、要するにホームページが今の段階では目立たない感じになっていると思うのです。アップして、さらに活用して、ホームページでも目立つ形にして、宣伝するというか周知する方法を工夫していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○櫻木生活福祉課長 周知方法につきましては、適宜適切に、状況に応じて方法を検討してまいりたいと思っております。

○おくの委員 ぜひとも、チラシを作るとおっしゃってくれたので、ホームページでも、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一点です。フードパントリーについては、もう一つ、一般質問のほうで、これは最初の段階では、区発行の案内状を持って、浅草橋にあるNPOまで取りに行くと言われていたのが、一般質問の答弁では、「遠距離の外出が難しい状態の方などについては、暮らし・しごと応援センターでの受け取りも可能で、ご相談状況に応じてご案内をしております」とご答弁してくださいました。それで、これは一体どういふ場合に、暮らし・しごと応援センターで受け取れるのか。実際に、暮らし・しごと応援センターで受け取れた実績があるのか、何件あるのか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○櫻木生活福祉課長 暮らし・しごと応援センターでのご相談において、食料の支援が自立につながると判断された方で、例えば体力的な課題を抱えられていらっしゃる方や、足がお悪いなどの状況で、浅草橋まで取りに行くのは難しいと判断される方につきましては、ご希望によって、暮らし・しごと応援センターでの食料の受渡しも想定しているところでございます。最近そのようなスキームがフードバンクと話がまとまったということもありまして、実績はまだございませんが、今後、必要に応じてご案内してまいりたいと思ひます。

○おくの委員 それ自体はいいことではあるのですけれども、私がここで求めておりますのは、遠距離の外出が難しい方だけの配慮ではなくて、生活に困って食料の支援を求めておられるような方全体への配慮をお願いしたいということなのです。浅草橋まで取りに行く制度のままだと、そういう方たちが交通費と手間を負担して受け取る制度のままだと。それで、例外的に、外出が難しい方が浅草橋まで出かける必要がなくなるだけのことになってしまうということなのです。それも悪いことではないですけれども。それで、生活に困窮して食料支援を受けたいという方全体に対して、品川区で、あるいは、暮

らし・しごと応援センターなり品川区役所で受け取れるような制度に、せっかくの制度ですからブラッシュアップしてほしいと私は思うのです。要するに、もっと使いやすい制度へと変えていただきたいと思うのですが、改めて、食料支援の制度。せっかくですから、品川区役所でも常に受け取れるような制度へと発展させていただきたいと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○櫻木生活福祉課長 先ほども申し上げましたが、こちらの制度につきましては、ご相談を承りまして、その上で食料が自立につながると判断される方について、一定期間、食料の支援をするというものでございます。つきましては、ただ単に食料を配布するという事業ではございませんで、相談を通じて自立につなげていくという事業でございますので、一律に食料を配布することは現在のところ考えておりません。

また、暮らし・しごと応援センターで食料を扱うということでございますが、扱う対象が食料品であるため、保管場所の問題や消費期限、衛生管理の問題等もありますので、なかなか現在のご事情がある方に限らせていただいているというところでございます。

○おくの委員 今、品川区自身も、フードパントリーというのはNPOに依頼してやってもらっているわけですが、フードドライブ、フードバンクということで、品川区が依頼しているフードバンク自身も、フードバンクのボランティアやフードバンクの場所を募集したりしているぐらい、発展してきているわけですが、そのぐらい、フードバンクも発展してきているということは、フードバンク、フードパントリーを必要としている方が増えているという実態もあるのだと思います。先ほどの、フードパントリーを利用している方が品川区でも実際の数字として表れてきているというデータ。これは、暮らし・しごと応援センターのデータですけども、ありました。実際に増えているという実態はあるとは思えないのですか。その点はいかがでしょうか。

○櫻木生活福祉課長 ご相談を頂く中で、食料支援をご案内するケースは、今年度に入って若干増えているところは事実でございます。

○おくの委員 やはり、その点まで認められるのなら、しかも客観的なデータに裏づけられているわけですから、やはり、それに対応する品川区の政策、ここまでもう来ているわけですから、私としては、もう一歩、前に踏み出していただきたいと思います。それが、最も雄弁なシティプロモーションにもなると思うのです。予算も非常に安上がりですし、ぜひとも踏み出していただきたいと強く求めて、終わりにしたいと思います。

○渡部委員長 次に、せお委員。

○せお委員 私からは、120ページ、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金についてお聞きします。

こちらは、充当事業のところ、児童センター運営費ほかとなっておりますが、このうち公立保育園に対する補助金はどれくらいの金額なのか、分かる範囲で教えていただきたいのが1点目。

2点目は、保育園での感染症対策はたくさんありますが、その中でも、公立園で手洗いの際に、園児にペーパータオルを使用していただいています。これは、令和2年度から準備し始めて、順次始めていたと記憶しています。こちらは、1か月で平均してどのぐらいの経費となっているのか、分かる範囲でお願いします。2点お願いします。

○初貝保育教育運営担当課長 今ご質問いただきました件でございますが、まず公立保育園での、都からの感染対策に対する補助金に関しましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金といたしまして、2,350万円が令和2年度の金額となっております。また、ペーパータオルの使用状

況に関しましては、園の規模や登園状況、時期によって異なりますが、平均おおむね1か月で4,000円程度というような費用と確認しております。

○せお委員 ありがとうございます。予算を理解いたしました。

国や都からの補助金を、子どもたちには特に有効に使っていただきたいのですが、昨年から、保育課をはじめ、区の職員の皆さんで、子どもたちに対してどのような感染症対策が取れるかというのを検討して、早急に行動に移していただいたことには本当に感謝しております。ありがたいです。

一方で、報道でも見かけますが、保育士をはじめとする保育所の職員たちは、未就学児に対する感染症対策というのはすごく限界があって疲弊しているというお声は、私も直接聞いております。先ほどのペーパータオルに関しても、手洗いをして、ペーパータオルで拭いた直後にトイレを触ったり、あと、床を手でじゃーっと掃除してしまったり、よく私も見ますけれども、それを見ると、手洗いは意味があったのかと、いらいらではないのですけれども、呆然としてしまうというお声があったり、ペーパータオルのごみが想像以上に多くて、環境問題なども園児にお話ししていることもあって、矛盾してないかと悩んでしまったり、気持ちなどの精神面で疲弊している職員も見られて、それは感染症対策全般に言えることなのですけれども、保育職員の負担を減らせているかという点でいえば、必ずしもそうではなさそうです。

それで、コロナ禍の保育園では、保育職員の負担を少しでも減らすことは必要になると思います。そこで、令和2年度から行っている、コロナ禍においても保育職員の負担を軽減できるような支援などを、主なもので結構ですのでお聞かせください。そして、園児が感染症対策を行うのはかなり難しいですので、園児よりも周りの大人がしっかりと対策を取ることが重要だと思います。ペーパータオルは、もちろん清潔度は一番高いのでベストではあるのですけれども、費用対効果というか、そういったところを考えると、保育園においては、保育職員が使っていて、例えば感染が広がっているときだけ園児に使用するなど、状況に応じて対応していただければと思いますが、そちらに対する見解をお聞かせください。

もう一点、現在、区立園ではペーパータオルを使っていて、区立小学校に上がると、ハンカチをポケットに入れて使用します。それで、保育園、幼稚園から小学校へスムーズにつながられる、感染症に対する教育といった観点では、どのように区ではお考えか、お聞かせください。

○初貝保育教育運営担当課長 幾つかご質問を頂きました。

まず、保育職員の負担を軽減するための支援といたしましては、まず新型コロナウイルス感染症対策のため、今、園では小まめな消毒や小まめな換気といったところを徹底してやっております。そのような作業をする場合に、会計年度任用職員といったところの活用をして、支援しております。また、メンタル的な不調の兆候が見受けられた場合には、職員の保健業務を行います看護師、あとはカウンセラー、それから産業医の先生による健康相談や、あとは外部機関、共済組合などですけれども、相談窓口を整備して、職員のサポートをしているところでございます。

また、次のペーパータオルの使用の状況に関しましては、厚生労働省も、保育所における感染症対策ガイドラインというところの中で、ペーパータオルの使用を推奨しているというところで、現在、新型コロナウイルス感染症は少し落ち着いておりますが、今後の状況も考えますと、今のところ、安全を考えますと、使う必要があるかと考えております。また、今後、新型コロナウイルスの状況に変化が見られた場合には、ほかの対応策等も併せて検討してまいりたいと思います。

そして、あとは小学校へのスムーズな移行に関しましては、保育園では、ご指摘のとおり、小学校に

向けて、ハンカチやティッシュを持参するというようなことを、5歳児の園児に対して行っておりまして、そういったところを、それぞれ持参して使うようにという指導を、教育しているところでございます。

○せお委員 ありがとうございます。私からの要望としましては、園に対しての感染症対策費というのは、園児に対して行うものに加えて、現場の職員たちの負担が減るようなことにも使用していただきたいと考えています。それで、先ほどご答弁いただいた、消毒をしてくださる職員の配置やメンタル面のところなどに加えて、例えば、園児でつけられる子は、つけられる時間だけ、マスクをつけてもらえるように、園に小児用の予備用のマスクを準備していただくことも必要かと思えます。そして、園児のご家族が感染症対策を行っていただくことが、子どもを守ることになると思いますが、感染症対策を理解されていない場合もあります。子どもに熱が出ているところを連れてきてしまったり、あと保育が必要ない日に連れてきたりということもあります。兄弟関連の兼ね合いなどもあります。

私も2人、子育てをしていますので、ご家族のお気持ちなどは理解できるのですが、身近な大切な人たちを守るために、本来は人に会わないことが一番の感染症対策ですので、お休みできる時はしていただいて、保育園の感染リスクを減らすことに、それぞれのご家族でご協力いただくことも必要ということを知っていただきたいです。それで、対策をご存じない方には、こちら、例えばですが、保育所の感染症対策などを動画やオンラインのツールでお伝えしたり、あと現在は保護者会などを昨年から行っておりませんので、オンラインで保護者会などを行っていただくことで、ほかのご家族の対策などを共有できたり、お気持ちを共有できたりします。それで、職員にとっても初めの準備は大変ですが、慣れば負担が減ると思っています。

このように、小児のマスクを準備したり、ご家族に感染症対策の理解をしていただくこと、さらには保護者会などがスムーズにオンラインで行えることなどは、職員の負担が少し減るのではないのでしょうか。この3点の準備や検討はいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

○初貝保育教育運営担当課長 幾つか頂きました点、まず子ども用のマスクに関しましては、今、各園で一律に着用の義務づけやお願いというところは、しているところではございませんけれども、急な体調の変化に合わせてマスクというのはご用意してございます。今後とも、現場の保育士の負担が減るように、そういった取組を含めて努めてまいりたいと考えております。

また、感染症の対策に関する情報を保護者の方にきちんと認識していただくように、日頃から接している保育士からの周知というところは引き続き呼びかけながらも、例えば園の掲示板を使ったりといったところを今後検討していきたいと思えます。また、今行われていない保護者会のところですが、オンラインを含めて、今、準備を進めているところでございます。そういったところを含めて、今後、園で感染が広がることのないように対策を徹底するとともに、周知を徹底してまいりたいと考えております。

○渡部委員長 次に、湯澤委員。

○湯澤委員 よろしくお願いたします。私からは、154ページ、私道工事費収入について、条例の在り方について触れながら質問させていただきたいと思えます。

決算書では、予算現額30万円に対して、収入済額はゼロとなっておりますが、これは対象となる私道整備助成の依頼がなかったということになるのでしょうか。令和2年度の執行率の傾向がどうなっているのか、また、ここで見込んでいる工事件数は何件ほどなのか、あと、区内の私道は現在どのくらいの距離があるのか、この距離については年々、減少傾向にあるのか、それぞれお知らせください。

○長尾建築課長　私道整備事業に関してのお尋ねです。私道整備事業では、通行の安全性確保と生活環境の向上を目的として、道幅1.2メートル以上の私道を対象として、路面の舗装工事などを区で受託しております。道幅が2.5メートル未満の場合は、工事費の1割を申請者側でご負担いただいているものです。令和2年度の実績の中では、全て道幅が2.5メートル以上の私道を整備したため、歳入で見込んでいた予算30万円は発生せず、申請者の負担なく整備している状況です。また、執行率の状況ですけれども、予算の執行率といたしましては、当初予算に対して約50%程度となっております。工事の件数といたしましては、舗装工事で9件となっております。

すみません。距離での統計をしておりませんで、工事件数としては、舗装工事で9件。あと、舗装と併せまして、道路の沿道のL型と言われている側溝の部分も、併せて整備している状況となっております。

○湯澤委員　ありがとうございます。過去の議事録などからも、数百キロに及ぶというところもありますので、これからも多くの区民の方から依頼があると思うのですけれども、そういった私道の安全確保や生活環境の向上維持といったところで、私道整備に関する条例に基づいて助成されているものと理解しています。

ここで少し、条例の定義について触れたいのですけれども、品川区では条例を誰のためにどういった目的で制定しているのか、また条例改正を行っていく理由と、規則、要綱は、誰がどのような目的でつくっているのかをお答えいただければと思います。

○古巻総務課長　条例制定の、区における、誰のためとか目的といった一般的なご質問ですので、総務課でお答えさせていただきますが、品川区におきましてというよりは、自治体において条例を制定する目的でございますけれども、個々の条例に関しましては、それぞれの条例の条文の中に明記されているようなことが多いと認識しておりますけれども、一般的には、自治体が処理すべき事務等に関しまして、その内容や区の考え方といったものを明文化するというところで、条例を定めているものです。誰のためにと申し上げますと、自治体の事務を執行するためというようなことになろうかと思えます。一般的にはそういった形で、議会の議決を経て制定されるのが条例だと認識しております。また、議員の方の定数や職員の給与などといった形で、法律によって条例で定めるべきと決まっているものもございますので、そういった中で様々、条例が出来上がっているということで理解しております。改正等に関しましては、そういった事務の変化や、元となる法律の改正などに伴って変化が生じますので、そういったことで条例等を改正していくような形になります。

また、規則・要綱につきましては、規則も条例と同様でございますけれども、そういった自治体が処理すべきものを設定するというところでございますけれども、条例につきましては、議会の議決が必要になるということでございますけれども、規則に関しましては議会がということではなくて、例えば自治体の長や執行機関、教育委員会といったところで作成するという認識でございます。また要綱につきましては、事務手続等の具体的な事項や基準などを定めた自治体の内部規程でございますので、法的な根拠は特にないものですが、自治体のそういった内規ということで位置づけがございます。それぞれ様々でございますけれども、こういった明文化をして定めておくことで、事務の手続や、そういったものの合理性や客観性や公平性などを担保していくといった目的があると認識しております。

○湯澤委員　ありがとうございます。自治体の憲法とも言われております条例ですが、やはり自治体と、そこに住む住民のためのものでなければならないと思っております。同時に、条例は区民にとって、権利とともに義務や制限も与えるので、知らなかったでは済まされないことも多々あるかと思えます。

でも、調べてみようと思っても、条例というのが独特な文言であるために、分かりづらいとか解釈に迷うと感じる区民の方もいらっしゃると思います。実際、私道工事の助成については、条例から、下水道工事が対象になるのか分からないという区民の方からの問合せがありました。この件につきまして、助成の対象なのか、それはまた条例のどこから読み取れるのか、教えていただければと思います。

○長尾建築課長 私道整備事業の中で、下水道管の改修工事につきましては、対象の工事となっております。また、条例の中で私道整備工事として定義されている条項がございますが、その中で、排水設備という書き方をしていますが、排水設備の改修工事というところが記載されております。

○湯澤委員 対象となることが分かりましたけれども、やはり条件についてもケース・バイ・ケースということであるがゆえに、担当の方の解釈によって判断が違ってしまうということはあるのではないかと思います。下水道管の老朽化についても、メーカーによる耐用年数は様々あると思うのですが、条例には特段、老朽化についての定義は明記はされていません。また、何をもちて老朽化として工事対象になるかという線引きや、制度を利用したい区民はもちろん、担当課の中でも判断に迷いが生じてしまうのではないかと思います。また、優先順位についても、過去の議事録などを見ますと、基本的には申請順としながらも、緊急性のあるものを優先するという答弁もありますが、この緊急性についても、定義は条例の中に記載がありません。担当によって解釈や対応が違うということがないような取組があれば、教えていただければと思います。

○長尾建築課長 老朽化という言葉に関しまして、例えばですが、下水道管の場合ですと、管のひび割れや、あと管と管をつなぎ合わせているつなぎ目がずれてくることによって起こる排水不良などが挙げられると捉えております。

また、解釈の違いが出ないような工夫ということなのですが、まず私道整備事業の中では、ご相談者からお話をよく伺って、また、それと併せて、必ず現地も確認しております。お話を伺った内容と現地確認の結果を踏まえて、複数の目でチェックしております。担当だけではなく私のほうでも併せてチェックしております。

○湯澤委員 ありがとうございます。ぜひ、利用者が、担当者のさじ加減によって決定が左右されると思われぬような取組をお願いしたいと思います。また、区で利用希望者向けに作成されております「私道整備工事を希望される皆様へ」という案内は、とても分かりやすかったと思っております。こちらなのですけれども、具体例など、写真を載せるなどすると、さらに判断しやすくなるのではないかと思います。また、工事着手まで2年程度との記載もあるのですけれども、これは大変長いと感じますので、もっと早められないかと。また、記載は最長ではなくて平均値を記載されてはどうかと思います。また、処理基準となる要綱を定めるなどして、部署でも共通認識を持てるようにするのはいかがかと思いますが、この3点をお願いいたします。

○長尾建築課長 チラシの表現につきましては、委員のご提案のあったような、写真等を使った表現など、より分かりやすいものとなるように、工夫を今後も続けていきたいと思っております。また、工期の件につきましては、平成25年頃ですけれども、申請件数が非常に多かった時期がございまして、そのときの最長期間となっております。現状は二、三か月ぐらいで、申請があってから工事は完了しておりますので、引き続き、できるだけ早く対応できるように努めてまいります。

○渡部委員長 次に、つる委員。

○つる委員 159ページ、生活支援型一時保育、オアシスルームについて伺いたいと思っております。

オアシスルームの予約方法についてであります。ホームページでも記載がありまして、面談後、イ

インターネット予約用登録カードを受け取られて、その後、具体的な予約に移るということであります。平成30年8月から、24時間対応のネット予約、それからコールセンター、これは月一金の9時～18時で、受付については前日の午後3時までということでもありますけれども、このネット予約、それからコールセンターでのそれぞれ予約の比率を教えてください。

○若生保育支援課長 オアシスルームの予約システムとコールセンターの予約の割合というお問合せにお応えいたします。令和2年度の実績で申し上げますと、オアシスルームのコールセンターを予約された方の割合が約1.8%程度になっておりまして、残りが全て、ウェブ、インターネットでの予約となっておりまして、98%以上がネット予約という状況になっております。

○つる委員 前提が分かりました。ネットで予約ができるようになって、非常に予約がしやすく、そもそも施設に電話をしてつながらないということについては解消されていると思うのですが、ただ実際、今、コロナ禍にあって、今年だったか昨年か、予算特別委員会か何かでも、なかなか枠が半分なので、すぐ埋まってしまうという、そこはコロナ禍における部分や、そうではないときも含めて、それだけニーズが高い子育て支援事業であるというところでは、大きい目線では、さらなる拡充・拡大というのは求められるかというところではありますが、ただ、その使い勝手というところでは、日常の業務も含めて、より一層の改善をしていかななくてはならないと。そういう問題点の課題が、先日、多胎児のお母さんから話を伺いまして、ネットでその方も予約したというのですが、現在は、その方は多胎児の世帯でしたけれども、上のお子さんがいらっしゃって、多子世帯でもあるのです。そうすると、複数のお子さんがいて、オアシスルームを利用したいというときに、大前提が、お1人ずつの予約という設定になっているのだと思います。今のご答弁でいくと、ネット予約が98%と、ほぼ100%の方が今ネット予約をされているのが、今の子育て世帯の親世代の一般常識という。だけれども、コールセンターであれば、実は双子でとか、上に1人いて、下に1人いてということで、複数の人数を、当然、空きがなければ無理なわけですが、空きがあれば同時に予約対応というのは、この間、取っていただいているのかと思うわけでありまして、そういったお声を受けました。なので、ネット予約においても、しっかりと多胎児世帯ないし多子世帯が、同時にお子さんの予約が取れるような対応というのは、システム改修を含めたり、またシステム改修に至るまで、例えばホームページで、本当は次善策なのだけれども、多子世帯・多胎児世帯についてはコールセンターでしっかり対応できますというような記載など、寄り添うサービスというのは必要ではないかと思うのですが、この辺りについて教えてください。

○若生保育支援課長 オアシスルームの予約の仕組みの改善というところがございます。ご指摘いただきましたとおり、インターネット予約の仕組みが、これはシステム上の制約がございまして、現状では1人のお子様ずつ、ご兄弟や多胎児の双子といったお子様を、まとめて1回でというところが、どうしても現状できない状況でございます。そういったお声は、私どもにも、まま届いている状況もございます。これは、オアシスルームにつきましては、システムを入れて3年ほどたつのですけれども、かなり課題が見えてきているところがございますので、今後、システムについては検討を進めてまいりたいと考えてございます。

また、ご指摘いただきましたとおり、それまでの間のご案内方法というところでは、ホームページやチラシ、それから現状のシステムの中でも、注意喚起の文等もできると聞いておりますので、そういったところのご案内、「多胎児や、複数お子様を申し込まれる際は、コールセンターをご利用ください」など、そういった丁寧な案内を、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

○つる委員 ぜひ、多胎児世帯、それから多子世帯の方が、オアシスルームをより一層利用しやすく

なるよう、当然、単胎児の方も含めてですけれども、システムの改修が一番ですが、それに至るまでの次善策ということで、様々な対応をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

過日の一般質問でご答弁いただいて、これは来年度の予算にしっかりと反映していただきたいということですので要望になりますけれども、東京都の予算を活用したベビーシッター利用支援事業の中の一時預かり利用支援は、実施に向けた検討をしていくというご答弁を頂きました。これは本当に、来年度予算に向けて、しっかりとそこはきっちり予算計上していただきたいと重ねて要望するところでありますけれども、そうなってくると今度は、言い方はあれですけれども、施設型の一時預かりがオアシスルームならば、訪問型、家に来ていただくのがベビーシッターの一時預かりになるというところでは、結果、保護者の方の支援というところでは、施設型だろうとベビーシッターだろうと、ニーズの課題の解消というところでは同じなのかというところでは、これは区からのアナウンスや案内、チラシのやり方によって、ハイブリッドといひましようか、ベビーシッターの利用とオアシスルームの利用を、両方上手に使ってくださいというような案内も必要になってくるのかと思ひますが、これは来年度の予算なので、しっかりと予算計上を期待していますので、予算特別委員会で改めて質疑したいと思ひますけれども、そういう中で、オアシスルームについては、今現在、5時半までとか6時までという対応になっています。そうなってくると、逆に言うと、それ以降が、生活支援型という役割としての部分をどういふふうに見ていくかということになると思ひのですが、5時半以降とか6時以降に対するニーズ、それからそういうご相談等があったときの対応について、現在、区はどういう形で、ご相談いただいた方にご対応いただいているかということと、あとは緊急時です。例えばご家族のどなたかが、けがをされてしまった、病気になってしまった。子どもを預けないとなかなか対応できないというようなときについて、区に区民から相談があったときには、どういふご案内になるのか。

横浜市では、24時間型緊急一時保育ということと、その日、宿泊、最長3日ぐらいだそうでありませうけれども、そういう対応している自治体もあつたりします。もう一つは、今、オアシスルームをやつたいただいている中でも、空白地帯があろうかと思ひます。マンション建設等も進んで、そういったところにニーズの高まりもあるのかというところで見つたときに、これの場所の拡大や拡充、空白地帯の解消、それから夜間帯のニーズの対応、この辺りについて教えてください。

○若生保育支援課長 大きく3点、頂きました。

まず1点目の、夜間についてのご相談があつた際ということなのですけれども、夜間利用については、現状ではオアシスルーム、5時半もしくは6時までとなつてございまして、基本的には生活時間というところでの預かりというところで、そういう時間設定にしてございまして、延長してほしいとか、夜間というところはあまり私どものほうには耳に入っていないところですが、延長、若干その時間に遅れてという場合もございまして、その辺は施設で柔軟に対応させていただいているところではございませうけれども、そういった相談も来ているところはございませう。

基本的には、そういったところでの時間で運営していきたいというところではございませうが、逆に夜間のサービスにつきましては、今後ベビーシッター事業の一時預かり事業は検討を進めているところで、もしそういったところが事業を開始するというふうになりましたら、そういったところの夜間もカバーできるかと思つてございませう。

それから、緊急時の預かりにつきましては、これは現在のところは、私どものほうで対応できる部分がないものから、今後の検討課題とさせていただきたいと考えてございませう。

それから、空白地帯のオアシスルームについても検討を進めているところでありませうので、今後とも

進めてまいりたいと考えてございます。

○渡部委員長 次に、のだて委員ですが、本日欠席のため、先に進みます。

質疑を続けます。次に、西本委員。

○西本委員 私からは、東京オリンピック・パラリンピック、これは2020年から2021年が変わって、ぜひ財政面からの総括をしていただきたいと思います。と考えております。

令和2年度の当初プレス発表の中では、12項目にわたって事業展開ということで、これはざっとですけれども、トータル金額、プレス発表の中だけを計算しても14億円ぐらいあるのです。関連する事業も加わると、これ以上ということになるのだらうと思いますが、これが一体どうなったのでしょうかということ。そして、令和3年度、オリンピック・パラリンピックが開催されましたけれども、それに対してどういう変動があったのか。特に、国からの補助金はないと思いますが、東京都の補助金があって、そして品川区の一般財源というところでは、どのぐらいの負担があってということ。特にコロナ禍によって、いろいろなイベントがなくなってしまった関係上、実際、これぐらい考えていたのだけれども、これぐらい使えずに、次の年度に持ち越した。でも、それもできなかったということで、この事業1つの経過というかを総括していただきたいと思います。

○黒田財政課長 それでは、令和2年度のオリンピック・パラリンピック開催関連事業で、プレス12項目という、今、ご質問がありましたが、こちらにつきましては、補正予算の中で減額しております。減額予算が9億6,700万円ほど減額しまして、予算減額としては5億2,600万円ほどということでございます。決算額につきましては4億円ほどということでございますので、そういった意味では、適宜、開催状況に合わせて減額してきたということが令和2年度の状況でございます。

令和3年度につきましては、今年度に入りまして、事業中止や縮小というところで、ただいま精査しておりますので、一般財源負担額というところでは、まだ財政のほうでは詳細にはつかんでいないところでございます。

○西本委員 結局は、決算額で言うと4億円ぐらいということなのですが、要するに、では使わなかったものについては、どうなっているのですかという話なのです。それをどこかで流用したのか、そして、オリンピック・パラリンピックのこれらの予算というのは、当初の考え方としては、機運醸成という形で使われようとしていたわけですが、それがどういう形でどうなってしまったのかということ。その辺の全体の動き、そして予算の使い方というのはどうだったのかをお答えください。

○黒田財政課長 いわゆる減額補正につきましては、もともと予算として計上していたけれども、実行しなくなったので、予算自体を減らすということですから、流用するということではございませんで、その中で、実際に使った額の残りは不用額となっておりますので、不用額として、今回の決算の中で示されているというようなところでございます。

○西本委員 本日はオリンピック・パラリンピックを例に挙げましたけれども、事業1つを取ったときに、当初予算の中で使えなかった・使った、そしてプラスになったというところの流れがよく分からないのです。これから歳出のところに入ってくるのですけれども、歳出は歳出で項目が出てきて、ただ歳入は歳入であって、しかも国とか都の補助金とか支援金とか、いろいろ支出金があります。それとの兼ね合いで、どういう考え方で品川区は、一般財源を使い、補助金を使い、全体的な効果がどのぐらいあったのでしょうかということが、全体が見えないのです。なので、今回オリンピック・パラリンピックを挙げたのは、非常に分かりやすい部分なのかと思っているので、考え方も含めて、東京都、それは国でもいいのですけれども、いろいろと助成金等々あったときの使い方、それから進め方、それで、

コロナ禍のように有事の際があったときに、いろいろと変わるわけですよね。その変わり方の考え方で。もう、使わなくていいのだったら使わなくていいよ。そうすると、その使わなかったお金は基金に入れるのか。それを積み増ししていくのか。という、その辺の財源の使い方というのがよく見えないと思っているのですが、その考え方を教えてください。

○黒田財政課長 いわゆる補助事業の考え方だと思いますけれども、本来、区がやりたいことがあった中で、いわゆる補助メニューがあって、国や都などの補助を活用すると、その分、一般財源の負担が減りますから、目的を達成するために、一般財源を少なく、同じ事業目的を達成できるというものもございまして、コロナのように、国のほうでやるべき事業ということで、10分の10という形で補助するので対策せよというような形で、交付金という形でメニューが出てくる場合もございまして、そういった中で、最少の経費で最大の効果を出すために、様々、一般財源、補助金等、交付金等を使って事業をしていくというのが基本的なスタンスでございまして。

不用額の考え方でございまして、当然、予算計上したときには予定していたけれども、その後の事情変更等で使えなくなった場合に、先ほど申し上げたとおり、予算自体を減額する場合がありますが、執行残という形で残る場合もありますので、その辺は、最終補正の段階で使用見込みを立てながら、一部、予算を翌年度の繰越財源としたり、基金として積む場合もございまして、それは執行状況を見ながら適宜判断していくものと考えているところでございまして。

○西本委員 少し視点を変えて質問したいと思います。

今回、質問を上げたオリンピック・パラリンピックについて、令和2年度でできなかったこと、2021年という形でやったわけですが、どのような考え方で、いろいろな事業展開、品川区のオリンピック・パラリンピックに向けての思いや、それをどういうふうにして展開して、結局はそれが達成されたのか、達成されなかったのかという総括をお願いします。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 新型コロナウイルス感染症の影響で延びた関係で、達成の度合いといいますか、どのように変わっていったかということでございまして。当初、延びる前は、海外からもたくさんの来訪者がありまして、品川区全体でおもてなしをしていこうということで、しながわハウスの近くを活用してということで考えておりました。しかしながら、延びたところで、今度はスポルの使用期間や、あと海外からの観客はもう来ないということになりまして、会場も変えて、まずは安全面を第一に考えながら、区として盛り上げていける方法を取っていこうということで、会場も変更し、内容も変更していったというものでございまして。

今年度当初は、まだ会場開催を品川区でも考えながら、地域の人と共に盛り上げていこうということで計画しておりましたが、結果的には無観客ということで、なかなか新型コロナウイルス感染症も収まらないということで、その中でも何ができるかということで、例えばオンラインを使ったりということで、何とか、ホッケーを応援したり、ブラインドサッカーを応援したりということで、いろいろな形で地域の方と取り組んでまいりました。

結果としましては、例えばホッケーファンゾーンという事業がございまして、それも最初は大井競馬場を使って、来る方をおもてなしするというような事業でございましたが、それもオンラインで、いろいろな団体がホッケーを応援しようということで、舞台を収録しまして、それを、ケーブルテレビや、あとYouTube等を通じて発信したり、あと八潮地域でホッケーを応援しようというライトアップを、地域の方を中心に、ホッケーの選手も一緒にライトアップしてということで、地域で盛り上がったということもございまして。

それから、私どもが企画していた、しながわハウスでも、なかなか現地でできないということになりました。こちらもオンラインを通じて、様々な形で取組をしてきました。

その中で一番思ったのは、私ども行政がどんどん打ち出すというよりも、地域の方が本当に中心になって盛り上げていこうという機運がすごく高まりまして、これは今後の地域の盛り上がりにつながっていくのではないかと、今のところは考えるところでございます。

○西本委員 いずれも、補助金等々を有効に使っていただいて、品川区独自の、何がしたいのかというところは前面に出して、これからも計画をよろしくお願いいたします。

○渡部委員長 次に、西村委員。

○西村委員 120ページ、とうきょうママパパ応援事業補助金、時間が許せば117ページ、すまいるスクール運営費より伺ってまいります。

まずは、産前産後サポート事業について現状を伺います。コロナ禍において、様々な行政サービスが縮小されました。産後6か月のお母さんからは、同世代の母親と話すことができず、いまだにママ友はいないという声も聞かれました。産後家事・育児支援の助成制度の拡大に大変助かっていますが、なかなかドゥーラが見つからないという声も聞こえてきます。ホームページを見ましても、年内の受付は満了という方を度々見かけます。現在の利用状況をお聞かせください。

○山下子ども家庭支援センター長 産後の家事・育児支援事業についてでございます。今、委員からご紹介いただきましたとおり、今年度より対象事業を拡充いたしておりまして、対象の月齢、対象の時間数および助成金額について拡充を図ったところでございます。令和2年度におきましては、253件の申請と、事業を開始しまして初めて対前年度比で申請数が減少したのですけれども、今年度につきましては、上半期の現段階で200件を超える申請をお受けしている状況でございまして、一定のご利用につながっているものと認識してございます。

他方で、今、委員からご指摘のございました予約の取り方、取りやすさ等についてですけれども、ご利用者様のうち多胎児のご家庭で少し取りづらいのではないかとというお声を聞いているところでございます。また、ドゥーラからも、最近本当に、予約のご申請というか申込みが多くなっているというお声を伺っているところでございます。今年度におきましては、ドゥーラの育成につきまして、資格取得費用の一部助成ということで新たに事業を開始しておりまして、需要と供給、両面から、事業を進めてまいりたいと考えてございます。

○西村委員 ありがとうございます。おっしゃるとおり、私がお相談を受けた方も、多胎児のご家庭が1件ございました。ドゥーラが足りなくなることを見越して、事前に手を打っていただいておりますのでありがたいのですが、養成講座を修了していただくまでに半年がかかってしまいますので、サービスを受けたくても受けられない方がいないように、引き続きお願いさせていただきたいと思っております。

また、総務費でも質問させていただきますが、申込み方法の簡素化、LINEでできるようにするなどの検討をぜひともお願いしたいと思っております。今は、ドゥーラを自分で選ぶようになっているのですけれども、産後育児に追われて探す時間が持てないですとか、こういった行政の手続きが得意ではない方も多いと思っております。例えば、ドゥーラを選ばなくてもいいという選択肢があればいいと思っております。保育、調理、清掃など、条件さえ合えば、ドゥーラであればどなたでもいいので助けに来てほしいというニーズもあると思うのですが、いかがでしょうか。

○山下子ども家庭支援センター長 利用者のニーズに応えたドゥーラの紹介というところですが、ドゥーラと区では、提携という形で事業を実施しておりまして、それぞれ得意な分野、強みとなる

分野が異なるところがございませう。ただいま委員から、LINEを活用したというようなご指摘があったのですけれども、LINEにつきましては、一時期、情報管理の点で少し不具合と申しますか、不都合が生じたところもございませうけれども、一定、そういったところをクリアできてきているところもございませうので、そういったことは検討の範疇に含めまして考えてまいりたいと思ひます。

○西村委員 ありがとうございます。以前お願いさせていただいたホームページの記載が少し分かりやすくなっておりまして、感謝申し上げます。子育てで手いっぱいのお母さんがスムーズに申込みができませんように、引き続きよろしくお願ひいたします。

次に、今後の方向性について伺ってまいります。ネウボラ電話相談の増加を伺っておりますが、コロナ禍において、子育て世帯の身近な相談相手が特に不足していると感じます。地域全体で家庭を支援していく必要性を感じております。例えば、明石市ですと、おむつ宅配便があり、よくニュースなどでも取り上げておりますが、コープの従来あるリソースを活用して、見守りおむつ宅配員が家庭訪問してアンケートを取り、子育て相談もセットにしております。今まさに、これから重層的支援で取りこぼさないようにカバーする議論をしておられるタイミングかと思ひますが、例えば文部科学省に、地域における家庭教育支援基盤構築事業というものがございませう。家庭支援チームをつくりまして、このチームが中心になって、家庭と学校、教育委員会、福祉課などと情報共有を行うというもので、例えばなのですが、こういったものを活用しまして、身近な相談相手として、必要な支援への橋渡しを行うというようなことができなかつたかと考えております。この事業は、学校を核とした地域力強化のプランですので、重層的支援の中で、このようなスキームをつくることのできないだろうかと考えております。保護者に寄り添うアウトリーチ型の支援が日常的にある必要があると思ひますが、今後の方向性とお考えをお聞かせください。

○山下子ども家庭支援センター長 重層的支援の枠組みを用いた形ということですが、子どもを中心とするところがございませうので、私からご答弁申し上げます。

重層的支援の仕組みにつきましては、高齢、障害、生活福祉、また子どもの各分野のところ、制度間で漏れが出る部分を埋めていくような形の支援をしていくという形を考えているものでございませう。今現在、区では、子ども子ども家庭支援センターが、要保護児童対策調整機関としまして、要保護児童対策地域協議会の運営に当たっております。各関係機関の連携につきましては、私どもが要となりまして行っていく必要がございませうので、今後とも、保育園、幼稚園、学校、保健センター、児童、民生・児童委員の皆様などと連携を構築しまして、対応に当たっていきたくて考えております。

また、委員からご紹介いただきました、アウトリーチ型の家庭の支援というところですが、今、子ども家庭支援センターが持っております機能といたしましては、養育支援訪問という形がございませう。主たる層としましては、特定妊婦や、養育に困難を抱える家庭というところが主眼にはなりませんけれども、こういったことをより強化していく、充実していくということで、取組を進めてまいりたいと考えてございませう。

○西村委員 ありがとうございます。地域を巻き込んでいくということが難しいと思ひますが、ぜひともお願ひしたいと思ひまして、例えば高齢者ですと安否確認の意味合いも大きいと思ひますが、町会に高齢者見守りネットワークがあつたり、宅配牛乳やヤクルトなどの民間企業と協定も結んでいらっしゃるかと思ひます。子どもの見守り、家庭の見守りがアウトリーチ型の支援として広がっていきますように、引き続きお願ひをさせていただきたいと思ひます。

次に、すまいるスクール運営費から伺ってまいりたいと思ひます。長引くコロナ禍で、夏休みのすま

いるスクール利用を控える方が多かったと思います。一方で、申込みが少々分かりづらく、利用を諦めた結果、夏休み期間に両親が夕方に帰ってくるまで、1年生が1人でずっと家にいたという声も聞かれました。学校の出欠・遅刻連絡がオンラインになりまして、とても助かっていると、学校現場からも保護者からも声が届いています。すまいるスクールも全校でオンラインを実施できないでしょうか。すまいるスクール申込みを簡単にできるようにご検討いただきたいと思っておりますが、現在の状況と申込み方法の課題をお聞かせください。

○廣田子ども育成課長 すまいるスクールは本来、予約がなくても、いつ来てもお預かりができるという事業でございます。しかし、今、コロナ禍にありますので、就労家庭や、お子さんが1人で留守番しなければならない状況にあるご家庭に関してお預かりするという形で、それ以外のご家庭に関しては、密にならないようにということで、ご利用を控えていただくというご協力を頂いているところでございます。ですので、密にならないように、人数確認のために、ある程度、利用の予定を頂いているのですが、当日、登録しているすまいるスクールにお越しになれば、帰ってしまうということはお預かりはするような状況になっているところでございます。もし周知が足りなくてかわいそうな思いをしてしまったお子さんがいるようでしたら、担当指導員等の周知の仕方について工夫をしてみようと思います。

○西村委員 ありがとうございます。緊急事態宣言も明けまして、また少しずつ日常が戻ってくるとは思うのですが、前後して申し訳ないのですが、夏休みのすまいるスクールの利用状況や、子どもたちの過ごし方がどうだったのか、所感も含めてお聞かせいただければと思います。

○廣田子ども育成課長 夏休みにつきましても、通常、例年、コロナ禍の前の8割ぐらいのお子さんがお越しになっていたところでございます。学校のプール等が、通常はプール指導等の活動があると、さらに多いお子さんが来るところですけれども、そちらがほぼなかったということですので、比較的、平日に近いような人数のお子さんが来ているところです。

食事等に関しては、かなり気を使ったところですので、1年生と、2・3年生と分散してということで、なるべくソーシャルディスタンスを取れる部屋を別途取りまして、同じ方向を向いて黙食という形で、その辺りについては大変不便をかけたところでございますけれども、なるべく使えるお部屋を借りて、分散で保育というか、お預かりして、なるべく普通に近い形でお預かりはしたのですが、遊びに関しては、顔を近づけるような遊びは、万が一、陽性者が出たときということを考えて、ある程度制限はありましたけれども、無事お預かりはすることができたという状況です。

○西村委員 ありがとうございます。有事でもありましたし、大変いろいろなイレギュラーなことが起きましたので、大変だったと思うのですが、夏休みの間は一旦、申込み用紙を全部参加でひとまず提出しまして、毎日欠席連絡を入れていたというような保護者もいらっしゃいましたし、また、突然出社になって、欠席連絡を入れ忘れてしまったというような方もいらっしゃいましたし、今後また感染が拡大したり長期休暇のときに、同じような申込みの仕組みを使うのであれば、現状の申込み方法だと、欠席確認が曖昧になってしまわないのかというのを懸念しているのですが、その辺りをお聞かせください。

○廣田子ども育成課長 出席に関しましては、あらかじめ、連絡は必要かというところを、1年生に関してはチェックしていただいて、来る予定であったけれども来ていない場合に連絡が欲しいというチェックがあった方については、保護者の方に、来ていませんというご連絡をするような形にしております。ただ、今、すまっぴとって、入退室のシステムを使っておりますので、登録していただくと、ぴっと、チェックしていただくと、保護者の方にメールが届く形になっているので、来ていない場合に、

保護者の方から、うちの子は行っていませんかというご案内を頂くような形で対応しております。

○西村委員 ありがとうございます。私の子どもも2年生なので、すみっぴは本当にありがたいと思っているのですが、なかなかこの辺り、理解しないままいらっしゃった保護者の方もいたと、お声が届いておりましたので、また次の冬休みや、緊急事態宣言が出たときなどには、子どもが1人でおうちにいるようなことがないように連携を取っていただきながら、お願いできればと思っております。

すまいるスクールなのですけれども、密にならないようにということを、大変気をつけてくださっていたと思うのですが、子どもたちがすまいるスクールに行って、どのような活動をしているのかというのを知りたいという親御さんのお声がありまして、学校によって、運営していらっしゃる母体が違って、活動が様々かと思うのですが、その辺り、ある学校ではこういう取組をしているけれども、この学校ではしていないというようなことがあるのか、それとも、一律に何か指導していらっしゃって、取組の内容まで細かく指導していらっしゃるのか、お聞かせください。

○廣田子ども育成課長 コロナ禍でない場合には、各すまいるスクールで、地域のボランティアが囲碁を教えてくれるとかお花を教えてくれるというところで、差別化というか、特色が出るのですけれども、現在、ここ2年は外部の方を入れておりませんので、各学校で、その日に使える場所を有効に使ってという形なのですけれども、区の職員が1人ずつおりますので、ある程度、近い形で、静かな動きと、動く形での遊びというところで、グループにして入れ替えたりしながらということで、活動しているところです。保護者の方のご希望があれば、コロナの関係で、どの子がどの部屋に何時にいたというところで記録も取っておりますので、毎日困るのですけれども、どんな感じですかとお問合せいただければお答えできるかと思えます。

○西村委員 ありがとうございます。職員の方々も本当に大変な中で、すまいるスクールの運営をくださっていたことはありがたいと思っております。何より、学童保育に行くことができないという、他区のお声も聞く中で、品川区にはすまいるスクールがありますので、コロナ禍でありましたが、イレギュラーも受け入れてくださりながら、必ず預けられるというのがありがたいという保護者の方のお声も聞こえています。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○渡部委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時11分休憩

○午後3時30分再開

○渡部委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。大沢委員。

○大沢委員 決算を行っているので、決算について1つ。それと、56ページ、森林環境譲与税について、159ページ、シルバー大学、あと60ページ、交通安全対策特別交付金ということです。

質問に入る前に、先ほど、CO₂を測定する機械を、委員長の許可を頂きまして、ちょっと置かせていただいたのですけれども。それで、会派の控室。比較的、風通しを、換気をよくして、大体450程度の数値を示す。しかしながら、先ほど、昼1時過ぎですか、置きました。数値が900という数字が出ました。それで、いろいろと委員会の、これはもう重要な会議ですから、どうのこうのということではないのですけれども、一応そんな数値が出ましたということだけお伝えしたいと思います。

それでは、本題に移ります。決算についてですけれども、もちろん依命通達というものに基づいて予

算が立てられ、この決算に導かれるという流れになっているわけです。ちなみに、この依命通達なるものが制定された、取組がされた年代が何年かを教えてください。

○黒田財政課長 品川区予算事務規則の制定が昭和39年でありまして、そこに予算編成の基本方針というものを掲げておりますので、この年代から基本方針を掲げて通達していると考えているものでございます。

○大沢委員 即座に昭和39年ということでご答弁いただきましたので安心しました。誠にもって生意気ですけれども試させていただきました。申し訳ありません。

それで、依命通達には、昨今の端末、インターネットとホームページが作れるようになって、それで議会とこれが手軽に共有できるようになって、依命通達というものが共通認識というものになってきた。先ほど課長の昭和39年というのは、まだこのような伝達手段が確立されていないので、往々にして行政側に立って、特に興味のある議員しか知ることができなかったわけですけれども、お互いの依命通達を共有しながら、いろいろと議論を重ねていくわけですけれども、ちなみに令和2年度の決算書が出てきていますけれども、このときに行われた依命通達があるわけですし、その依命通達と決算の出たいろいろなもの、頂いた決算書には、評価等々は書いてありますけれども、改めてご答弁で、出された依命通達と決算をどのように捉えられて、感想でしょうか、そこがとおりになったら伺いたいと思います。

○黒田財政課長 予算編成する際には、予算編成に関する基本方針についてということで依命通達を頂きまして、その依命通達に基づいて、その時々々のいわゆる経済情勢や社会状況等を捉まえて、必要な施策が確実に区民サービスに届くようにということで、財源の確保や適切な支出を見積もることという形で予算編成をしているものでございます。決算につきましては、その中で、その後、様々な事情変更等がある中で、当然、予算が足りなくて補正予算を編成させていただいたり、不用額として執行できなかったということもありますので、そういった中では、予算と決算の関係で言いますと、予算は予定を立てて進めてきている中で、決算としては、結果として、こういう形で支出したということをお示しているという関係にあると考えてございます。

○大沢委員 そうなりますと、決算はおおむね、完璧にはいかないまでも、一番の方向指針であります依命通達どおりに行われて示された数字ということで理解させていただいていいのでしょうか。

○黒田財政課長 先ほど申し上げたとおり、予算編成時はあくまでも予算編成時の状況に応じて編成していると。決算については、当然その後、令和2年度ですと、新型コロナウイルスが年度中に感染拡大して、その対応のために補正予算を編成したということがありますから、依命通達を策定したときと状況が変わっている場合もございますので、その中で、その時々に応じて執行方法を工夫して対応した結果が、決算として表れると考えているものでございます。

○大沢委員 そのようなものを伺いたかったのが、今、ここで質問させていただきました。あと、アトランダムに行かせていただきますけれども、60ページの交通安全対策なのですが、自転車の防犯について、交通安全の部分もありますけれども、駐輪場や、まちにある自転車がたまっているところは、防犯登録が貼られていない自転車が、結構、私がまちを歩いていると見られるのですけれども、私有物ですから、やたら公が手を突っ込むということはなかなか難しいところがあると思うのですが、防犯登録のない自転車については、どのような対応をされているのか教えてください。

○川口交通安全担当課長 路上に放置されている、防犯登録のない自転車につきましてでございますが、こちらにつきましても、一応、条例に基づきまして、所要の措置で、場合によっては、放置が続け

ば、これは撤去しているというところでございます。また、撤去後でございますが、防犯登録または、フレームのところに打刻してある車体番号を基に、もし引取り手がない場合につきましては、警察等への照会を行いまして、また盗難の手配等があるかないかによって、確認しているところでございます。

○大沢委員 防犯登録のない自転車が、いとも当たり前のように、私有物のような形で駐輪場に置いてあるものが多いと思うのです。その辺の巡回をして、検査というか、巡回して、そのところを認識し、事前の対策というのは何かやっていますか。

○川口交通安全担当課長 こちらは、自転車の購入時において、当然、防犯登録はしていただくということと、あとあわせて、当然、駐輪場等におきましては、それぞれの場所で、しっかりと自転車の鍵かけというのをやっていたかのような中で、アドバイスをしているところでございます。

○大沢委員 今、購入時という言葉が出ましたけれども、その購入が、自転車店で購入するのであれば、間違いなく防犯登録の流れになっていきますけれども、昨今の購入形式でネット通販になってしまうと、面倒くさい人はそのままにしている。それで、イオンとか、そういう量販店や個人のお店も持っていけば、できるのですけれども、やはり自分のところで売ったものではないので、あまり進んでやっていたかものではないと思うのですけれども、ネット通販で買った自転車についての防犯登録は、悪気がなくても皆さん、そのまま通り過ぎて乗ってしまう場合がありますけれども、そのところはどのようなふうに対策を打たれるのか。これから、どんどん自転車のネット通販は増えていくと思うのです。だから、そのところをどのようなふうに捉えていらっしゃるのか教えてください。

○川口交通安全担当課長 自転車の防犯登録を行うことによって、放置防止にも寄与している部分が当然でございます。したがって、今まで区として防犯登録を積極的につけるというような広報啓発等はしておりませんので、今後、警察等と連携しながら、自転車の防犯登録の積極的な対応をできるように検討してまいりたいと考えております。

○大沢委員 ありがとうございます。いろいろな意味で、自転車に限らず、登録をしなければいけないという作業が、ネットの場合はあるわけですし、その辺り、自転車に特化したけれども、自転車のところ、防犯登録されていない盗まれたものなのか、あるいはネットで買ったものなのか、その辺の線引きはなかなか難しいところがあるかもしれないのですけれども、その辺は、ネットで買って防犯登録云々というのを、どこでできますとか、なるべくなら、そのような情報を出すということも必要だと思いますので、お願いいたします。

では、次はシルバー大学を聞かせていただきます。シルバー大学ですけれども、3つ講座がありますけれども、コロナ禍の中でのシルバー大学の活動の現状を教えてください。

○篠田文化観光課長 現状のシルバー大学でございます。昨年は、まず前半、会場となる文化センター等が閉館したということもございまして、感染もかなり拡大したということがあって、前半はほとんどできていないというような状況がございました。それで、後半、できるものからやっていったというところでございます。今年度に入りまして、感染の対策等をきちんとしながら、できる範囲でやっていこうということで、今のところ、今年度に関しましては、新型コロナウイルス感染症の関係で中止になった講座等はないということでございます。ただ、感染対策としまして、定員を半分にしたといった工夫はしているところでございます。

○大沢委員 まさに、明日から緊急事態宣言が解除されます。比較的、人とのつながりが、高齢者の方のみならず、我々も希薄になっております。そういう意味では、高齢者の方の、外で出会うという、コミュニケーションが重要なツールとなってきますので、この辺りのところ、今後、活発に受け入れて

あげて、やはり元気な高齢者の方が多いと、その部分、いろいろなメリットがあるわけですし、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。あとは私の大好きな団塊の世代なのですけれども、団塊の世代は、シルバー大学でどれぐらいの割合を占めているのか教えてください。

○篠田文化観光課長 手元に年齢別の構成比というのがないものですから、ただ、基本的には、リタイアされた方が順次お入りいただいているというような状況でございます。特に、ふれあいアカデミーに関しましては、3年間で卒業されていくということでございますので、その辺は人の入れ替わりがあるものですから、ある程度、年齢層の高い方もいらっしゃいますけれども、比較的、60代の方などもかなり割合としては見られるところでございます。

○大沢委員 団塊の世代の方は言うのですけれども、シルバーという名称は、これはもうしようがない。やはり、国からいろいろな部分で決められた名称ですから、変えることというのは、なかなか困難なところだと思うのですけれども、今後のやはり、いわゆる高齢の方たちの呼び名というのは、もう一回再考する、考え直す必要があると思うのですけれども、その辺り、時代の情勢、高齢者に対する認識、寿命の延び、その辺りのところはどういうふうに捉えていらっしゃいますか。変えたほうがいいと思っ
ていらっしゃいますか。

○篠田文化観光課長 シルバーという言葉に対する認識の問題だと思うのですけれども、以前であれば当然、高齢者といえばシルバーだというような一般的な社会的な認識があったと思うのですけれども、今、委員がご指摘のとおり、社会の考え方もそれぞれ少しずつ変わっていくのだらうとは思っているところでございます。ただ一方で、シルバーという言葉の認識というのは、慣れ親しんでいるところでもございますので、その辺は、社会情勢を見ながら、必要であれば、必要な変更等は考えていけばよろしいのかと捉えているところでございます。

○渡部委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 112ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について伺います。

決算書を見ますと、品川区家賃支援給付金に1億1,852万円余、充当されているとのこと
です。7,200件を見込んで、当初、予算が組まれておりましたが、支給件数は何件だったのか。また、6月30日まで延長されましたけれども、最終的な支給件数は何件だったのか。それぞれ、業種などの内訳も分かれば伺いたいと思ひます。

あわせて、同じ支援策ということで、コロナで売上が50%以上減少している中小企業や個人事業主等が受けられる月次支援金、また飲食店の時短等に係る協力金、それぞれ区内でどれだけの件数が受けられていると把握しているのか、伺いたいと思ひます。

一気にすみません。あわせて、区内経済の状況などについても伺いたいのですが、まちを歩いていると、区内でシャッターが下りているお店が目に見えて増えていると思ひます。この間、コロナで閉店となった区内店舗あるいは飲食店などの数は幾つぐらいだと把握しておられるかも併せて伺います。

○遠藤商業・ものづくり課長 家賃支援給付金の件数等についてお答えいたします。

昨年度、件数といたしましては3,203件で、補助額といたしまして、1億4,331万3,000円
でございます。それから、東京都のほうが延長されたことに伴いまして、今年度6月30日まで、区の家賃支援給付金も延長いたしまして、件数といたしましては193件、金額といたしましては895万7,000円
でございます。支援した内訳と申しますか、業種につきましては、飲食業がおおむね27%、サービス業が24%、その他、小売・卸売、製造業がそれぞれ6%強というような状況
でございます。

それから、区内のいわゆる時短協力金は、月次支援金という部分でございますが、こちらは経済産業省あるいは東京都の事業でございますので、区としては把握していない状況でございます。

次に、飲食業の倒産というところでございますが、飲食業というところでは把握していないところでございまして、全体という形になりますと、令和2年が、1年間で43件、倒産がございまして、今年8月までで24件という形になっています。令和元年が1年間で64件でございますので、それほど数字としては、顕著に増えているというような感じはないかと思っているところでございます。

○安藤委員 まず後段のほうですけれども、国や都から情報が全く来ていないのか、区内産業、地域経済の現状を把握して応援するべき立場の区として、都であっても国であっても、その支援がどれだけ区内で受けられているのかというのは把握してほしいと思います。

家賃支援給付金のほうですけれども、当初の予算額が7億4,500万円ぐらいだったので、執行が1億4,000万円ということで、6億円ぐらい残っているということで、かなり使い残されたと。これは、予算の組み方、その執行のされ方として、いかがなものかと思えます。これは、なぜ余ったのか、使われなかった理由について、改めて簡単に伺いたいと思います。またあわせて、使われなかった余剰金というのはどこに使われたのか、伺いたいと思います。

○遠藤商業・ものづくり課長 不用額がかなり多額になったことについては申し訳ないと思っております。原因といたしましては、件数、掛ける単価という形になろうかと思えます。まず件数につきましては、対象となるところで、1つは、支給対象となる、売上が50%減、あるいは3か月で30%減というところが対象とならなかったところで、そもそも国のほうの対象になっていないのかという部分、同じく、親族関係とか、あと自宅と事業所が兼用になっているところは対象外だったというようなところが、件数が減ってしまったのかと考えているところでございます。

それから金額につきましては、東京都で大体、1件当たり22万円というような想定をされていたところから、私どもでは、その半分ということで、10万円ということで単価を見積もったところでございますが、実際、申請等を頂いたところでは、大体4万5,000円程度が平均ということで、それぞれどちらも半分弱ぐらいに、単価・件数ともなってしまったところで、結果として執行残が出たというところになっております。こちらの残った分につきましては、一応、不用額という形で処理させていただいたところでございます。

○安藤委員 不用額、申し訳ないという話もありましたが、不用額ということで済まされないと私は思っています、やはり最初から制度設定が、7億円組んだというのはあれですけれども、中小企業、区内の零細・個人事業主、フリーランスの方々を含めた方々への支援策として7億円、組んだけれども、最初から、ある意味、使われる見通しがいいような予算を組んでしまったのです。だから、私はそこは真面目に検討し、そして今後活かしていく必要があると思います。それで、使い残された金額というのは、本来、中小企業支援に使うべきものなので、それは中小企業支援に使うべきなのではないでしょうか。伺いたいと思います。

○遠藤商業・ものづくり課長 こちら、最初の見積りが甘いというようなお話を頂いたところでございます。なかなか、家賃支援給付金という、家賃の上乗せという部分がございまして、一方で、家賃を払っている件数というのも当時把握していなかったもので、そういう部分でのかなり推測という部分で予算見積りをさせていただいたところでございますので、そちらは結果としてこういう形になってしまったというところでございます。

それから、残った分について、中小企業の振興に使うべきだというところでございますけれども、そ

それぞれの事業につきましては、ほかの部分で十分に予算等、頂いたところをごさいます、それぞれの部分につきましては、例えば足りなくなった部分についても流用等で対応して、実際の申請などがあった場合には十分に対応できるという形のもので活用させていただいたところをごさいます。

○安藤委員 本来、6億円が中小企業支援に使われるべきお金が、中小企業に渡らなかったということになるわけですから、私は、これは今からでも、苦境にあえぐ中小企業の支援のために使ってほしいと要望したいと思います。

家賃支援給付金の実施目的に書かれておりますのは、新型コロナウイルス感染症の影響で、売上等が低下した区内中小企業の事業の継続を下支えするために、区独自の上乘せ支給を実施すると書かれております。この目的にある「事業の継続を下支え」というのは、本来ならもっとできたはずなのです。それが、できなかったということなのです。

中小企業の景況を、区が四半期ごとにやっていますけれども、ここにも切実な声が出されておりますが、飲食業は酒類の提供ができないことで来店数が激減しており、打つ手がないという声や、小売業の方は、緊急事態宣言の影響が強くて製品が全く出なくなり、収益がほぼゼロの状況。これがさらに続くと廃業に追い込まれる見通しということを書いています。そのような状況の中で、改めて、事業の継続を下支えという目的を、本来ならもっと実施できたはずなわけですから、改めて、使い残された金額を、新たな中小企業支援策に使うことを求めますけれども、いかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 今年度も、いわゆる各中小企業の支援策をやらせていただいているところをごさいます。昨年と継続いたしまして、新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援特別助成事業、あるいは基本となる融資などもしっかりやらせていただいているところをごさいます。今後につきましても、現況を見ながら、様々な支援をしていきたいと考えております。

○安藤委員 例えば月次支援金ですが、国の制度に、都も上乘せしています。この月次支援金というのは、今、実際に支給されています。区が昨年、家賃支援給付金で行ったように、上乘せ実施をやるべきなのではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 現在のところは、上乘せ助成については考えておりません。

○渡部委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 まず、歳入全般でお聞きします。それから、162ページ。

歳入につきましては、コロナ禍でいろいろ質疑もありまして、しながわ活力応援給付金とか、いろいろなものが入ったので、数字だけ見れば、大きく決算が増えているのですが、コロナの影響でそうしたものを引いたときに、歳入がどのような形になっているかという決算の特徴と、また厳しいと思えますけれども、来年度に向けた歳入の確保状況。その辺のこと。それから、また国や都の補助金等が、コロナの影響で削減されるような可能性のあるものが、今のところ見えているのがあるかどうか、あれば教えてください。

それから、162ページは諸収入で、クリーンエネルギー自動車導入補助金と、その下の外部給電器導入促進事業助成金。これについて、事業内容と補助の実績を教えてくださいと思います。

○黒田財政課長 それでは、歳入の見通し等をごさいますけれども、令和2年度の決算で言いますと、いわゆる一般財源につきましては、全体で1.4%減ということになってございます。特別区民税につきましては、納税義務者の増等もありまして、増えておりますけれども、財政調整交付金につきましては、法人住民税の一部国税化の影響や、コロナでの企業業績の低迷というところで、少し下がっているという状況がございます。

今後の見通しですが、国の経済見通し、内閣府の経済見通しですと、今後、新型コロナワクチン接種が進みまして、行動制限が緩和されていけば、回復が期待できるような形で書かれておりますので、このまま経済が順調に回復していけば、法人住民税の減の部分は少し回復するのではないかと見通しておりますので、そういった意味では、今後の経済動向も注視しながら、一般財源の見通しを立てていきたいと考えてございます。

国や都の補助金の動向でございますが、現時点のところ、今般あります地方創生交付金につきましては、令和2年度は大型の交付がありました、令和3年度につきましては、令和2年度の一部繰越しの部分と、補正予算を国が組むという部分がございます、規模が縮小されました、必要なことについては、国と都も継続してと認識しているところでございます。

○東野経理課長 私からは、クリーンエネルギー自動車導入補助金と、外部給電器導入促進事業助成金につきまして、お答えいたします。

昨年度、区では、燃料電池車をリースをしております。それに伴いまして、災害時等に大量の電気を長時間供給することができる外部給電器を購入しております。その外部給電器が約120万円余の購入でございます、それに伴う、国の外郭団体、こちらに記載がございます一般社団法人次世代自動車振興センター、それから都の外郭団体でございます公益財団法人東京都環境公社から補助を頂いているというものでございます。

○たけうち委員 今、コロナが少し下火になってきて、今後このままいけば少し上向いてくるというのは分かるのですが、今年度、9月ぐらいまでは非常になかなか経済活動も思うようにいかない。これからどうなるか分からないということの中でいくと、来年度、東京都もかなりオリンピック・パラリンピック、またいろいろな補助金や、また感染拡大防止のためのお金を出している。そういう中で、非常に目に見えない形では困るのですけれども、いろいろ削られてくるのではないかと、来年度予算に向けての歳入が非常に厳しいのではないかと、ところもお聞きしたいと思ったので、そこも何かあればということ。

それから、基本的には、そういう中で、もちろん歳出をいかに、無駄を削っていくかということも必要になってくるのでしょうけれども、例えば本当に小さいことですが、私は前回の決算特別委員会だったか予算特別委員会のときに、下神明駅の駐輪場がなかなか活用されていないということで、シェアサイクルをやったらどうだという。それで、すぐやっていただいて、今、毎日あそこを通るので見てみると、非常に自転車がなくなっているのです。台数は少ないのですが、借りられているのかなど。多分、駅から近いから、区役所まで歩くよりは、下神明の駅を1つ、大井町から来たときなどは、電車で降りてすぐだからとか、いろいろあるのではしょうけれども、それについては特に聞かないのですけれども、そういうことも含めて、本当にちりも積もればなのではしょうけれども、いろいろな区有施設や区有財産の有効活用という面で行くと、いろいろな職員の方や現場の方が、いろいろな知恵があるのかと思うので、そういうものも集約しながら、また、そういう意識改革みたいな、区の職員は皆さん持っていて、そういうものを持ちながら、なかなか厳しいのですけれども、いろいろ今までもやってきているのでしょうけれども、そういった税外収入や歳入を増やしていく取組を進めていただきたいということについて、どのようにお考えかということ。

それから、クリーンエネルギーの、これは分かりました。そうすると、区の車を1台買ったことで、約半分の補助金がついたという認識でいいのかと。今、区の車について言えば、これから電気自動車とか水素とか、いろいろあるのではしょうけれども、そうした電気自動車も、以前、北海道の胆振東部地震が

あったときに、電源確保という面で、電気自動車をどんどん導入すべきだということも要望させていただいて、今、各地域センターでは全て電気自動車になっているかと思うのですけれども、あと何台か、区の車も入れていただいていると思うのですけれども、今後どのような形で増やしていくのか。また、分からないのですけれども、区長のお車も、今、ハイブリッドか何かになっていると思うのですけれども、これから、もしかすると全部、電気のほうに切り替えていくとか、何かそういう時代になってきたのかと思うのですけれども、それについてご感想というか、教えてください。

○黒田財政課長 令和4年度の予算編成についての、特に歳入確保というところでございますが、オリンピックの負担について、区が負担の枠組みには入っておりませんので、そのことに関して直接的な影響は受けないと考えておりますが、それに関連して、いわゆる補助事業がどうなるかというところについては、動向を注視してまいりたいと考えております。

また、税外収入のところでございますと、使用料については、利用率の向上を上げていきますとか、ネーミングライツ、ガバメントクラウドファンディング、ふるさと納税、その他、様々な工夫を図って、少しでも収入を上げられるところは全体的に上げて取り組んでいければという形で、予算編成に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○東野経理課長 今後の庁有車の計画でございますが、東京都におきましても、2030年までに、いわゆるゼロエミッションの実現のために、電気自動車に買い換えていきますというような計画をしているところでございます。これに伴いまして、区も、そういう方向で考える必要があると思っております。

2030年までに買換えが必要というもので考えますと、約8台は買い換えないといけないのかと、今のところ計画しているところでございますが、これに伴いまして、充電設備等のそういったものもきちんと整備していかないといけないという部分がございますので、これらにつきましては、併せて今後、検討していきたいと思っております。

○たけうち委員 歳入は、これから国でまた新たな政権ができてくるわけですが、また補助金もかなり、コロナ対策で大きな補正を組むというようなお話もあるみたいなので、ぜひそれを率先してスピーディーに使っていただきながら、コロナで苦しんでいる方に役立てていただきたい。それから電気自動車については、8台と言わず、まずは区長の車からぜひ進めていただきたいと要望しておきます。

○渡部委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 144ページ、基金繰入金についてお尋ねします。特に、財政調整基金と減債基金について、今後の財政調整における運用に向けてお尋ねいたします。

令和2年度の減債基金の繰入れは4億7,900万円余であり、当初の予算額と同額です。以前から減債基金の繰入れの充当先については、予算書に記載がないということで、いろいろ指摘させていただきました。今回の決算書においては、充当事業として、起債償還元金、起債利子と明確に表示してあり、その充当先の公債費の決算においては、それぞれ12億5,200万円余であります。そこで、この4億7,904万1,000円の繰入金というのは、公債費の決算が今、12億円余と言いましたが、いつのどのような区債に充当しているのかお尋ねします。

○黒田財政課長 令和2年度の予算で計上しております、いわゆる減債基金の繰入れでございますが、金額で4億7,900万円余でございますが、こちらは、過去に国等が減税を行った際に減収になる分については、減税補填債を起債して収入を得るところで、過去に起債したものでございます。現在残っておりますのが、平成13年度の減税補填債につきましては、令和3年度までの償還となっております。

りまして、残りが6,000万円ほど、平成15年度の減税補填債につきましては、令和5年度まで残っておりまして、1億8,300万円ほど。平成16年度の減税補填債につきましては、令和6年度まで残っておりまして、2億1,700万円ほど。平成17年度の減税補填債につきましては、これは令和7年度まで残っておりまして、3億2,500万円ほど。18年度の減税補填債につきましては、令和8年度まで償還が残っておりまして、2億8,700万円ほど。平成14年度の減税補填債につきましては、令和4年度まで償還がありまして、残りが9,000万円ほど。その他、平成21年度に起債しました道路等整備事業債というのがございまして、こちらも令和4年度まで償還が残っておりまして、こちらが2億6,900万円ほどで、合計しますと大体14億3,000万円ほどが残っているというところでございます。

地方債の現在高につきましては、主要施策の成果報告書の58ページに、106億円余という形で現在高を記載しておりまして、こちらの償還計画のほうも資料で出させていただいています、順調に返済していくというような計画となっているところでございます。

○高橋（し）委員 ありがとうございます。減税補填債と道路等整備事業債等ということで今ご説明いただき、残りが約14億円ぐらいだというお話でした。

地方財政法においては、減債基金は、財政調整基金と同じように地方公共団体の財政調整と位置づけているということで、繰入れ先は、特定ですけれども、地方財政調査、決算統計では一般財源としての扱いであるということと理解しています。今後の運用も、今ご答弁いただいたような、区債の充当でいくのでしょうか。そうすると、今、14億円あったということなのですが、そのような方法で今後も運用していくのでしょうか。

○黒田財政課長 減税補填債につきましては、先ほど申し上げたとおり、令和8年度まで償還が残っているというところでございます。減債基金の原資でございますが、これは過去のいわゆる財政調整の中で、税が伸びているときに前倒しで償還分を算定するといった部分を財源として積み立てているというところでございますので、その部分を、年度の償還額に合わせて繰り入れて返済していくという形でございます。

地方債の現在高は106億円余でございますが、現在、減債基金は86億円ありますので、そういった意味では、計画的に地方債を返済していくという形で現在考えているところでございます。

○高橋（し）委員 ありがとうございます。今、計画的に返済していくというお話があって、減税補填債等の、今、運用している形を、そのまま継続していくという認識をいたしました。

決算状況一覧表のご説明が今日ありましたが、その中の減債基金は、先ほど、繰入金で4億7,900万円余を取り崩して、令和2年度は1,672万8,000円を積み立てたということで、現在高は86億万円余となっております。この1,672万8,000円というのは、どのように、予算額と一緒になのですが、その積立ての算出の説明をお願いします。

○黒田財政課長 減債基金に積み立てております積立額につきましては、基金を運用しておりますので、その運用について利子が発生しますので、この利子分を積み立てているというところでございます。

○高橋（し）委員 ありがとうございます。利子分を積み立てるということで、今ありましたけれども、決算状況一覧表では、負債の現在高は、課長にも説明していただいた106億円余ということで、今、現在高、減債基金は86億円余、これは、区債現在高の81%に当たると。この関係について、事務局の調査係の方にご協力いただいて、他区の状況を調査していただきました。そうすると、その関係であると、減債基金の現在高の率が100%を超える区がありましたけれども、多くの区では、数%

の1桁が多いです。区の中では、品川区は81%というのは大変高い率だと思いますが、この現状についてどのように評価しているのでしょうか。

○黒田財政課長 先ほどご答弁したとおり、もともと原資として、財政調整で償還金の償還分について、算定されている分については、その部分は使わないできちんと積み立てておくというところがございますので、区によっては、その部分を一般財源で毎年度、措置していたり、例えば様々な方法で起債を償還しているところ、区としましては、もともと償還分として算定された分については積み立ててきたので、八十数%の充当率に結果としてなっていると考えているというところがございます。

○高橋（し）委員 ありがとうございます。財政調整という観点で見ますと、財政調整基金で今回、現在高が令和2年では半分になってしまいましたけれども、これはコロナ禍における区民生活の維持に貢献したということで大変評価しております。この2つの財政調整基金と減債基金を、財政調整としての位置づけで考えてみると、これを足すと191億円余であります。これは、令和2年度の普通会計決算の8%に当たるということです。ほかの区、先ほどの調査をお願いした中で、高い区は31%、ほかの区は10%、残念ながら今回、様々な事情で8%という形になりましたけれども、この2つの基金の在り方や運用について、財政調整ということを考えて、現状と今後の課題、この減債基金を、このように財政調整へ振り向けるということも考えると、どのようにお考えでしょうか。

○黒田財政課長 もともと区の会計については、会計年度独立の原則がありますので、その年度の費用について、その年度の税等で賄うという、これは大原則でありまして、その中で、年度間の調整というところで、今、委員のご指摘があった、財政調整の基金等が、もしくは区債という形で調整していると考えてございます。

先ほど申し上げたとおり、減債基金の原資は、財政調整の中で前倒しで算定された部分という意味で言えば、会計年度独立の原則でいうと、本来返す分を先に渡しておくというところを、その年の税収が上がったところで、考え方はいろいろあると思いますが、そういった意味では、言葉は悪いですが、借金の原資として、区に算定するという意味では、減債基金に積んで、将来の負担について今見ておくという考えで、現在運用しているというところがございます。その他の財政調整基金につきましても、今回、しながわ活力応援給付金というところで活用したところがございますが、基金の合計額でいきますと、820億円余、全体で持っておりますので、この中で、公共施設の整備など、様々な工夫を図って、財源調整、区政運営を行っていきたいと考えているところがございます。

○渡部委員長 次に、松澤委員。

○松澤委員 私からは、決算書111ページ、オリンピック・パラリンピック開催周知事業、これからいろいろと関連させて質問させていただきます。

私たちに様々な思いを残しました東京オリンピック・パラリンピック。区としても、ホッケー、ビーチバレー、ブラインドサッカーを中心に、周知活動にご尽力いただきました。ありがとうございます。

大会の開催に関しましては、ほとんどの会場で無観客という異例の中、賛否が分かれる大会となりましたが、大変多くの感動があったと思います。私が特に印象に残っている部分、スケートボードのパーク、女子の方、果敢なチャレンジ。決勝では失敗しましたが、それをほかの選手が担ぎ上げる、そういうたたえ合う姿や、全盲の水泳選手、これはメダルの色が見えない。しかし、君が代の国歌を聞いたときに、私は世界一になったのだと涙したという、多様性を感じる場面があったり、新型コロナウイルスの終息は見えませんが、その中でも心が動いた、動かされた瞬間が、皆さんにもあったと思います。

その中で私が目を向けたのが、この大会を陰で支えてくれたボランティアの皆様です。選手インタ

ビューの中でも、ボランティアがよく助けてくれたなどの声が多く聞こえ、IPC会長からも、あなた方は日本国民の誇りですなどといった発言がありました。区でも、この大会のために、品川区独自ボランティア、しな助を募集し、660人の参加を有し、大会を支えたすばらしい取組だったと思います。まずは、しな助の方たちが大会を振り返る機会、例えばオンラインの意見交換、アンケート、実績や成果、この先どんなボランティアをしていきたいか、そういうレガシーを振り返るような機会を設けたのか、教えてください。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 しな助の活動の実績と今後についてというようご質問かと思います。

しな助は平成30年から募集しまして、委員もご指摘のとおり、660人、今現在いるところでございます。残念ながら無観客ということで、実際のときの活動がほとんどないという状況でございました。その前、以前は、テストイベントのときのおもてなしや、あとは私どものイベントでの手伝いということで、たくさんの活動をしていただきまして、本番に向けて準備も万端だったところなので、本当に残念なことではございました。

以前に、アンケートで、しな助にいろいろな要望を聞いたときに、今後もいろいろな文化・スポーツのイベントは続けたい、何かお手伝いをしたいというような意見も頂いております。最近、ある方に聞いたところだと、やはり実際のときにあまりできなかったのも、それも含めて今後のことも、またいろいろみんなで考えたいというようなお話もしておりますので、年度内に振り返り等に努めまして、緊急事態宣言も解けたところですので、頃合いを見計らって何か開きたいと考えております。

○松澤委員 ありがとうございます。振り返りの機会というのは、とても大切だと思いますので、ぜひやっていただいて、皆様はどう思ったか、それを引き続き、次に活かしていただきたいと思っています。

そして、しな助というのは、先ほど課長も、前からご答弁もありましたけれども、オリンピック・パラリンピック終了後は一度解体されます。その後、レガシーをどうしていくのか、いろいろと議論がありますが、品川区長期基本計画の柱の中にもあります、NPO、ボランティアなどの連携を進め、生涯を通じて誰もが学びたいときに学ぶ、そういうことができる環境と機会の提供。これをどのように展開しようとしているのか、ご見解をお聞かせください。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 しな助は、オリンピックという目標に向かってボランティアを募集したところでございます。本来でしたら、実際の大会のときに様々な経験を積んで、ご自身の興味のあるところにいる飛び立っていただけたらと思っていたところでございます。今現在、なかなかその機会がないまま終わってしまったところですので、今後は一旦は、しな助としては解散はしますけれども、まだ引き続きいろいろやりたいという熱意を持った方はたくさんいらっしゃると思いますので、何らかの形で一緒に勉強・活動しながら、その先は例えば福祉の道に行く方もいらっしゃるかもしれませんし、スポーツのほうに引き続きという方も、中には、いや、自分たちで何か団体をつくらうという方もいらっしゃるかもしれません。町会のほうをやる方もいらっしゃるかもしれませんので、適宜、そういう情報提供をしながら、伴走していくといえますか、そういった形でやっていきたいと思っています。

○松澤委員 ありがとうございます。適宜、いろいろ中でありますけれども、ボランティアのつなげ方です。例えば、子どもの見守りをやろうとすると、これは教育委員会なのか、地域活動課なのか。エコフェスタに参加したいといっても、では環境課なのか、公園課なのか。こういった窓口が、要は分か

りづらいといえますか。区民からボランティアに参加したいという思いがあっても、問合せ窓口が分からない。問合せをしても、なかなかつながらないからやめますという話も、ちらほら聞けるという話です。やはり、分かりやすい窓口がないということは、せっかくの地域人材が埋もれてしまう。そういった課題を解決していくのが、区民の満足度を上げていくことだと思っています。ですので、ワンストップということで、ニーズに合わせたプロデュースをする。そういったことが、品川区の発展、また進化に寄与するものと考えますが、ご見解をお聞かせください。

○佐藤企画調整課長 ボランティアの方にかかわらず、組織の在り方のご質問だと思います。

まず、区といたしましては、基本構想における3つの理念の一つといたしまして、区民と区との協働というところで、非常に重要なことだと考えております。また、委員ご指摘の、東京2020大会のレガシーといたしましても、しな助の皆様方の力、今後も大切にしていきたいと考えております。

ご質問の、専任の組織を設けるかどうかということと、また一方で、組織の横の連携を強めて、分かりやすい形でボランティアの方々に周知していく。そちらの両面を、様々、多様な観点から、今後も検討を進めていきたいと考えております。

○松澤委員 ありがとうございます。品川区の中でも初めて、町会、当事者、そして自治会、行政でまとまって動くという避難計画が始まっております。多様性と協調、調和、共生社会の進展に向けて、品川区は進化・発展を目指して進んでいくものだと大変心強く感じております。

そういった住民の主体的な活動、ボランティアを要は側面的に支援する調整役は必要だと思っております。しっかりと調整することで、地域社会の課題がよく理解できる、長期基本計画の生涯学習、暮らし・まちづくり、自治の内容などを豊かにしていくことが可能になると思っております。

先ほど課長からもお話が出ましたけれども、私も少し違った角度でご提案したいのが、要は組織を整理して、団体ではなくて、個人の方も含めた、NPOボランティア係、NPOボランティア課といった、明確な窓口をつくるのはどうでしょうか。こういった新しい取組を組織として行うことで、区民に分かりやすい窓口、ワンストップ業務をしやすい環境、要は、行政の縦割りの弊害を受けないような調整が整っていくと考えますが、全庁的な視点でご見解をお聞かせください。

○佐藤企画調整課長 ボランティアに関わる組織のご質問だと思います。例えば東京都であれば、1つの組織を窓口にして、ホームページは、様々なボランティアを要する事業の紹介をしているなどという形も取っているところは、私どもとしても承知しているところでございます。最終的に、ボランティアを行う上での事業を行っている所管が最初から受けたほうがいいのか、最初、大きな形で受けたほうがいいのか、様々やり方があると思いますので、今後またそういった組織の在り方について検討を進めてまいります。

○松澤委員 ありがとうございます。ボランティアレガシーは大切なものだと思いますけれども、現状、職員の皆様に対するボランティアの研修、また体験学習の機会、ボランティア休暇、休暇制度といったものの普及なども効果的な方法の一つではないかと思いますが、ご所見をお聞かせください。

○崎村人事課長 職員のボランティア休暇につきましては、区でも制度化をしております。こちらは、公務員がボランティア活動に参加することが、職員自身の視野を広げて行政面でもよりよい効果をもたらすといった意味で、実際に制度化をしているところでございます。一方で、職員向けの研修となりますと、なかなか意識啓発や促進を図るための研修というのは実施してはいたのですが、ただ、区では主任級を対象として、地域事業参加研修というものを実施しております。こちらは、令和2年度・3年度は、なかなかコロナで実施はできなかったのですが、地域のお祭りなどに参加

しながら、社会参加意識や地域貢献活動の必要性を学んでいるところでございます。

○渡部委員長 次に、大倉委員。

○大倉委員 よろしく申し上げます。

143ページ、ふるさと納税、水辺千本桜。これは非常に好評だったと伺っていますが、実施してみてどういう評価をされているのか教えていただきたいのと、65ページの集会所使用料については、予算で見ると、かなりの額が流用されていて、当然コロナ禍ということで利用率も非常に下がっていて、質問しようと思っていたのですが、午前中の石田秀男委員の話でも、いろいろなところに補填されてきているということで理解しました。そこで、コロナ禍における利用の状況、利用率が平時とどのような違いがあったのかというところが気になっていまして、その辺、何か特徴があれば教えていただきたいのと、当然、平時であれば、土日の利用について非常に多かったと認識していますが、その点についても教えていただきたいと思います。

あと、あわせて、ページ77の中小企業センター使用料で、これも同じで、かなりの流用がされていてというところがあったので、これは1点だけ、77ページの、中小企業センター使用料の一番下の「自動販売機等」のところ、予算書を見ると「レストラン等」になっていて、これは、名称がこういうふうに変わることというのはよくあるのでしょうかというところで、教えてください。まずは、お願いします。

○溝口道路課長 私からは、千本桜という形で、水辺に桜を植えていくという形で、ふるさと納税として寄附を募った件についてお答えさせていただきます。

まず、これまで平成30年9月1日から事業を行っておりまして、事業が完了するまで、約335件の方からご寄附を頂いて、事業を行ってきたものでございます。成果といたしましては、水辺、特に目黒川沿いになりますが、既存の桜も合わせて1,000本以上の桜を植樹することができたというのが1つの成果だと思っておりますので、今後はこれを育てて守って、地域、品川区の観光、または、シティプロモーション、そういったものにつなげていきたいと考えているところでございます。

○川島地域活動課長 区民集会所の利用状況というところでございます。

利用率というところで見ますと、令和元年度が60.1%ぐらい、1年間を通して利用があったものが、令和2年度が44.3%、現在、令和3年度の8月末までの数字で見ると、46.9%という利用率となっております。コロナの影響等、多分にあったのかと思っているところでございます。

それから、土日の利用と平日の利用は、全体で見ますと、令和3年度でいいますと、僅かですけれども、やはり土日のほうが多くて、地域センターの場所によって、土日の利用率のほうがかなり高いところなどあったりするのですけれども、全体でいうと、47.2%が平日の利用率で、土日の利用率が47.8%ということで、僅かではあるのですが、場所によっては多く利用される場所があるというところでございます。

○遠藤商業・ものづくり課長 中小企業センター使用料のレストランの表示がないという、予算書と違うというところのお話だったかと思えます。こちらにつきましては、昨年、新型コロナウイルス感染症の影響で、基本的に中小企業センター内での飲食が禁止という形にさせていただいたところでございます。その関係もありまして、実際に営業ができないような状況があったので、使用料については免除という形にさせていただいた関係で、こちらに記載がないというところでございます。

○大倉委員 ありがとうございます。中小企業センターは分かりました。免除になったということですね。

千本桜の、ふるさと納税のほうなのですが、これは道路で聞いてしまうとあれなのですが、ふるさと納税で、こうした桜についての寄附というところで、例えば、桜は、品川区はかなり多くて、いろいろなところに、沿道に咲いているという状況で、今、道路課で、新しい品川方式で、根上がりしないような取組というのもやっている中で、今、実証実験等もされていて、かむろ坂の桜で行われているかと思うのですが、そうしたところに、こういったふるさと納税の手法というのを、千本桜ほど目的を持ってやれるといいとは思いますが、そうした考え方について、ぜひご検討いただければと思います。

かむろ坂の桜なのですが、ライトアップが商店街でされたり、さくら祭りが行われたり、また、学校では先日、接ぎ木をして、桜をまたつなげていくというような取組もされていました。その際には、当時、第四日野小学校に桜を植えた方たちも来て、子どもたちにお話をするなど、桜がすごく地域に根差しているエリアかと思うのですが、そうしたところが、以前のご答弁では、「今後も桜については、町会や地域の声を聞いて植えていきたいと思っています」というようなご答弁があったかと記憶しているのですが、そうしたことも踏まえて、どちらにせよ、こうした桜を植えていくという中では、活用も含めた検討というのはいかがでしょうかということで、お聞きいたします。

集会所の使用料について、分かりました。若干、土日が多いということで、土日が多いエリアもあるということでした。ちょっと限定させていただくと、荏原第一地域センターなのですが、新たに開設されて、区民の方たちも、非常に駅から近いですし、広くきれいになったということで、非常に地域の方も喜んでおります。そうした中で1点だけ、土曜日が保守点検等で使えなくなっているというようなお声を聞きました。今までは土日が使えていたかと思うのですが、そうした中で、やはり土曜日しか、なかなか利用できない方もいるのかということでは、ぜひ土曜日に使えるようにしていただきたい。毎週土曜日使えないということではなくて、保守点検日があって使えないということなのですが、その点についてお考えを教えてください。

○溝口道路課長 まず、区内の桜の街路樹の中で、特にかむろ坂の桜というのは、地域に守り育てられてきて、地域の名所となってきたところなのだと思います。そういった中で、道路管理者としては、やはり桜の名所であるとともに、365日、誰もが安全に通行できるといったところの空間でもあるというところがあります。そういった中で、しっかりまず道路管理者の責務として、根上がりの防止といったものの対策をしっかり取っていききたいというところで、取り組んできているところでございます。

そのほかにも新たな桜の植樹、今回の水辺の場合は、新たに植樹しながら、目黒川をつないだ形での桜を、区民の方または区外から区に訪れる方に楽しんでいただきたいという思いで、こういった寄附を募りながらやってきたというのがあります。今後も同じような形で事業展開が図れるところがあれば、同じような形でやっていきたいと思いますが、まずは、既存に植えられている桜を守るのは、私たち道路管理者としての責務としてしっかり取り組んでいきたいところでございますので、改めて寄附という形ではなく、まずはしっかりと道路管理者として取組を行っていききたいと考えているところでございます。

○川島地域活動課長 荏原第一区民集会所につきましては、平日よりもかなり土日の利用が多いというようなところで、土曜日の保守点検日という形で設定していたところなのですけれども、多くの利用者の方から、何とかならないかというお声も頂いておまして、こちらは不定期で実施するというような形に改善させていただくような形で、今、調整しているところでございます。

○大倉委員 ありがとうございます。桜、かむろ坂のほうなのですが、当然、目黒川をつないでということですが、例えばかむろ坂を上がっていけば、武蔵小山にもつながるかと思っておりますので、品川区

が様々、縦に横にと、桜で延びてつながっていくというところも視点に置いていただけると、さらに広がっていくのかと思うので、ぜひご検討いただければと思います。

集会所なのですが、分かりました。ぜひ土曜日にも使えるように、調整していただいているということなので、よろしくをお願いします。以上で終わります。

○渡部委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 私は、歳入全般についてお聞きしたいと思います。先ほど、区有自動車、環境にいいからということで、電気自動車に徐々に転換したいというお話がありましたが、昨年、北陸自動車道で大渋滞があった際に、ガソリン車はガソリンを給油すれば済むのですが、電気自動車はそこに給電する装置も設備もないし、一々、一件一件、車のそばに行って充電しない限り動かなくて大変だったということがありますので、これから大災害が起きるといことも考えますと、慎重に進めていただきたいと思います。

そしてまた、先ほど、区内小規模店の倒産件数の話が出ました。実際の倒産件数だけなら、確かに少ないのでしょうか。ですけれど、そこに廃業・休業、さらに区内店舗の閉店。要は、ほかに戻したという件数を、もし総合すれば、品川区内で1,000件以上あるのではないですか。いつもきちんと、身近にある中小企業を守らなくてはいけない、区内産業を守らなくてはいけない品川区としては、そういうことをしっかりやはり把握して、我々にも報告すべきではないかと思うのですが、その辺についてご見解をお聞かせください。

○遠藤商業・ものづくり課長 倒産件数と廃業の部分でございます。

廃業の部分は、なかなか届出がないというところがございまして、把握できないところでございます。ただ廃業につきましては、どちらかというところ、コロナ禍というところで拡大はしているところでございますが、そもそも後継者がいないとか、そういう部分の影響が大きいと聞いているところでございます。どちらにしましても、こちらは事業承継等もやらせていただいて、できるだけ円滑に、別の方に事業を譲るような形で施策を打っているところでございますけれども、一応そのような状況で進めているところでございます。

○須貝委員 また要望しますけれども、やはりきちんと私は調べるべきだと思うのです。例えば後継者がなくて、これから事業継続は難しい。でも、その前に、製造業でも、ほかの店舗でも、もしこの事業が2年前ぐらいに、まだ営業力があって、そして売上もあれば、私は継続していると思います。それが、いや、これはコロナではないのだと決めつけるというのはいかがか、少し乱暴ではないかと私は思いますので、その辺はやはりしっかり。それから、今お話しした、閉店する、そして、ほかの場所に戻ってしまうということもあるわけです。そうしたら、我々が今、商店街を歩いていても、シャッターが下りています。これは現実、やはり大変なのです。そこはもう恐らくご存じだと思うのですが、その辺をやはりしっかり考えていただきたいと私は思います。

そして、時短などで営業制限をしている店舗は、売上が2年前の10分の1しかない。頼みの協力金は、4か月たっても振り込まれない。半年たってもまだだ。では、どうやって生きているのだといえ、結局、頼みの銀行の融資と、そして自分の預貯金を取り崩して、そして営業している。そういう実態というのはご存じですよね。実際、担当としてどうでしょうか、課長。教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 後継者の事業承継の部分につきましては、私どもも、例えば65歳以上の方が事業主のところに、はがきなどを送って、事業承継をこの後やっていくかみたいなアンケートなども取らせていただいているところでございます。引き続き、単純に廃業にならないような形で進め

ていければと思っているところでございます。

それから、国あるいは東京都の支給金が遅いということは存じているところでございます。私どもといたしましては、融資制度はかなり手厚いものを用意させていただいております。しばらくの間は支払いがないようなものを用意させていただいているところでございます。そういう部分をいろいろ活用しながら、区内経済の活性化といいますか、現状をなるべく維持できるような形のものを、引き続きやらせていただければと思っているところでございます。

○須貝委員　そして、ここに来て、国民の半数以上の方が新型コロナワクチンを2度接種したとか、それから、壮年、中高年層が、やはり感染しないように注意し出した。亡くなる方が増えてきたということもあるのかもしれないのですが、これだけ感染者数が減った。そして、重症化する人も少なくなって、こういうふうには減ってきたということは、多くの人が接種したということもあるのですが、こういうことで、今、世の中では、行動制限・営業制限を解除すると。国はもちろん動いています。東京都も動いています。そして実際、今、進もうとしています。品川区としては、中小・小規模産業に対してどのような対策を、もう10月に入ります。もう、そういうものを考えて、すぐ実行するというものがあるのでしょうか。

それからもう一点お聞きしたいのは、品川区のホームページです。これだけ、今までは、皆さんに行動制限していますよね。遠方に行かないでください。何々しないでください。不要不急の活動はしないでください。では、今度これだけ下がったら、どうして下がったのですか。皆さんに説明して、だけど、こういうことは気をつけて、そして、行動制限を緩和しますから、皆さん、まちの中を歩いてください。そして、みんなとまた品川区の中を謳歌して、そして活動もしてくださいという文面は、10月1日から変わるのですか。その辺についてお聞かせください。

○遠藤商業・ものづくり課長　中小企業の支援の部分についてお答えいたします。

明日から緊急事態宣言が終わるというところで、日本銀行の話などですと、強制貯蓄などでは、いわゆる20兆円ぐらいが、今まで支出しないで止まっているような状況だということも伺っております。今回の緊急事態宣言が終わるということで、いわゆる宿泊業などですと、予約がもう既に殺到しているようなところも聞いているところでございます。私どもといたしましては、区内企業という形になりますので、11月からは、キャッシュレス決済を用いた還元なども進めているところでございます。そのほか、いろいろな形で、この後、感染状況もあって、いろいろとまた徐々に聞いていくところでございますので、その辺を見ながら、少しずつ、いろいろな形のものを支援させていただければと思っているところでございます。

○須貝委員　もう東京都で小池知事が、飲食店も明日から、飲酒もお酒も含めて、制限を緩和しますと言っているのです。品川区として、やはり何も対策を立ててきていないのですか。それはおかしいのではないですか。身近にある区です。「皆さん、大丈夫ですよ」と。今、もう新聞報道で載っていて、それから小池知事もこういうふうには発言しています。発表しています。だったら、品川区としては今、間髪を入れずに、皆さん、どうぞ買物に行ってください。そして、各お店も頑張ってください。それで、東京都では12万軒のお店があって、約9万6,000軒は認証店として認定して、どうぞという営業緩和をしています。品川区は何をしているのですか。そして何をやるのですか。それは、11月を待っているのですか。その辺について、もう一回ご見解をお聞かせください。

○古巻総務課長　緊急事態宣言は本日で終了というか、明日からは緊急事態宣言がない状況にはなりますけれども、東京都におきましては、10月24日までを期限として、リバウンド防止という形の期

間を設けております。その中で、やはり行動制限がある程度、推奨されておりますので、それののっ
とって、施設等が若干、夜間開けたり、定員を、今まで3分の1だったものを2分の1にするといった
緩和はしていきますけれども、段階的に緩和をしていくということで、10月1日をもって、いきなり
オールフリーという形の案内はしておりませんので、東京都のリバウンド防止措置といった対策ののっ
とって、品川区といたしましても対策を取っていくといった状況でございます。

○須貝委員 今のお話ですけれども、「皆さん、行動制限してください」と、品川区はホームページ
に載せているのです。それで、今これだけ感染者が少なくなって、緩和される。では、きちんとその理
由は説明するべきではないですか。だって、「やってください」と言っておいて、今度、「いや、勝手に
何か動きますけど、徐々に緩和するみたいですけど」。そんなことないでしょう。やはり区民に、あ
れだけ厳しいことを言っていたのだから、では、こういうふうに変った場面が変わったら、どうしてこうい
うふうに変ったのだ。だけど、行動制限を少しはするけど、それから今までの感染対策もしてください
と。だけど、旅行もいいですよ、何もいいですよということを、やはりきちんと区民に説明するという
のは、区として、自治体の義務だと私は思うのですけれども。そうしないと、勝手に言って、勝手に知
らない間に終わっているよというのは、私は筋が違うと思うのですが、もう一度お聞かせください。

○古巻総務課長 勝手に言っているわけではなくて、東京都のそういった対策に対してのご案内もさ
せていただきながら、まだまだ、感染が減ってきたとはいえ、例えば今年の3月とか4月という段階か
ら比べると、すごい数の感染者・陽性者数がいるということでは、まだ感染が収まっている状況ではな
いと認識しておりますので、今後どのような形で区民の方にご説明していくのかということとはよく考え
ていく必要はあると思いますけれども、また東京都のそういった対策にものとりながら、区として
しっかり区民の方の説明するということは、委員ご指摘のとおりで、必要なことだと考えておりますけ
れども、徐々に緩和していくといった対策を収束に向けてしっかり取っていきたいと考えております。

○須貝委員 去年の2月・3月。だって、感染しても、PCR検査はほとんどできなかったでしょう。
数だって全然。それと比較しては駄目でしょう。今と同じ件数やっているなら話は分かりますけれど、
それは少し変です。それで、都はこうです。国はこうです。それは分かります。でも、ホームページに
発表しているのは、間違いなく品川区でしょう。では、あれは東京都から、国からと書いておけばいい
です。それなら私も今、分かります。でも、やはり自治体として、区長がいらして皆さんがいて、きち
んと区民の皆さんに行動制限をして、こうやって協力してください、こういうふうにしてください、注
意してくださいと言っているのなら、今こういうふうに下がった。それで、実際、新型コロナウイルス
は、どんどん変異して、なくならない。これも分かってきましたよね。どんどん変異するという。だから、
きっとなくならないと私は思います。相当のいい薬ができるまでは。だけど、やはりそれはきちん
と説明するべきだと私は思います。

では、次に移りますけれども、やはり今、もう民間のお店でも、行動制限を緩和するという一方で、
新型コロナワクチンの接種証明書やPCR検査の証明書を持っている方はこちらの席にとか、テレビで
放映されていましたが、もう実際、そういうふうになっています。そして、もう世の中が今、転
換しようとしていて、コロナはなくならない。でも、これだけワクチンのおかげで、ある程度、制御さ
れている。ならば、もう動かさないと、もう課長もお分かりだと思っておりますけれども、みんな潰れてし
まいます。そんなにお金はないです。幾ら国で支援して、都で支援して、区で支援して。私はかなり
やっていると思います。もう、いろいろなきめ細かい動きもやっていると思います。だけど、それでは
会社というのはもたないです。やはり、売上が10分の1では駄目だし、それぞれの売上、お客さんが

来て、そしてそこで収益が上がらない限り、企業というのはもたないと私は思いますけれども、どう思いますか。

○遠藤商業・ものづくり課長 今回、明日からはそういう形になりますけれども、いろいろ条件があって、逆に一気に解放して、全てが感染が拡大するようになって、元の本阿弥になってもしようがないかという部分もあるかと思しますので、その辺については、東京都や国などという部分になるかと思えます。

○渡部委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 144ページ、公共施設整備基金繰入金に関わって、新庁舎建設費用を伺いたいと思います。

公共施設整備基金条例の第1条には、公共施設の整備資金に充てるためとあります。品川区は、新庁舎建設はこの条例の公共施設には当たらないので、新庁舎建設には基金条例の改正が必要との考えでよいのでしょうか。つまり、これまで公共施設整備基金の残高335億円余には、新庁舎建設費用の整備資金としては、これまでに積み立ててはきていないということでしょうか、伺いたいと思います。あわせて、条例上の公共施設に新庁舎が入らない理由もご説明いただきたいと思えます。

○黒田財政課長 公共施設整備基金条例でございますが、設置につきましては、今、委員からご指摘があったとおり、公共施設の整備基金に充てるためというところを目的としておりまして、いわゆる庁舎等につきましては、同じ行政財産ではありますが、住民の一般的利用に供すること、本来の目的とは異なることで、公用財産というような区分とされているというところがございますので、文理的な解釈でいけば、公共施設と公用財産については違うということになりますので、条例の直接的な目的とするところではないというところでの理解でございます。そういった意味では、直接的に整備基金を積み立てていないのかということでございますが、財源の調整の中で、公共施設を整備するところに、公共施設整備基金を活用することによって、一般財源の調整を図ることができるので、そういった意味の財源の工夫の中で、活用することは可能と考えているところがございます。

○中塚委員 後半の財源の工夫というのがよく分からなかったのですが、改めて、この約300億円もの公共施設整備基金は、新庁舎建設費用の整備資金としては積み立てていないということでしょうか伺いたいと思います。

○黒田財政課長 財源の工夫と申しますのは、施設の整備が必要なときに、例えばその年度の一般財源を歳入から充てる場合もあれば、公共施設整備基金を繰り入れて充てるという中では、当然、基金を繰り入れれば、一般財源の額が、充てる部分が変わってくるという意味で、年度の中で、その年に必要な一般財源をどのように捻出するかというところでの財源の工夫と申し上げたところでございます。

庁舎の財源として積み立てていないのかということでございますが、これまで公共施設の整備のために積み立ててきたということでございます。

○中塚委員 公共施設のために積み立ててきたとはいえ、現状の公共施設には庁舎は当たらないとの説明ですので、よく分からないというのが率直なところです。

この新庁舎建設にきちんと起債で対応するという説明は本会議でありましたけれども、品川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会の総務部長の答弁でもありましたが、この条例を変えて、新庁舎の整備資金にするということです。つまりは、今までは直接的には、新庁舎は公共施設として扱ってこなかったけれども、これを条例変更で可能にすると。新庁舎は約400億円と大規模です。この建設費用が、起債の発行と、基金の目的を変えれば可能になるということであれば、金額的にも巨額な税金の使

い方を変えることになると思います。これは問題ではないのか、お伺いしたいと思います。また、対応できるというのであれば、今まで想定していた公共施設の整備に弊害または影響が起きてくると思うのですが、いかがでしょうか。

○黒田財政課長 まず、起債でございますが、庁舎は長年にわたって使用する施設でありますので、年度間の財源調整をして、負担を平準化するというところで、起債の活用を検討しているところでございます。起債の当たらない部分については、当然、その年度の必要な整備費については財源が必要となりますので、そのところについては、その年度の一般財源を充てるのか。例えば先ほど申し上げたとおり、様々な、年度の中の整備事業の中の財源の工夫でやりくりするということもありますし、他の区では、公共施設・公用施設のいずれも整備できるような形で、施設整備基金条例という形で制定している区もありますので、そういった意味では様々なことが検討できると考えているところでございます。

○中塚委員 率直に言って、何をおっしゃっているのかよく分からないのですけれども、要するに話を初めに戻すと、公共施設整備基金の条例上の公共施設には庁舎は当たらない。しかし、この基金を活用して新庁舎の建設費用に充てていく。そうすると、今まで用意していた、予定していた公共施設の整備に、弊害や影響が起きるのではないかと伺いました。改めてお伺いしたいと思います。

また、今までためていた目的と異なるものに使うということは問題ではないかと伺いました。改めてご説明いただきたいと思います。

○黒田財政課長 公共施設整備基金条例の使用の目的を変えるためには、条例改正が必要となりますので、そういった対応が必要と考えてございます。

庁舎の整備は、庁舎の老朽化やバリアフリーの課題等々ありまして、建て替えが必要というところで議論しているところでございまして、財源をどのように調達するかということも1つの課題として考えておりますので、そういった中で、起債の活用や基金の活用というところを申し上げているということとございまして、必要な事業費をどのように調達するかということについては、今後検討が必要と考えてございます。

また、これまで予定していた公共施設の整備に影響が出るのではないかとということではございますが、ここは影響は出ないと考えているところでございます。

○中塚委員 これまで想定していなかったものに充てるわけだから、これまで想定したものに影響が出るのではないかと伺ったら、影響は出ないとおっしゃいました。ならば、想定している以上に積み増してきたということになるとと思いますが、その点を伺いたいと思います。

○黒田財政課長 いわゆる公共施設整備基金につきましては、公共施設の整備のために積み立ててきたところでございまして、一般的に言うと、例えば財務諸表でいえば、減価償却のところ、財産価値が減っていくところでありまして、そういった部分を、年度を積んでいって、いずれ建て替えのために充てるというようなことで、そういったところの見方もありますので、そういった意味では、老朽化対応もあれば、新たな行政需要で新築するというところもありますので、そういった意味では、一定程度、将来に残して積み立ててきたということとございまして、そのことが、庁舎建設の中で起債等を活用する中で、大きく影響を受けるものではないということで、影響はないと申し上げたところでございます。

○中塚委員 私が伺ったのは、弊害が起きないということは、つまりは今まで想定している以上に積み増してきたということとよいのか、伺います。

○黒田財政課長 基金は年度間の財政の調整のために積み立ててきたところとありますので、施設の

整備についても、一定程度、施設整備ができるように積み立ててきたというところでございます。

○中塚委員 説明が説明になっていないということは、こういうことだと思います。この間も基金について様々意見は述べてきましたけれども、住民福祉を削り、基金をため込んできたとの意見は、繰り返しこの場でも述べさせていただきました。しかもコロナ禍の下で、住民や事業所への支援の強化が急がれているときに、こうした庁舎の建設費用を捻出するために、これまでため込んできたものを、しかも目的まで条例で変えようとして、さらにコロナ禍で約400億円もの庁舎建設を進めるというのは、何重にも間違っていると思います。こうした基金の創設や変更は行うべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

○黒田財政課長 新庁舎の整備は必要というところで検討を進めてきているところでございますので、その事業費をどのように調達するかというところは、今後またさらに検討していきたいと考えております。

○渡部委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 54ページ、特別区たばこ税、71ページ、八潮北公園スケートボード場、101ページ、帰宅困難者対策経費についてお伺いいたします。

まず初めに、54ページの特別区たばこ税のことをお尋ねしたいと思います。明日から緊急事態宣言が解除され、そしてまた、たばこの価格も上がるということで、愛煙家にとっては、すごく厳しい増税で、すごく大変なことだと思うのですが、まず1点お伺いしたいところが、今、庁舎内にある喫煙所、まだ閉鎖されています。明日から緊急事態宣言が解除されるということで、区としてはどういふふうにお考えになっているのかということが1点。それと、あと、オリンピック・パラリンピック事業において、無観客だったのですけれども、区としてコンテナの喫煙所を設けるという取組があったと思います。今後、どういふふうコンテナ。用地のこともあると思うのですが、どういふ方向性に向かつて喫煙所を開設していくのかということ、2点お聞きしたいと思います。

○東野経理課長 庁舎の喫煙所でございます。この会を含めまして、いろいろ答弁させていただいているところでございますが、新型コロナウイルス感染症が完全に終息したわけではないという状況を踏まえると、まだ開設するのは早い、時期尚早かと考えているところでございます。コロナ禍で、皆さん、いろいろなお考えはあると思うのですが、新型コロナウイルス感染症の終息に向けて、きちんと開設する時期を検討していきたいと思っております。すぐというわけではございません。

○森田生活安全担当課長 品川区のコンテナ喫煙所の設置についてのご質問だと思います。

今現在、指定地区の中に8つと、そのほかに1つの喫煙所がございます。そのうちの2つが今、閉鎖しております。これにつきましては、コロナ禍を見据えて、コンテナの設置につきましては少し見極めをしていたところではございますが、今後、受動喫煙、煙の影響の少ないものとしては、コンテナもしくはパーテーションなどの設置も必要であろうと思っております。その中では、煙の影響のないものにするのが重要だと思っております。なので、今、閉鎖している場所は2点ございますが、ここにつきましては露天型の灰皿となっておりますため、通行される方からも非常に苦情のあったところでありましたので、まずはこの2か所について、コンテナ型の設置につきまして検討を進めているところでございます。

○高橋（伸）委員 ありがとうございます。愛煙家、特に庁舎内でまだ喫煙ができないという状態なので、ぜひ早めに検討して、開設していただきたいと思います。これは要望として、収めさせていただきたいと思います。

71ページ、八潮北公園スケートボード場についてお伺いいたします。オリンピック・パラリンピックでスケートボードが新競技になり、サーフィン、スケートボード、新しい競技が様々な中で、皆さん、スケートボードに関してはすごく興味があるという中で、区としても、八潮北公園にスケートボード場が開設され、区民の方あるいは区外の方にもすごく認知が広がっていると思います。令和2年度決算では、4,507回の利用者がいたということで、今年はもっと多いのかと思っているのですけれども、オリンピックがあったことによって、今現在のスケートボード場がどういう状態なのかをお聞きしたいと思います。

それと、オリンピックでは、パークとストリートの競技がありました。そんな中、スケートボードをやられている愛好者の人たちからすると、区で造っていただいた競技場は素晴らしいのだけど、やはり利用者の方、プロを目指している方だと、いろいろここが物足りない、手直しをしてくれなどという声も多分あると思うのですけれども、そののところはどういうふうに、今お考えというか、これから新たに取り組んでいくのかというところを教えてくださいたいと思います。

○中元スポーツ推進課長 委員ご指摘のとおり、令和2年度が、実は今、一番回数が多いところでございます。令和3年度は同月比で、実は少しなぜか落ちているのです。7月が、昨年度の355回が今年度は301回、8月は610回、昨年度はあったのですが、今年の8月は392回、9月も、昨年度の428回が、今年362回ということで、もしかしたら皆さん、オリンピックを自宅で観戦していらっしゃるのかと推測しているところでございます。

○高梨公園課長 八潮北公園スケートボードパークの手直しといったところで、公園課から答弁をさせていただきますけれども、平成29年の開設以来、多くの方に利用していただいていますけれども、利用者の声といたしましては、ちょっとコースが、難易度が高いというようなお声を頂いていたところでございます。このたび、そういった声を受けまして、またスケートボード協会等の方のご意見も聞きながら、少し難易度を落とすような改修工事を今年度中に行う予定ということで考えているところでございます。

○高橋（伸）委員 どうもありがとうございました。

やはり、オリンピックの競技中に利用者が少ないというのは、テレビ観戦あるいはライブで見ていたのかと、私も認識しています。ありがとうございました。

手直しという部分で、3年後のパリオリンピックでも、スケートボードが継続されるという中で、今後ますます区内のスケートボード場には、いろいろ、この競技を含めた愛好者の方が訪れると思います。ただ、私の地域の公園等、滑りやすい路面でスケートボードをやっている若年層の方もいます。私も、「スケートボード場は品川区でも八潮北にありますよ」と言ったところで、なかなか、少し遠方だと。どうしてもやはりスケートボードは地元の路面で楽しむという中で、いろいろ、しながわ中央公園でも、「スケートボード禁止」というコーンが置いてあったりするのですけれども、やはり、何というのか、区有施設の中で、ごく僅かでもいいのですけれども、スケートボード用に、開放できるようなところが何かあればもっと広めていただきたいのですけれども、そこを教えてくださいたいと思います。

○高梨公園課長 今、委員がお話しのとおり、区内各地の公園で広場があれば、スケートボードをやられる方は後を絶たないというような状況でございます。公園管理者といたしましては、やはりスケートボードは音も出ますし、あとスピードも出ます。まずは危険だといったところと、あと、品川区の公園は、すぐ隣が家といった公園が多うございますので、やはり音の問題。あと、夜やられる方も多岐みたいなところもありまして、安全面と、迷惑といったところで、区立公園の中ではスケートボードはお

やめいただきたいといったところで、お声がけと管理をさせていただいているところでございます。

一方で、ではどこでやったらいいのかといった声を公園課でも頂いているところでございまして、今般、東品川海上公園、これもまた海側の公園になるのですけれども、そちらは一部、拡張整備ということで、9月17日に拡張整備のオープンをしたところでございます。その部分、民家から一定、距離がございますので、その一角を仮設のスケートボード場として、無料のスケートボードエリアということで囲って、試行的に現在、そこをお使いいただいているところでございます。150平米ほどと、手狭ではございますけれども、現在、マナーを守って、そのエリアの中でうまく使っているという状況でございます。

○高橋（伸）委員 どうもありがとうございました。ぜひ継続していただいて、あとマナーとモラルの問題もあると思うのですけれども、そこもずっと継続していただきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

続きまして、101ページ、帰宅困難者対策事業経費に関連しまして、防災タブレットの活用についてお聞きしたいと思います。

駅周辺帰宅困難者対策協議会があります。これは、目黒駅、大井町駅、五反田駅、大崎駅に協議会があって、その中で活動拠点にしている、そこで防災タブレットが配布されているということです。防災タブレットは、町会長、自治会長に配付されて、活用されている中、まず最初に、防災タブレットの配布目的と、災害時に期待される役割を教えてくださいたいと思います。

○平原防災体制整備担当課長 防災タブレットについてのお尋ねでございます。

防災タブレットにつきましては、災害時における情報伝達の強化を目的といたしまして、平成25年度に最初に配布させていただき、昨年度、令和2年度に現行の機種に更新したところでございます。

活用についてでございますけれども、区内の警察、消防、先ほどご案内がございました帰宅困難者対策協議会との情報連携に活用することとしておりますが、主な目的といたしましては、地域との情報連携でございます。具体的には、区からの情報伝達はもとより、平常時において、防災区民組織の役員の間、あるいは防災区民組織本部長同士での情報共有など、さらにはウェブ会議の実施などを考えてございます。災害時においては、区民避難所の運営に当たる避難所運営会議の役員として必要な情報を収集する手段としての活用を考えているところでございます。

○高橋（伸）委員 どうもありがとうございました。私のところには、複数の町会長から、この防災タブレットの活用、操作が難しい、使いこなすのが難しいというお声が寄せられています。確かにご高齢の町会長には活用がすごく難しいのかと私も思っているところでございます。区として防災タブレットの操作の習熟に関する取組というのは何をされているのかということと、あと町会長よりもパソコン操作をある程度把握されている役員など、若手に配布したほうがいいのかという意見も寄せられています。あと、例えば追加で、町会役員に配布するといった考えがあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○平原防災体制整備担当課長 防災タブレットの使い方等のお尋ねでございます。

令和2年度に、各会長に防災タブレットをお渡しさせていただいた際に、実際のタブレットを使いながら、簡単な説明は併せて行わせていただいたところでございます。ただ、その後、委員ご指摘のとおり、使い方についてさらに教えてほしいなどという声を地域から頂きまして、より詳しい説明を、各地域に行わせていただいているところでございます。今、直ちに追加配布については考えてはございませんけれども、今後は防災課からの発信につきましては、従来からの書面に加えまして、防災タブレット

による電子での配信といったものも併用して行うことを考えてございまして、ふだん使いが、いざというときのための訓練でもあるという考え方の下、操作に慣れていただくような場面を増やしていこうと考えてございます。

○高橋（伸）委員 どうもありがとうございました。防災課の取組はよく分かりましたので、また継続してよろしくをお願いします。

あと、やはり災害時に防災タブレットを適切に使いこなすには、ふだんから使って、操作に習熟していく必要があると思います。例えば町会長会議などで、町会長との関わりの深い地域センターで、防災タブレットをどういうふうに活用しているのか教えてください。時間がなくてすみません。

○川島地域活動課長 地域センターにおいても、防災タブレットを積極的に活用しているところでございます。

○渡部委員長 次に、若林委員。

○若林委員 では、148ページの過料、歩行喫煙の防止です。あと、財政というか会計的なところを1つ、お聞きしたいと思います。その前に、先ほど松澤委員から、ボランティア、しな助の件で、大変いい議論を聞かせていただいて、参考にさせていただきたいと思っております。

私も、ボランティア、当時まだ、しな助というネーミングはつけられる前の、いわゆる東京大会、しな助自体は質問はしませんので、ご安心ください。そのネーミングの前に、オリンピックで、当時から何万人規模のボランティアが区では必要なのだと。その前のロンドンオリンピックや北京大会等々で、そういうことが言われて、そういうボランティアが品川区内でもたくさんの方が参加された暁には、ぜひ、今で言うレガシーとして、地域や、いろいろなところで、そういう方々がご活躍できないかというような思いを持って、議会でも質問させていただいたことがあって、先ほどの松澤委員との議論を大変興味深く聞いておりました。

そういうことで、品川区、先ほども組織化という話がどうしても出てくるのですが、私も議員になる前、12月だったか、障害者週間の記念の集いなどにボランティアの募集が広報しながわに出て、参加させていただいたこともあって、そういう組織化されないボランティアの在り方とか、また企画調整課長が言われるような、組織化するといった観点とか、ボランティアについては、あまり堅苦しく考えないで進めたほうが、もっと広がりが出るのではないかと実感している一人でございます。

昨年度でしたか、いわゆる新型コロナワクチンの予約が、電話のほかにウェブで予約する。そのとき、優先順位の高い高齢者が、まず何の問題にぶつかったかということ、ウェブ予約ができない。スマートフォンがない。こういう問題が湧き起こって、品川区でも区役所と地域センターで対応していただいたということには大変感謝を申し上げているわけですが、ほかの自治体の事例では、この時勢、大学生や、高校生はなかったか、あとはテレワークしている若い世代などという方が、気軽に区役所の窓口等にきて、高齢者のウェブ予約を、その場でピピッとやって差し上げるという、こういうことをしていた自治体があったと記憶しております。

そういう意味で、組織化するという、本当に、迎えるほうもやるほうも、ある程度、身構えながら、しっかり着実にやるという部分もあるでしょうし、さっき言った、障害者福祉課など、ほかのところでもあると思うのです。そういう部分でも、大きくソフトに、硬いところと柔らかいところというか、広げるためのボランティアの在り方というのは、1つ、今後の広げ方というところで、どなたに聞けばいいのか、答弁になるのか分かりませんが、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

そのまま続けて、過料については、事務事業概要で、令和2年度の決算の内容ですけれども、令和2

年度の指導や過料の実績がありまして、例えば五反田地区の、路上喫煙や地域美化推進地区で、指導の数が、令和元年度と2年度の数が比較されています。それから過料について、大崎地区の指導と過料の比較というか、実績が載っています。この辺、令和2年度、決算年度においては、特に指導が爆発的に、大崎地区などは、9倍、10倍近くになります。この辺の、これはどういう状況だったのかというのをお聞きしたいと思います。具体的に、では五反田地区と大崎地区に絞って、どういうポイントで指導したり、それから過料を取られたのですか。この辺が少し具体的に分かれば教えていただきたいと思えます。

○佐藤企画調整課長 ボランティアの方々への対応に関するご質問だと思います。

ボランティアの方々、また地域のコミュニティーの力というのは、例えば東日本大震災のときに、公共サービスが途絶えたときに大きな力を発揮したと、様々言われております。区といたしましても、非常に重要なことだと考えております。

委員ご指摘のとおり、組織化したほうがいいのか、もしくは柔軟性を持ったほうがいいのか、ボランティアの方々の個人であったり団体であったり年代、あとどういったボランティアをやりたいかというご希望もありますので、当然うまく対応できるような形で、どういったものがいいのかというの、また様々、今後積極的に検討していきたいと思えます。

○森田生活安全担当課長 五反田・大崎地区への指導の多くなった状況についてのご質問だと思います。

現在、指定喫煙所、9つのうち2つを今、閉鎖しております。五反田地区につきましては、7月21日から加熱式の喫煙所を設置しましたが、その前につきましては閉鎖状態でありました。これは五反田地区でございます。大崎地区につきましても、今、大崎駅東口の指定喫煙所を閉鎖していることから、通常、指導ですと、1人でお歩きになられている方にお声をかけるというのが通常でございますが、閉鎖している喫煙所が2つありますので、ここがちょうど五反田地区になりますので、数名の方がまわっていらっしゃるところを指導している。それが固まって多くなったものと考えております。大崎駅東口につきましても閉鎖しているところがございますので、そこに集まってきている方々の指導をさせていただいているという形であります。

○若林委員 ボランティアのほうは、ちょっと関連質問みたいになりましたけれども、ぜひまた、今から来年度以降、しっかり広がるように、今、機運も高まっていると思えますので、また各所管におかれましては、組織化ということではないと思えます。ソフトな部分で、どんどんイベント等の行事に、ある意味で気軽に、行くほうは行ける、そういうボランティアの募集の在り方というのをぜひ進めていただきたいと思います。

過料については、たばこのほうでございますので、時間がもう少し。

そうすると、今のご答弁は、大崎駅東口と五反田地区の本村橋のたもと、今はもう開いていますけれども、大体その周辺で、五反田地区で言うと令和元年度が999件から、令和2年度の決算年度では1,786件に、ここはまさに倍増したぐらい。それで大崎地区は、令和元年度は278件から、令和2年度は1,896件に増えたということで、確認を1つと、逆に過料のほうは、前年度から少なかったり多かったりしているのですけれども、この辺のお話もお聞かせください。

○森田生活安全担当課長 五反田・大崎地区の指導につきましてのご質問ということと、あと過料についてのご質問だと思えます。

閉鎖しているところにつきましては、やはり多くの方が、今まではどうにか違反しないようにという

ことで指定喫煙所にお集まりになって吸われていた方もいらっしゃると思いますが、そこがやはり閉鎖しましたところ、多くの方がお集まりになられているところなので、私どもが行きまして、指導させていただいていると。それで、悪質な方々につきましては、その周辺にもいらっしゃいますので、それについては厳しく取締りをしているところではございます。多くの広報……。[時間切れにより答弁なし]

○渡部委員長 次に、芹澤委員。

○芹澤委員 私からは、142ページ、ふるさと納税寄附金、101ページ、帰宅困難者対策経費について伺います。

先にふるさと納税寄附金について伺います。定例会の中でも一般質問で取り上げまして、うまく答弁がかみ合わなかった部分もあったので、再度お伺いしたいと思います。一般質問の中では、ふるさと納税制度の返礼品にマーケティングの視点を入れてはどうかということで、特に具体的に、隣接区である港区、高額納税者も多いですし、そういった方をターゲットに、あとは、ふるさと納税ではまだブルー・オーシャン戦略だと思っていますけれども、外国人に対しての返礼品の在り方といったことをご提案して、答弁としては、特定の地域、あとは国籍に絞った返礼品の用意はしないというようなお話で、なるべく広く品川区を実感していただけるように返礼品を選んでいきたいというお話があって、まず前段の、特定の地域・国籍に特化したというのは、私の説明不足もあるのですが、そもそもできないと思っていますので、そういう意味ではなくて、ターゲットを明確にしたほうがいいのではないかとこの視点でお伺いしました。それで、広く区民にというのは、もう私も100%同意していますので、そのために、マーケティングの視点を返礼品に取り入れてはどうかというようなご提案なのですけれども、まずそこについてご見解をお聞かせください。

○堤坂税務課長 ターゲットを明確にというお尋ねでございますけれども、まず先ほども委員のお話がありましたけれども、外国人、それから特定の地域に在住の方ということにこだわることなく、広く、浅くという言葉が適当か分かりませんが、広く返礼品を求めるということで、ターゲットを、基本的には地場産品に照合しているものかということと、あとは既に導入しておりますフライトシミュレーターのように、体験型の返礼品ということを中心に考えているところでございます。今後、ほかの自治体の例もよく新聞などに出ていますので、その辺を参考にして研究を重ねてまいりたいと考えてございます。

○芹澤委員 ありがとうございます。今朝、冒頭も区長から、歳入の見通しが非常に厳しいと。それで、財源確保については創意工夫をしたいというようなお話があって、今日の答弁の中でも財政課長からも、クラウドファンディングでも何でも全庁的に取り組んでいきたいというようなお話を頂いたと思っています。釈迦に説法で恐縮ですけれども、どんなサービスでも、業界でも、商品を選ぶに当たっては、必ずターゲットを明確にしていけないといけないと思っています。今お話があったフライトシミュレーターなども、本当に非常にいい返礼品だと思うのですが、では誰がそれを選んでいくのかというのを、きちんと考えていけないといけないと思うのです。例えば、フライトシミュレーターを求めているのが男の子だろうと。そうすると、何歳ぐらいか、小学生だろう。例えば小学校6年生の男の子が一番ヒットするのではないかとこのことを考えると、そうすると、女の子の小学生には、ヒットする商品は品川区の返礼品であるのだろうかということを考えていって、今、シナモロールが人形としてある。だけど、シナモロールだと体験型のものがないかもしれないというような、そうやって一つ一つ潰していって、品川区をPRしていくというのが、まさにマーケティングだと思っています、それが流入につながっ

ていっているのですけれども、もう一度ご答弁をお願いします。

○堤坂税務課長 今、フライトシミュレーターを小学校6年生程度の男児というお話もありましたけれども、これも国籍にこだわることなく、同じ、どなたにも受け入れられるということで、男性からも女性からも受けられるということが理想かと思います。そして、その中で今考えているのは、対象年齢はぐっと低くなるのですけれども、サンリオのご協力を頂いて、シナモロールが区内を巡って名所を案内する内容の絵本、それによって区の魅力を対外的に発信して、区内観光を楽しんでもらうとともに、実際に品川区に来ていただいて、親御さんとお子さんに区内を巡っていただく、そういう気にさせる絵本なども考えております。これは対象年齢が、小学生というよりも学齢前の幼児の方が対象になるかと思います。それから、屋形船の方も、すごく経済的に打撃を受けているかと思いますので、屋形船でベイエリアを回っていただいて、その中で食事を楽しんでいただくとか、そういうプランも考えてございます。

○芹澤委員 なかなか、まだかみ合っていない部分があって、お話は大変分かるのです。それで、屋形船に関しても私も一般質問で提案しましたし、ぜひ区内産業の支援というのはしていただきたいと思っていますので、屋形船を取り入れるのはぜひ前向きにしていきたいのですが、その奥にいるターゲットが誰なのかというのを、ふるさと納税に関しては絶対に考えないといけないと思っています、小学生なら小学生、乳幼児を育てている親に対してだったら、その返礼品を考えていかないと、流入額も絶対に増えないし、品川区のPRにも全くならないと思うのです。これは、私が当選してからずっとふるさと納税のことを言って、さっき議事録を調べてびっくりしたのですけれども、私もずっと同じ質問をしていて、区もずっと同じ答弁をしていただいているのです。私の提案が悪いのですけれども、ぜひ、これはコロナの前に当時は提案していますから、今、財源が厳しいという中で、行財政改革特別委員会の調査項目でも必ず財源確保で、ふるさと納税というのは少し出てくるのですけれども、もう少し積極的に、ふるさと納税に対しては取り組んでいただければと思います。

区がやりたいことを、先ほどの産業支援というところで屋形船のところもそうですけれども、区がこういうのをどうだろうかという提案をしていって、その奥に、ターゲットに誰がなるのかというのは、結構大変な作業だと思うのです。だから、これまでできなかったというのももちろん分かりますし、特別区全国連携プロジェクトの話もあって、なかなか横のつながりもあって、品川区だけが前に出づらいうのもあると思うのです。そういうところを考えると、例えば民間のコンサルティング会社などを入れて、そこにやってもらって、品川区が全面的にやっけていって、特別区全国連携プロジェクトを裏切っているのではなくて、コンサルティング会社にある意味、クッションになってもらうというか、コンサルティング会社がやるというやり方もありだと思うのですけれども、もう一度、ターゲット層の明確化というものの確認と、あと外部のコンサルティング会社を入れるというところの取組について、ご見解をお聞かせください。

○堤坂税務課長 ターゲットにつきましては、繰り返しになる部分もあるのですけれども、特定の年齢層、性別、国籍などということにこだわらないで、いろいろな方に受け入れる返礼品ということで、そうなりますと必然的に、いろいろな品目を用意する必要がございますので、その辺を研究してまいりたいと思います。

それから、コンサルティング会社を入れるということについても研究していきたいと思います。費用対効果ということもございますので。

○芹澤委員 今、話をしている分かったのですけれども、多分、ゴールは一緒でして、返礼品を今増

やしていただくというところは多分一緒だと思うのです。広く多くの方々に区を知ってもらう、区を実感してもらう。そして、そのツールがふるさと納税制度というところは多分、今、一緒だと思いますので、そのために今の返礼品で、どこの世代層が、どこの性別の方々が、どこのターゲット層の方まではカバーできていて、この方々には返礼品がヒットしていないところを明確にするために、それぞれの項目の、品川区史など、いろいろ返礼品を出していらっしゃると思いますけれども、ヒットしないターゲット層が必ずあると思いますので、そこを見ていただきたい。だから、今の返礼品を検証するというのもそうですし、検証することで次の返礼品につながると思いますので、それはぜひお願いします。

最後、すごく短くなってしまいましたけれども、帰宅困難者対策。先ほど高橋申明委員がお話しましたので、重複する項目は省きますけれども、基本的に帰宅困難者対策経費というのは、協議会もやっていますけれども、防災協定を結んで、一時避難所に場所を貸してというような話があると思うのです。それで、防災協定というのは、今、特にコロナ禍の中で感染症対策というのも必要だと思うのですけれども、避難所というか、滞在施設を明け渡してくれる事業者や団体に対して、感染経費というのも補助したらどうなのかとと思っているのですが、そこのご見解をお聞かせください。

○山本防災課長 一時滞在施設につきましては、帰宅困難者の不特定多数の方が集まる可能性がありますので、感染対策というものが必要だと考えてございます。区といたしましては、感染症の対策の用品の支給など、運営上必要な支援につきまして、今後も検討していきたいと考えてございます。

○芹澤委員 土木費でもまた防災協定をやりたいと思いますが、いいです。来週にします。ありがとうございます。

○渡部委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は来週10月4日月曜日、午前10時から開きます。

本日はこれをもって閉会いたします。

○午後5時36分閉会

委員長 渡部 茂